平成25年度モニター会議審査案件一覧

項番	モニター会議開催月		文書名	改善のポイント
	1回目	2回目		
1	4月	5月	目的別チラシ(口座振替・早割)	・「早割」「6カ月前納」「1年度前納」の説明について、オモテ面とウラ面に分けて掲載していたものを、すべてオモテ面に掲載。 ・申込方法や納付額早見表を、大きく表示。
2	4月	5月	「雇用保険と年金の調整」解説リーフレット	・読み手を引き付けるタイトル「雇用保険の給付を受けると年金が止まります！」に変更するとともに、調整のポイントを端的に説明。 ・「高年齢雇用継続給付の支給率および年金停止率の早見表」を削除し、支給停止の例を見やすく表示。
3	6月	7月	国民年金20歳適用勧奨リーフレット	・お客様に要求するタスク(国民年金資格取得届の提出)を、1ページ目に大きく表示。 ・無駄に使用している背景色を削除。 ・追納制度の説明について、情報量を大幅に削減。(半ページ→3行)
4	6月	7月	老齢年金請求書	・提出先について、今までは文章で説明していたものを、図で表示。 ・添付書類の説明内容を全体的に見直し、「すべての方」「配偶者または子がいる方」などのパターンに分けて表示。
5	9月	10月	国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届書	・お客様に記入していただく欄「届出人欄」をわかりやすく表示。 ・ウラ面に記載していた注意喚起文(加入の届け出をせずに保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない旨の文章)を、オモテ面に移動。
6	9月	10月	老齢年金の請求手続きをされる方へ (老齢年金請求書の記入例)	・重複している情報(住民票コード記載のお願いなど)を整理。 ・吹き出しから伸びる矢印の位置の変更や、言い回しの簡潔化により、読みやすく表示。 ・それぞれの記入例が「老齢年金請求書」の何ページの部分なのかを表示。
7	11月		ねんきんネット	・「強制徴収対象者」や「納付誓約者」など、一見しただけでは内容がわかりづらい文言については機構HPで確認できるようハイパーリンクを設定。 ・一文が長いものやかっこ書きが多い文章等について、可読性を高めるため文章を修正。
8	11月	12月	在職者の報酬と年金の調整リーフレット	・情報に優先順位をつけ、支給停止額の算定方法を中心にまとめる内容に修正。 ・「60歳以上65歳未満」「65歳以上」「高年齢雇用継続給付金受給者」の3パターンに分け、それぞれの支給停止額の計算例をわかりやすく表示。
9	12月		目的別チラシ(追納制度)	・追納保険料額の表について、加算額を含むものと含まないものが一目でわかるよう、背景に色を付けてわかりやすく表示。 ・お客様にとって必要不可欠な情報(追納の申込方法や申込書の入手方法)を追記。
10	1月		算定基礎届記載要領	・吹き出しから伸びる多数の矢印が文書を読みにくくしている原因であるため、矢印をすべて削除し、左側に記入例、右側に各欄の説明文を記載。 ・記入例の「算定基礎届」「算定基礎届総括表」は、色やレイアウトなど、現物の同じものを使用。
11	1月	2月	目的別チラシ(任意加入)	・年金増加額の例について、文章で表現していたものをグラフを使って表示。また、平均寿命から増加額を算出する方法から、65歳から70、75、80歳まで受け取る増加額を表示する方法に変更。 ・さらに年金額を増やす方法として、付加保険料の説明を追加。
12	2月	3月	裁定替・振替加算解説リーフレット	・全体のレイアウトについて、まず1ページ目にはこのチラシで伝えたい情報の概要を記載し、次に2～4ページ目にはそれぞれの詳細を記載する方法に変更。 ・裁定替、繰下げ受給の説明は、手続き順にわかりやすく表示。

【日本年金機構における文書改善の方針】
・文書の目的と送付対象者を考慮し、情報に優先順位をつけ、必要最低限に情報量を絞る。
・情報の送り手(日本年金機構)と受け手(お客様)にある障壁を取り除き、伝達効率を高めるデザインとする。

１．審査後

国民年金保険料の納付は **口座振替が便利でお得**です！

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。
また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

保険料を早割にすると、月 50 円(年間 600 円)のお得！

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。

●通常の口座振替(翌月末納付)

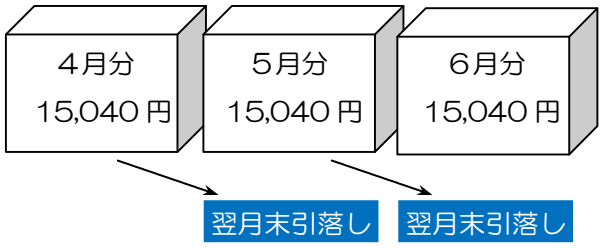

●早割(当月末納付)

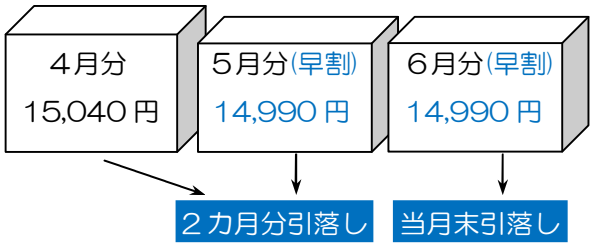

※早割申込後の最初の引き落としは、前月分(割引なし)と当月分(50 円割引)の２カ月分となり、その後は当月分(50 円割引)の１カ月分となります。

６カ月分、１年度分をまとめて前納するとさらにお得！

●６カ月前納

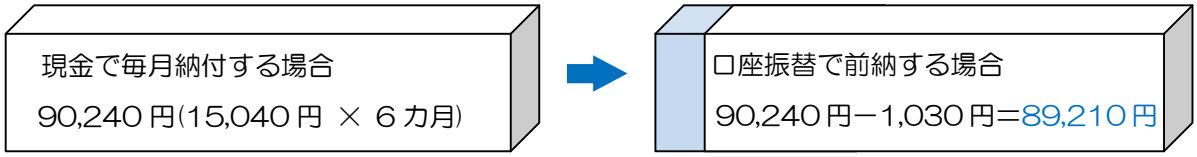

※4 月分～9 月分は 4 月末、10 月分～翌年 3 月分は 10 月末に一括引き落とし

・初めて口座振替で６カ月前納を申し込んだ場合は、７カ月分(３月分＋４月分～９月分、または９月分＋１０月分～翌年３月分)の保険料が引き落としとなります。

●１年度前納

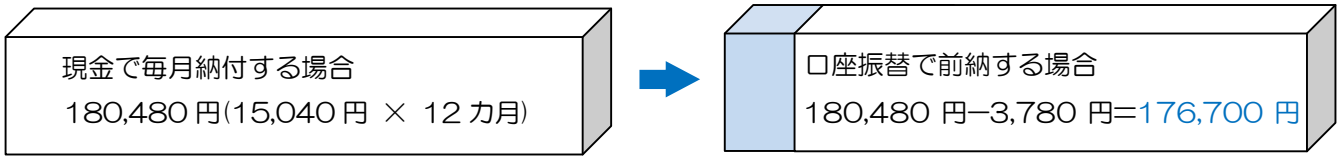

※4 月末に一括引き落とし

・初めて口座振替で１年度前納を申し込んだ場合は、13 カ月分(3 月分+4 月分～翌年 3 月分)の保険料が引き落としとなります。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送してください。
また、年金事務所や金融機関の窓口に提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。

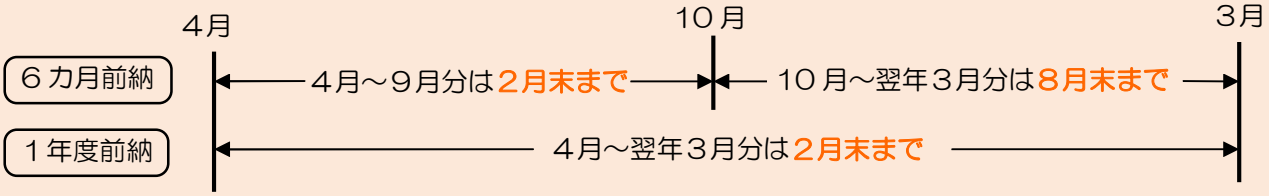

※「口座振替申出書」は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。

国民年金　口座振替　検索

平成25年度　国民年金保険料 納付額早見表(現金納付・口座振替比較)

	1カ月分		6カ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	15,040円	―	90,240円	―	180,480円	―
早割 (当月末振替の口座振替)	14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
6カ月前納 (現金納付)	―	―	89,510円	730円	179,020円	1,460円
6カ月前納 (口座振替)	―	―	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
1年前納 (現金納付)	―	―	―	―	177,280円	3,200円
1年前納 (口座振替)	―	―	―	―	176,700円	3,780円

※一部免除(一部納付)になっている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

●「クレジットカード納付」について
クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へお申し込みください。クレジットカード納付による保険料割引もございます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検索

日本年金機構
Japan Pension Service

１．審査前

国民年金保険料の納付は「口座振替」が“便利”で“お得”です！

便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます

お得 早割・前納を利用すると保険料が割引されます

簡単 １度の手続きでOK！手数料もかかりません

安心 自動引き落としで納め忘れの心配がありません

◎保険料を当月末の口座振替【早割】にすると月々50 円(年間 600 円)のお得！

○現金で毎月納付する場合

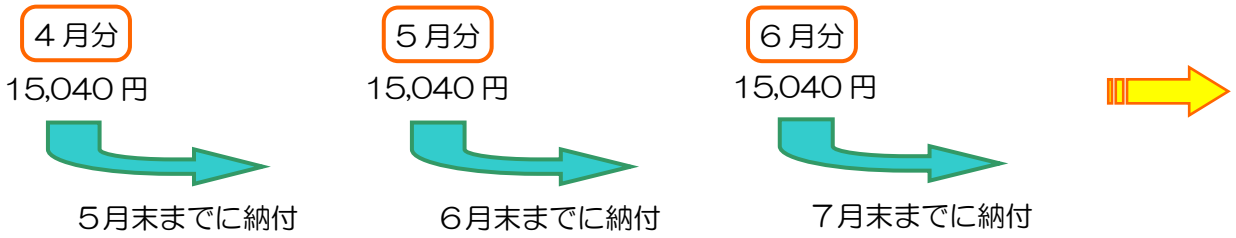

○口座振替【早割】にした場合(5 月分からの例)

★ 月末が休日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

- 原則として、口座振替を申し込んだ初回の引き落としは、前月分(割引なし)と当月分(50 円割引)の２カ月分の保険料が引き落としとなります。その後は当月分(50 円割引)の１カ月分の引き落としとなります。
- 保険料額は平成２５年度の額です。

☆☆　申し込み方法　☆☆

○口座振替申出書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、お近くの年金事務所の窓口に申し込みするか、郵送してください。また、金融機関窓口に提出していただいても結構です。

○前納の申し込みは、「1 年度分および上期６カ月分(4 月分～9 月分)は２月末まで」に、また、「下期６カ月分(10 月分～翌年３月分)は８月末まで」に、お近くの年金事務所に申し込みください。

１年度分または６カ月分の口座振替による前納はもっとお得です。

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

１年度分または６カ月分の口座振替による前納は
『もっとお得です』

〇口座振替が開始されるまで、申し込み後２カ月程度かかります。申し込みはお早めにお願いします。
〇すでに口座振替で前納している方(引き続き第１号被保険者である方)は、毎年申し込む必要はありません。
〇保険料額は平成 25 年度の額です。

１年度分の口座振替前納

１年度分(4 月分～翌年３月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、年間 3,780 円 の割引になります。

１年度分保険料(現金で毎月納付する場合)

180,480 円
(15,040 円 × 12 月)

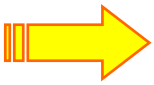

１年度分保険料
(口座振替前納)

４月末に一括引き落とし

６カ月分の口座振替前納

６カ月分(4 月分～9 月分、10 月分～翌年３月分）の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、それぞれ 1,030 円(年間 2,060 円)の割引になります。

６カ月分保険料(現金で毎月納付する場合)

90,240 円
(15,040 円 × ６月)

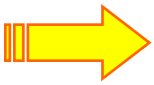

６カ月分保険料
(口座振替前納)

・４月分～９月分は４月末に一括引き落とし
・10 月分～翌年３月分は 10 月末に一括引き落とし

※月末が休日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

※原則として、初めて口座振替で１年度分の前納を申し込んだ方は 13 カ月分(3 月分＋4 月分～翌年３月分）を、６カ月分の前納を申し込んだ方は７カ月分((3 月分＋4 月分～9 月分)または(9 月分＋10 月分～翌年３月分)) の保険料が引き落としとなりますので残高不足にご注意ください。

平成 25 年度　国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

	■ 平成２５年度 ■	１カ月分		６カ月分		１年度分	
		保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
	毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	15,040 円	—	90,240 円	—	180,480 円	—
毎月お得	毎月振替・【早割】(当月末振替の口座振替)	14,990 円	50 円	89,940 円	300 円	179,880 円	600 円
	６カ月前納(現金納付)	—	—	89,510 円	730 円	179,020 円	1,460 円
	６カ月前納(口座振替)	—	—	89,210 円	1,030 円	178,420 円	2,060 円
	１年前納 (現金納付)	—	—	—	—	177,280 円	3,200 円
最もお得	１年前納 (口座振替)	—	—	—	—	176,700 円	3,780 円

※一部免除(一部納付)になっている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

◎「クレジットカード納付」について

クレジットカード納付は被保険者が事前に申し込みをし、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです(クレジットカードを提示し、直接納付する方法ではありません)。
クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へお申し込みください。なお、クレジットカード納付では口座振替による【早割】はご利用できません。また、６カ月前納・１年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

1203 1016 008

日本年金機構
Japan Pension Service

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険の給付を受けると年金が止まります！

退職された方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。【P.2～P.3へ】

厚生年金保険に加入中の方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けると、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。【P.4へ】

年金請求時に、雇用保険に関する届出をお願いします。
〇年金請求書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
〇雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー）を添付してください。

失業給付と年金との調整

60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金や退職共済年金（以下、「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付※1を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1　失業給付・・・雇用保険法の基本手当（船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります）

調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（これを「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月※2または所定給付日数を受け終わった月※3までです。
ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかったときの、その月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2　受給期間が経過した月 ・・・・・・・・・・受給期間満了日の翌日が属する月
※3　所定給付日数を受け終わった月・・・最後の失業認定日が属する月

失業給付と年金との調整の例

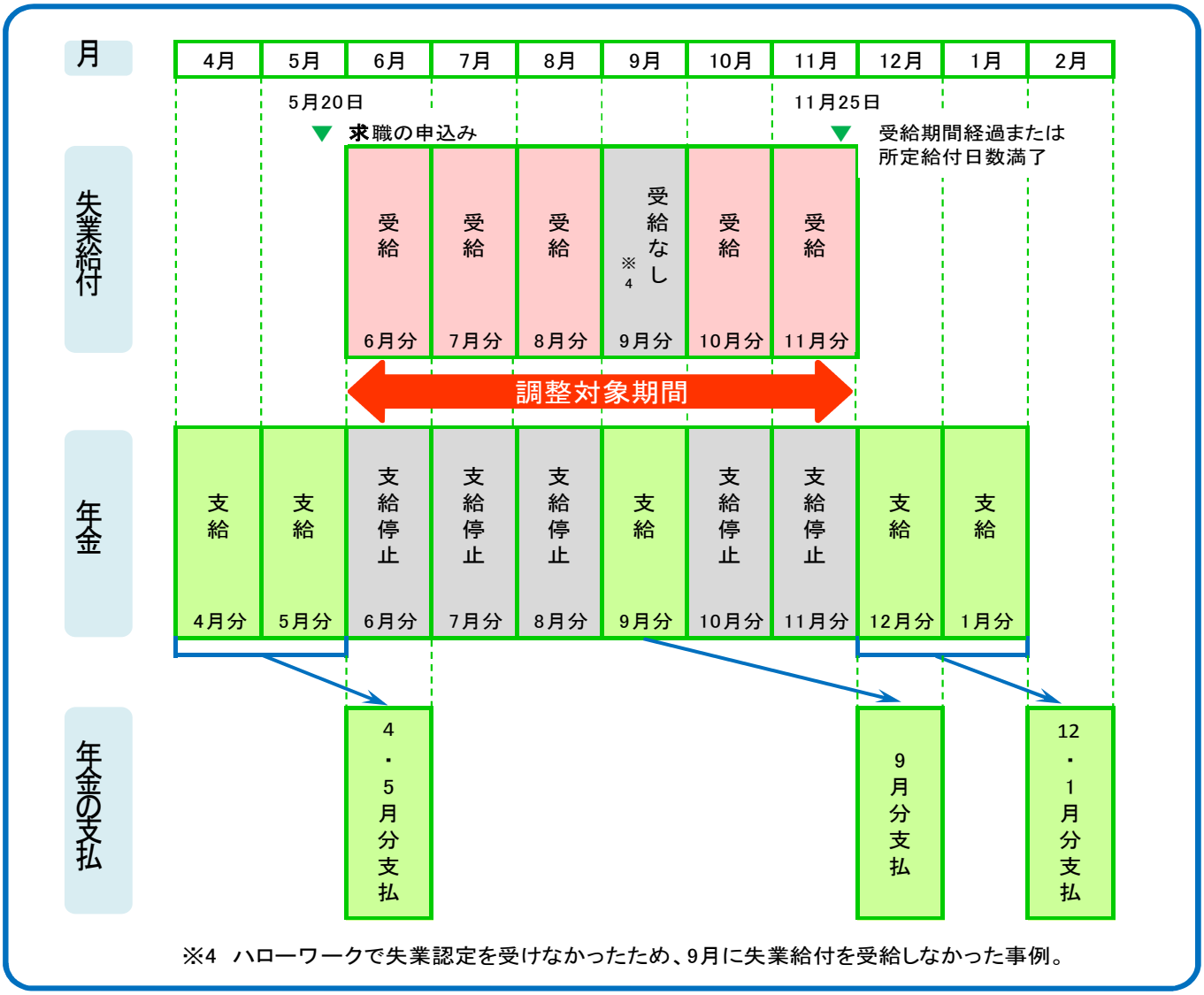

※4　ハローワークで失業認定を受けなかったため、9月に失業給付を受給しなかった事例。

事後精算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日が1日でもある月は、年金の全額が支給停止されます。このため、失業給付を受けた日数の合計が同じであっても、月をまたいで失業給付を受けたかどうかの違いにより、年金が支給停止される月数が異なる場合があります。
この場合、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に調整が行われ、さかのぼって年金が支払われます。これを、「事後精算」といいます。

事後精算の仕組み

支給停止されていた年金のうち、お支払いできる月数（これを「支給停止解除月数」といいます）を次の式で計算します。支給停止解除月数が1カ月以上の場合、その月数分の年金がさかのぼって支払われます。

$$\text{支給停止解除月数}^{※5} = \text{年金停止月数} - \frac{\text{失業給付の支給対象となった日数}}{30\text{日}}$$

※5 失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。失業給付の支給対象となった日数には、待期期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含みません。

事後精算の例

＜年金が支給停止となる期間＞　※給付制限期間3カ月、所定給付日数240日の場合

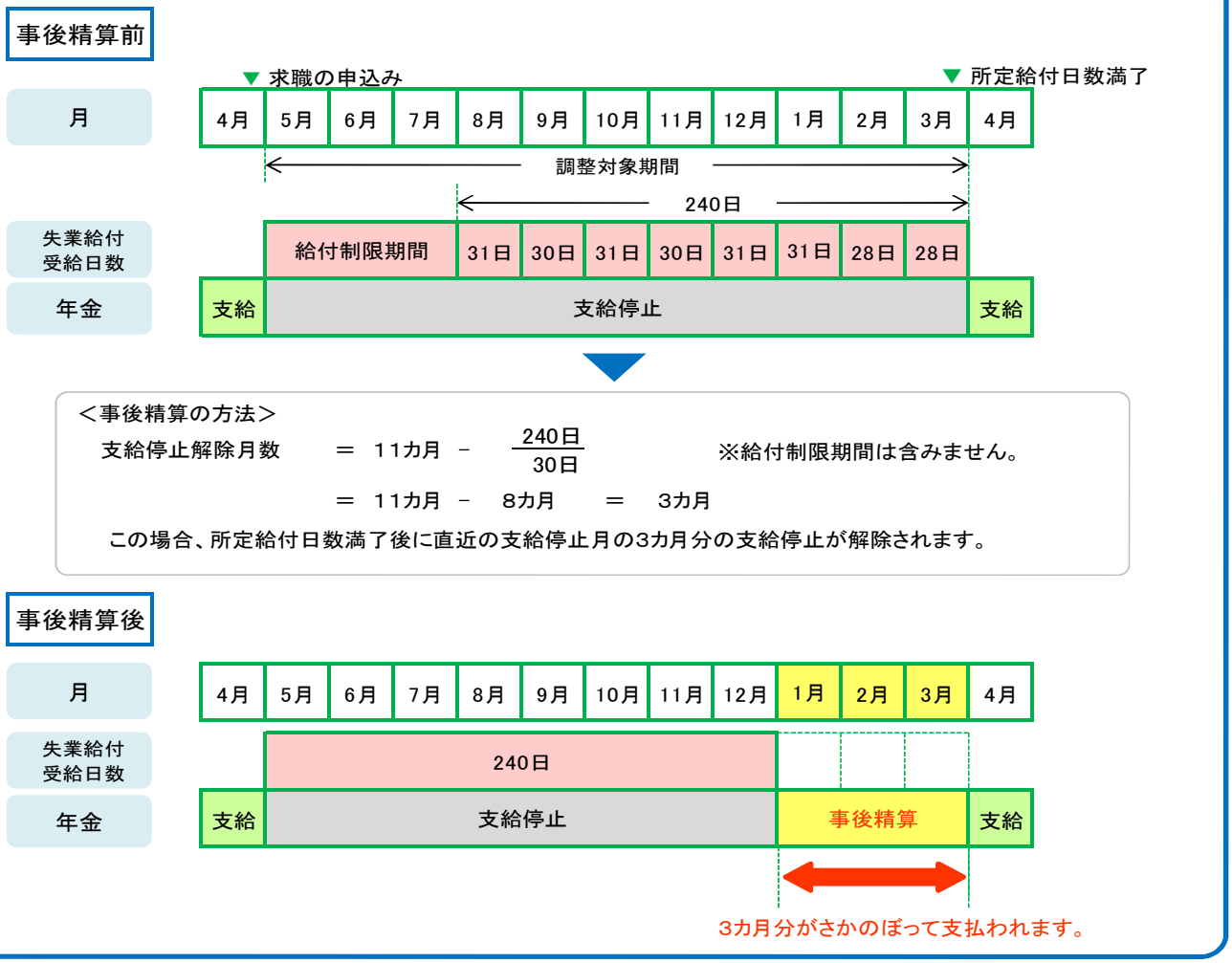

＜事後精算の方法＞

支給停止解除月数　＝　11カ月　－　$\frac{240\text{日}}{30\text{日}}$　※給付制限期間は含みません。

＝　11カ月　－　8カ月　＝　3カ月

この場合、所定給付日数満了後に直近の支給停止月の3カ月分の支給停止が解除されます。

高年齢雇用継続給付と年金との調整

高年齢雇用継続給付※6とは原則、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった方を対象に、賃金額の0.44%～15%に相当する額が支払われるものです。
一方、年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けると、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部（賃金額の0.18%～6%）が支給停止されます。

※6　高年齢雇用継続給付・・・雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金（船員保険法の高齢雇用継続基本給付金または高齢再就職給付金も同様に調整の対象となります）

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賃金額が350,000円から200,000円となった場合（賃金割合が75%未満に低下）、年金の支給停止額（月額）は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円となります。
この例では、賃金200,000円、年金78,000円、高年齢雇用継続給付30,000円を合わせて、月額308,000円のお受け取りとなります。

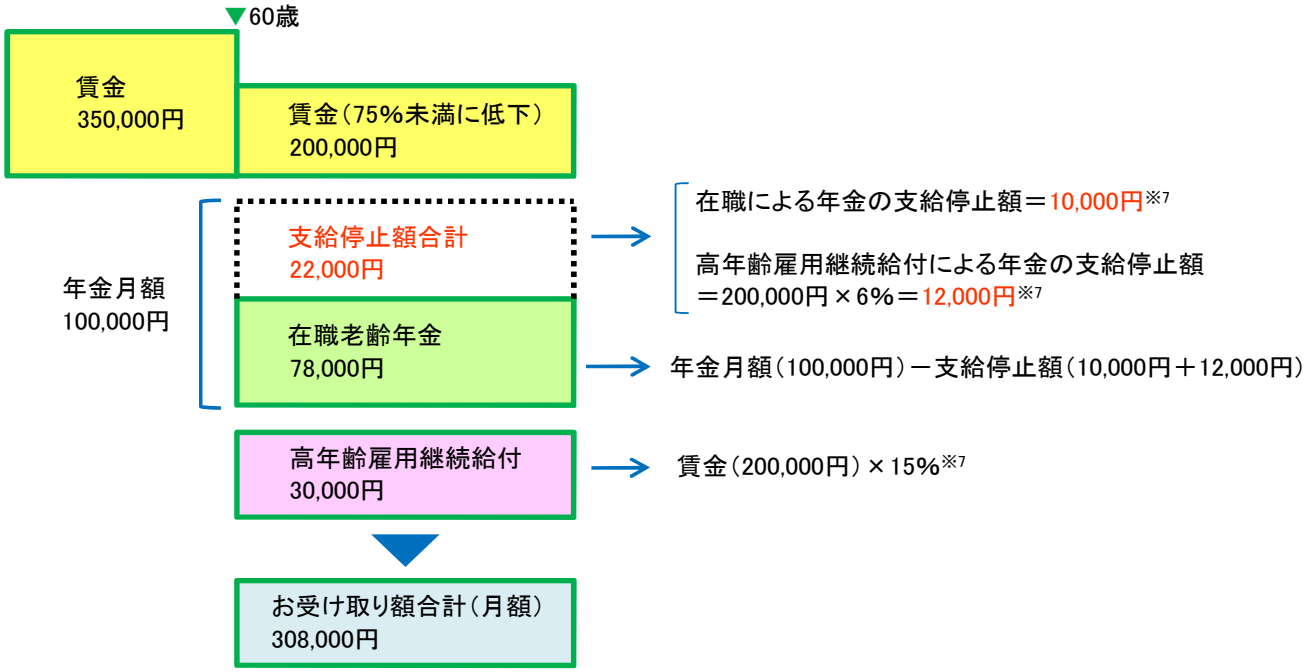

※7　在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賃金額等により異なります。

ご不明な点は、お近くの年金事務所・街角の年金相談センターへ

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ　http://www. nenkin. go. jp/

日本年金機構　検索

日本年金機構
Japan Pension Service

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険による給付と年金との調整について

○ 60歳から64歳までの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)は、雇用保険の基本手当の求職申込みをすると、基本手当等の給付を実際に受けたかどうかに関わらず、支給停止（全部）されます。
（詳細は、2，3ページをご覧ください）

○ 厚生年金保険に加入中の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金等を受けられるときは、在職による年金の停止に加えて年金の一部が支給停止されます。
（詳細は、4ページをご覧ください）

年金請求の手続きの際には、年金請求に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。

○年金請求書を提出する際には、雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー）を添付してください。

○老齢厚生年金の年金請求書を提出する方のうち、事業主等で雇用保険被保険者番号がない方や、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は、その事由書が必要です。

記入例

【年金請求書(国民年金･厚生年金保険老齢給付)】 ※P.6 抜粋

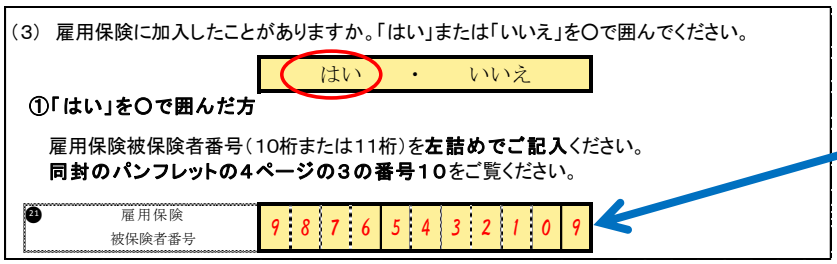

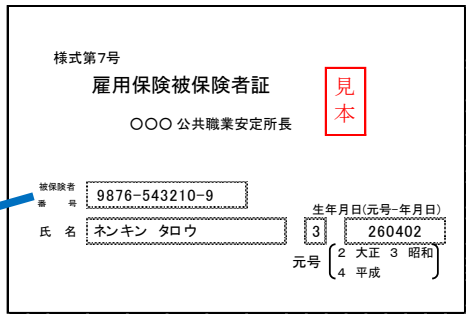

※ 記入例は、老齢厚生年金を受給できる方の場合ですが、退職共済年金を受給できる方も、雇用保険の被保険者番号を持っている方は、同様に雇用保険被保険者番号をご記入ください。
（年金請求書の様式は共済組合によって異なります）

失業給付と年金との調整

60歳から64歳までの老齢厚生年金は、ハローワークにて雇用保険法による基本手当等の求職の申し込みをすると、基本手当等の給付を実際に受けたかどうかに関わらず、支給停止（全部）されます。

調整の基本的な仕組み

求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日※1の属する月または所定給付日数を受け終わった日※2の属する月まで（これを「調整対象期間といいます」）、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。
ただし、調整対象期間において失業給付を受けたとみなされる日およびそれに準じる日が1日もない月がある場合、その月分の特別支給の老齢厚生年金が、約3か月後に支払われます。

※1 受給期間が経過した日　　・・・受給期間満了日の翌日
※2 所定給付日数を受け終わった日・・・最後の失業認定日

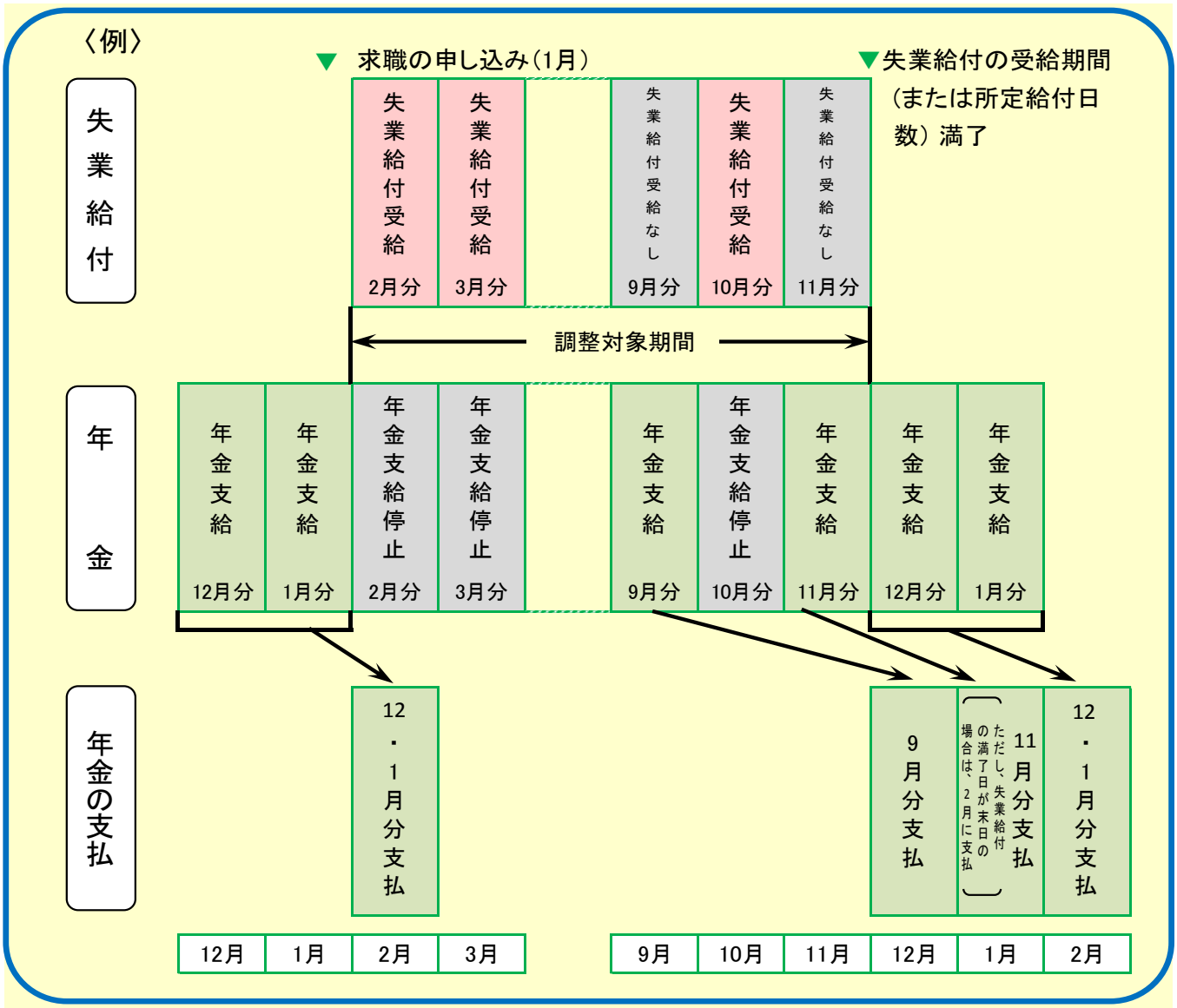

事後清算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日とみなされる日やこれに準ずる日が１日でもある月は、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。しかし、人によっては、同じ日数分の失業給付を受けた場合でも、年金が支給停止される月数が異なるという不合理なケースが生じます。
このため、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に、一定の調整が行われます。これを、事後精算といいます。

○事後精算の仕組み

失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に、次の式※1で計算した「支給停止解除月数（支給停止されていた年金のうちお支払いできる月数）」が１以上である場合には、その月数分の年金停止が解除され、直近の年金停止月より順次にさかのぼって特別支給の老齢厚生年金が支払われます。

※1 支給停止解除月数 ＝ 年金停止月数 － $\frac{\text{失業給付の支給対象となった日数※2}}{30\text{日}}$

※2 失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。失業給付の支給対象となった日数には、待機期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含みません。

事後精算の例

※給付制限期間　3か月　　※所定給付日数　240日

●年金が支給停止となる期間

事後精算前

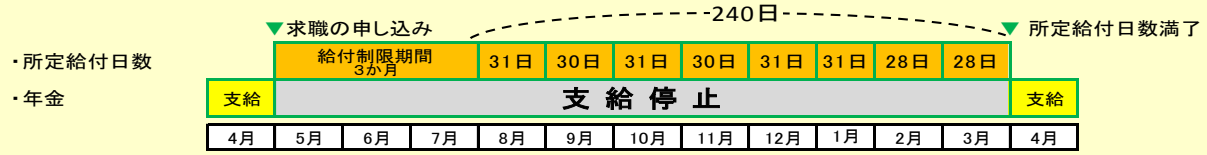

●事後精算の方法

支給停止解除月数　＝　11か月　－　$\frac{240\text{日}}{30}$　※給付制限期間は含みません。

＝　11　－　8　＝　3

この場合、所定給付日数満了後に直近の支給停止月の3か月分の支給停止が解除されます。

事後精算後

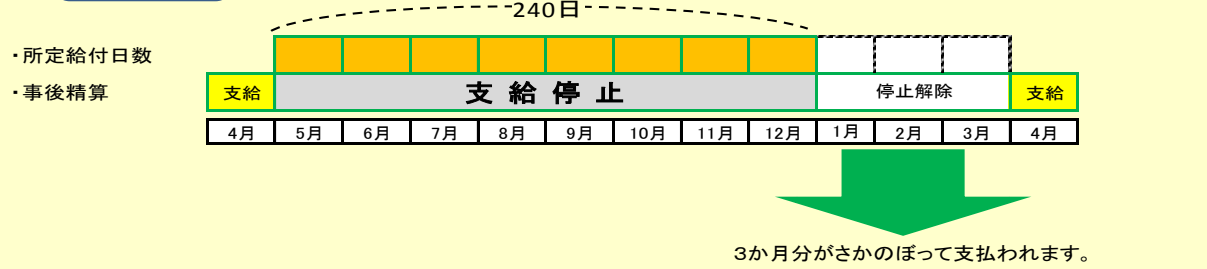

3か月分がさかのぼって支払われます。

高年齢雇用継続給付と年金との調整

○ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額が支払われるものです。

○ 厚生年金保険の被保険者で特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

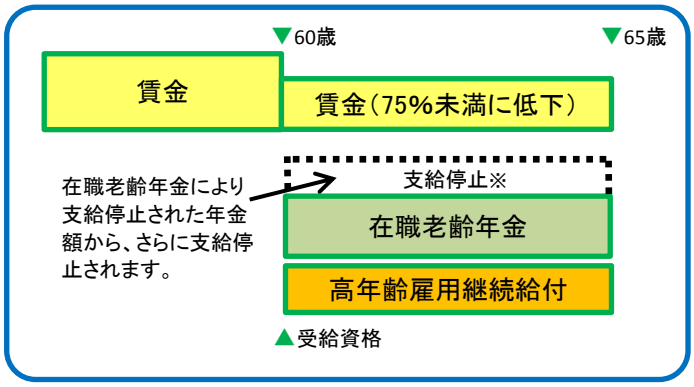

※ 高年齢雇用継続給付により支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%です。
年金の停止率は下記の早見表をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の支給率および年金停止率の早見表

(%)

賃金割合	雇用支給率	年金停止率	賃金割合	雇用支給率	年金停止率	賃金割合	雇用支給率	年金停止率	賃金割合	雇用支給率	年金停止率
75以上	0.00	0.00	71.00	3.68	1.47	67.00	7.80	3.12	63.00	12.45	4.98
74.50	0.44	0.18	70.50	4.17	1.67	66.50	8.35	3.34	62.50	13.07	5.23
74.00	0.88	0.35	70.00	4.67	1.87	66.00	8.91	3.56	62.00	13.70	5.48
73.50	1.33	0.53	69.50	5.17	2.07	65.50	9.48	3.79	61.50	14.35	5.74
73.00	1.79	0.72	69.00	5.68	2.27	65.00	10.05	4.02	61未満	15.00	6.00
72.50	2.25	0.90	68.50	6.20	2.48	64.50	10.64	4.26			
72.00	2.72	1.09	68.00	6.73	2.69	64.00	11.23	4.49			
71.50	3.20	1.28	67.50	7.26	2.90	63.50	11.84	4.73			

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方が、賃金額が350,000円から200,000円となった場合(賃金割合61%未満)、年金の支給停止額(月額)は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円が支給停止されます。

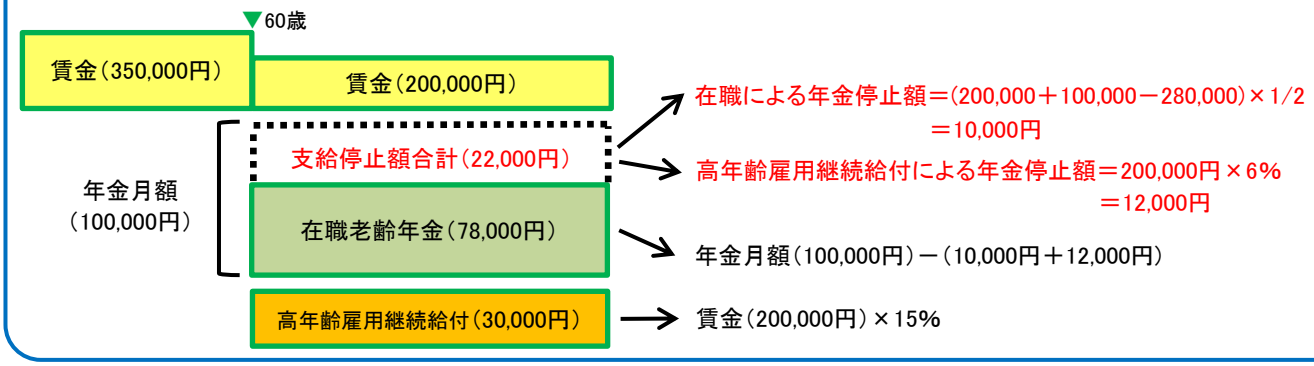

ご不明の点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターへ

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検索

日本年金機構
Japan Pension Service

ご成人おめでとうございます！

20歳の国民年金 加入のご案内

大人の仲間入りをする皆さまに知っていただきたいことがあります。
それは、国民年金は年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだということです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

これから未来へと進む皆さまに、生涯寄り添う年金。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金に加入するにはどうしたらいいの？

▶ 同封の「国民年金資格取得届」を提出してください。

「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、お誕生日の前日から14日以内に**お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。**

※20歳になった時点で以下に該当する方は、国民年金資格取得届の提出が不要です。

・厚生年金保険や共済組合に加入している方

・厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方
（国民年金の加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください）

国民年金加入手続き後の流れ

「年金手帳」が届きます。

年金手帳は、年金の加入制度が変わったとき（例：国民年金→厚生年金保険）や年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

※厚生年金保険や共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受け取っている方、あるいは受け取っていた方は、すでに基礎年金番号をお持ちですので、年金手帳は届きません。

「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関の窓口のほか、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。
なお、保険料は口座振替やクレジット納付、または電子納付もできます。
詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- １カ月あたりの保険料は、15,040円（平成25年度）です。
- 保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めます。
  例：4月15日生まれ　→　4月分から納付
  　　4月1日生まれ　→　3月分から納付
- 納付書は、保険料の納付猶予等を申請した方にも届きます。後日、納付猶予等の決定通知が届きますので、それまで納付書は保管してください。

保険料は、前納がお得です

前払い（前納）すると、保険料が割引になりお得です。
また、口座振替で前納すると割引率がアップし、さらにお得です。

	納付方法	１カ月分	６カ月分	１年分
	月々支払	15,040円	90,240円	180,480円
前納	現金支払 （割引額）		89,510円 （730円）	177,280円 （3,200円）
前納	口座振替 （割引額）	14,990円 （50円）	89,210円 （1,030円）	176,700円 （3,780円）

※加入した月からの前納を希望する場合は、事前にお近くの年金事務所へご相談ください。

老齢基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります

保険料15,040円に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

●付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」で計算します。

●20歳から60歳まで付加保険料を納めた場合
・40年間で納める付加保険料の合計額 …… 192,000円（480月 × 400円）
・1年間に受け取る付加年金額…… 96,000円（480月 × 200円）

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて、2年で元が取れる計算です。

●付加保険料を納めるには申し込みが必要です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

保険料の納付が猶予される制度があります

30歳未満の方は、「若年者納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。
なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。

「国民年金資格取得届」と同時に、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。

●若年者納付猶予制度、学生納付特例制度は、申請期間が定められています。

例：学生が平成25年4月から平成26年3月までの期間の申請を行う場合、申請期間は平成25年4月から平成26年4月末までです。

●申請書は、市（区）役所または町村役場、年金事務所のほか、日本年金機構のホームページからお取り寄せできます。

●納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。

保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。
保険料を納めるか、若年者納付猶予や学生納付特例の申請を必ずしてください。

年金Q＆A

Q．将来、年金は本当にもらえるの？

A．はい。一生涯もらえます。

- 賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから老齢基礎年金を受け取る（65歳）までの間、物価等が大きく変動したとしても、年金の実質価値は保障されます。
- 老齢基礎年金は1/2が国庫負担（税金）で賄われています。

～老齢基礎年金額の改定～

昭和61年度 ⇒ 622,800円（年額）
（1986年度）

⋮

平成25年度 ⇒ 786,500円（年額）
（2013年度）　（平成25年4月時点）

Q．年金は、年をとってからしかもらえないの？

A．いいえ。障害や遺族に対する保障もあります。

- 国民年金加入中に病気やケガで障害を負って働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある妻に「遺族基礎年金」が支払われます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るためには、病気やケガが発生した日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと等、一定の納付要件を満たすことが必要です。

Q．保険料を納めたら税金が安くなるの？

A．はい。所得税や住民税が安くなります。

- 納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となります。
- 親が代わりに保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除を受けることができます。
- 年末調整や確定申告をする場合は、国民年金保険料の「領収証書」もしくは日本年金機構から届く「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
- 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬に届きます。
（10月以降にその年初めて保険料を納めた方には翌年2月上旬に届きます）

ご不明な点は、お近くの年金事務所へ

日本年金機構ホームページから、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などがご覧いただけます。

http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構　検索

1305 1016 017

３．審査前

20歳になるあなたに国民年金加入のご案内

国民年金は、あなたのライフスタイルをサポートします！

Q. 加入するかしないかは、本人の自由でしょ？

1

A. いいえ。加入することは義務です。

●公的年金の制度は、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
●国民年金は、２０歳以上６０歳未満の日本国内にお住まいのすべての方が加入することが法律で義務付けられています。

Q. 毎月15,040円(※)の保険料が払えない！どうしたらいいの？

2

A. 保険料の納付猶予制度などをご利用ください。

●国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
●また、納付を免除・猶予された期間について、後払いできる制度（追納）もあります。
★保険料納付の猶予や追納について、詳しくは３ページをご覧ください。

※　平成２５年度の毎月の国民年金保険料額。

Q. 保険料を安く納める方法はあるの？

3

A. あります！前納制度や口座振替等をご利用ください。

●保険料を早めにお支払いいただくこと（前納）により保険料が割り引かれます。
★この前納制度と口座振替をセットにすることで、割引率が拡大します。詳しくは、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
★例えば，平成２５年度国民年金保険料を口座振替で一年前納した場合、毎月納める時よりも年間で3,780円もお得になります！

Q. 将来、十分な年金が本当にもらえるの？

4

A. はい。生きている限りもらえる、一生涯の保険です。

●賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入（２０歳）してから老齢基礎年金を受給（６５歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値は保障されます。
●国民年金の老齢基礎年金は１／２が国庫負担（税金）で賄われています。

～老齢基礎年金の額の推移～

昭和６１年度　⇒６２２，８００円（１９８６年度）

平成２５年度　⇒７８６，５００円（２０１３年度）　平成２５年４月時点

Q. 年金は、年をとってからしかもらえないでしょ？

5

A. いいえ。障害年金や遺族年金の保障があります。

●国民年金加入中の病気やけがで障害を負われて働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなられたときは、残された子や子のある妻に「遺族基礎年金」が支給されます。
●障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、事故や病気が発生した日の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと等、一定の納付要件が必要です。

【障害基礎年金の支給事例】
２０歳で国民年金に加入し、翌月に交通事故で不幸にして片足を切断した場合にも、障害と認定された日の翌月から障害基礎年金が支給されます。障害の状態によって１級または２級に区分されますが、このケースでは、２級の障害に該当すると考えられますので**年額７８６，５００円**（平成２５年４月時点の額）が支払われます。

Q. 保険料を納めたら税金とかが安くなるの？

6

A. 所得税や住民税が安くなります。

●納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。
●ご本人の代わりにご両親が保険料を納めた場合は、ご両親が社会保険料控除を受けることができます。
★年末調整や確定申告をされる場合は、国民年金保険料の「領収証書」もしくは日本年金機構からお送りする「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
★「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年１１月上旬にお送りします（１０月以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方は翌年２月上旬にお送りします）。

国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

● **30歳未満の方は、「若年者納付猶予制度」が利用できます。**
本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

● **学生の方は、「学生納付特例制度」が利用できます。**
本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます（学生証など、学生であることの証明が必要です）。

※若年者納付猶予制度、学生納付特例制度は、申請日によって審査を対象とする期間が定められています。例えば、学生が平成25年4月から平成26年3月までの期間の申請を行いたい場合、受付期間は平成25年4月から平成26年4月末までとなります。
※申請書は市（区）役所または町村役場、年金事務所のほか、日本年金機構のホームページでも入手できます。
ご不明な点は、日本年金機構ホームページをご覧になられるか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざという時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。必ず、保険料を納めるか、納付が困難な時は納付猶予や学生納付特例を申請してください！

納付猶予等の期間があっても、将来もらえる年金額を増やせます。

●免除や納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金が少なくなります（２年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約４万円の年金額が減額されます）。
●そこで、これらの期間分の保険料は、１０年以内（例：平成25年4月保険料は平成35年4月まで）であれば、あとから納めること（追納）ができます。

追納の手続は・・・

●追納する際は、お近くの年金事務所に追納の申込後、追納専用の納付書で納めてください。

★追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、３年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の納付をお勧めします。

国民年金加入手続と、その後の流れ

①「国民年金資格取得届」を提出してください

- 同封の「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、お誕生日の前日以降１４日以内にお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。
- また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。
- 付加保険料の納付（※）の申し出や、前納を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

（※）定額保険料のほかに月額４００円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度。

②「年金手帳」が届きます

- 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください（厚生年金保険の加入者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方（していた方）には、既に基礎年金番号をお持ちですのでお送りしません）。

③「国民年金保険料納付書」が届きます

- 納付書で保険料を納めてください（ご自身の誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料）。
- 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です（詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。

★納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にもお送りしています。

すでに、基礎年金番号を持っているんだけど･･･。

○例えば、厚生年金保険の加入者もしくは共済組合加入者だった方や障害・遺族年金の受給したことのある方は、基礎年金番号をすでにお持ちです。

○お持ちの基礎年金番号を、同封の資格取得届に記載の上、提出してください。

私は働いていて、厚生年金保険（共済組合）に加入しています！

○20歳になられた時点で、厚生年金保険加入者や共済組合加入者は、同封の資格取得届の提出は必要ありません。

○恐れ入りますが、お近くの年金事務所に厚生年金保険（共済組合）に加入している旨、お知らせいただきますようお願いします。

結婚していたら、別の手続きは必要？

○20歳になられた時点で、配偶者が厚生年金保険の加入者や共済組合加入者で、その方に扶養されている場合は、同封の資格取得届の提出は必要ありません。

○あなたの国民年金加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行われますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください。

日本年金機構
Japan Pension Service

http://www.nenkin.go.jp/ 日本年金機構 で 検索

1305 1016 017

4．審査後

様式第101号

届書コード	
7 1 1	届書

年金コード
1 1 5 0

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

老齢基礎年金・老齢年金
老齢厚生年金・特例老齢年金

○ □ のなかに必要事項を記入してください。
○フリガナはカタカナで記入してください。
○請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

B C

❽ 市区町村 受付年月日

❽ 年金事務所 受付年月日

※基礎年金番号が交付されていない方は、❶、❸の「基礎年金番号」欄の記入の必要はありません。

請求者	❶ 基礎年金番号		
	❷ 生年月日	大 昭 平 3 5 7	年 月 日
配偶者	❸ 基礎年金番号		
	❹ 生年月日	大 昭 平 3 5 7	年 月 日

❺ 記録不要制度 (厚)	(船)	(国)	送信	❻ 作成原因	❼ 進達番号
				01	

❾ 船戦加	❿ 受付	⓫ 重	⓬ 未保	⓭ 支保	⓮ 配 状

⓯ 沖縄	⓰ 基繰	⓱ 厚繰	⓲ 下支え障害	⓳ 旧 令	⓴ 障害

㉑ 請求者の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	印	性別 男 1 女 2

㉒ 雇用保険被保険者番号
(雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ記入してください)

㉓ 郵便番号	㉔ 住所 (フリガナ) 郡 市 区 町村	雇用保険被保険者番号
住所コード	建物名	

請求者

❶ に記入した基礎年金番号と異なる番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

配偶者

「❸ 配偶者の基礎年金番号」 欄を記入していない方で、過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがある方は、加入していた制度の年金手帳の番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

郵便番号	住所	住所コード	(フリガナ) 郡 市 区 町村 建物名	性別 男 1 女 2

受取機関

❷❺ 1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)

(フリガナ)	銀行 金庫 信組	(フリガナ)	本店 支店 出張所
(フリガナ)	信連 漁協 農協 信漁連		本所 本店 支所 支店

❷❻ 金融機関コード	❷❽ 支店コード	❷❾ 預金種別	❸❿ 預金通帳の口座番号	金融機関の証明
		1. 普通 2. 当座		印 ※貯蓄口座は振込できません。

(いずれかを選んで記入してください)

❷❺ 2. ゆうちょ銀行(郵便局)

❷❼ 支払局コード	❸❿ 貯金通帳の口座番号 記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	ゆうちょ銀行(郵便局)の証明
	1 0 −		印 ※貯蓄口座は振込できません。

※口座をお持ちでない方や口座での受け取りに困難な事情がある方は、受取方法について「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

㋐❸❶ 配偶者	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	障害の状態	診
❸❷ 子	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態にある・ない	
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態にある・ない	

連絡欄

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年 月 日	

1304 1018 001 (25.4)

㋑ あなたの配偶者は、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている	2 障害の年金を受けている	3 いずれも受けていない	4 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

	47 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別
1	
2	
3	

㋒ あなたは、現在、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

1 受けている	2 受けていない	3 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

	48 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別
1	
2	
3	
51 他年金種別	

52 多制度満了年月	53 合算対象記録 1	2	3
元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
4	5	54 6	7
元号 年 月 元号 年 月			
8	9	10	55 11
12	13	14	15

56 共済コード 共済記録 1	2
元号 年 月 日 元号 年 月 日 歳	元号 年 月 日 元号 年 月 日 歳
3	57 4
5	6
58 7	8
9	

	59 受給権発生年月日	60 停止事由	60 停止期間	61 条文	失権事由	失権年月日
老齢基礎	元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月			年 月 日
	62 受給権発生年月日	63 停止事由	63 停止期間	64 条文	失権事由	失権年月日
老齢厚生	元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月			年 月 日

65 死亡保留		66 追加区分		67 請求者の住民票コード	68 時効区分	

★市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無

㊧ 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

1 国民年金法　2 厚生年金保険法　3 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　5 国家公務員共済組合法　6 地方公務員等共済組合法
7 私立学校教職員共済法　8 旧市町村職員共済組合法　9 地方公務員の退職年金に関する条例　10 恩給法

㊨ 履歴(公的年金制度加入経過)

※できるだけくわしく、正確に記入してください。

電話番号1 (　　)-(　　)-(　　)【携帯番号も可】

電話番号2 (　　)-(　　)-(　　)【予備の電話番号(携帯番号も可)があれば記入してください】

	(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
4			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
8			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
9			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
10			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
11			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
12			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。 1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。	名称			
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。	記号		番号	
㊩ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい　2 いいえ			
「はい」と答えた方は、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。				
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成　年　月　日から　昭和・平成　年　月　日			
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。	記号		番号	

履歴欄の記入方法

履歴は、あなたがはじめて公的年金制度(表１)に加入したときから古い順に記入してください。
事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等ごとに必要事項を記入してください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、郡市区名までは記入してください。

詳しくわからないときでも、「年月まで」あるいは「何年の夏から」というように、わかる範囲で記入してください。

㋐ 履歴(公的年金制度加入経過)　※できるだけくわしく、正確に記入してください。

電話番号1　(0424)-(67)-(XXXX)　【携帯番号も可】
電話番号2　(03)-(3503)-(XXXX)　【予備の電話番号(携帯番号も可)があれば記入してください】

	(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初	(有) ○ ○ 商 店	台東区台東 2−X	29・4・1 から 35・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
2		杉並区高井戸西 3−X−X	36・4・1 から 38・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
3	△ △ 化 学 (株)	江東区亀戸 5−X−X	38・4・1 から 41・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	江東 とる1△
4	△△化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町 9−X	41・4・1 から 53・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	大手前 との3△
5	△△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江 6−X	53・4・1 から 54・6・30 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
6	△△化学(株)東京支店	江東区亀戸 5−X−X	54・7・1 から 平5・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
7			・・ から	①国民年金 ②厚生年金保険	
12			・・ から ・・ まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。
1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。

名称　△△化学(株)東京支店
記号　江東○○○　番号　10XX

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

備考欄について

1.わかる方のみ以下の事項に記入してください。
○各事業所等の
・健康保険被保険者証
・船員保険被保険者証
・共済組合員証等
の記号および番号

○厚生年金保険の事業所の整理記号(アルファベット)および被保険者番号
(健康保険組合の設立されている事業所等の場合)

2.船員保険に加入したことがある人で海軍徴用期間があった場合は、その旨を記入してください。

表１　公的年金制度　：　下の表に示す法律の年金制度をいいます。

ア 国民年金法	イ 厚生年金保険法	ウ 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
エ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ 国家公務員共済組合法	カ 地方公務員等共済組合法
キ 私立学校教職員共済法	ク 旧市町村職員共済組合法	ケ 地方公務員の退職年金に関する条例
コ 恩給法		

【年金請求書の提出先】

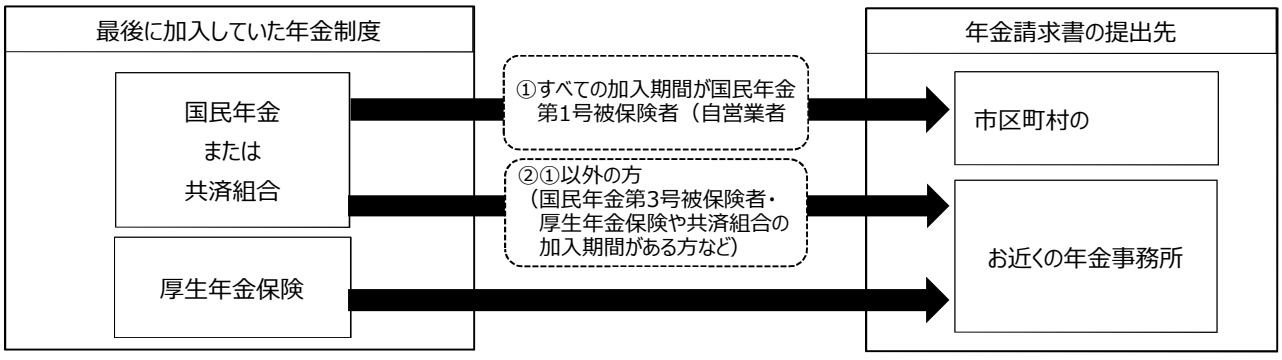

● 年金請求書の受付は、全国どこの年金事務所および年金相談センターでも承っております。
また、提出は郵送していただいても結構です(郵送の場合、添付書類が揃っていることをご確認ください)。

留 意 事 項

◎ すでに年金事務所(社会保険事務所)に加入期間の照会をして回答を受けたことがある人は、できるかぎり、その回答書の写しをこの請求書に添えてください。
◎ 米軍等の施設関係に勤めていたことがある人は、(1)欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

この請求書に添えなければならない書類

請求する方の状況により必要な書類が異なりますので、ご自身の該当する項目に記載の書類を添付してください。
なお、原本が必要なものを**青文字**、コピー可のものを**黒文字**で記載しています。

すべての方

- **年金手帳**、**基礎年金番号通知書**または**被保険者証**
- 請求者名義の**預金通帳**、**貯金通帳**または**キャッシュカード**　※金融機関からの証明を受けている方は省略できます。
- 「年金を受ける方」の生年月日を明らかにできる、**戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）**、**戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）**、**住民票**、**住民票の記載事項証明書**のうち、いずれかの書類（２ページの㊼欄に住民票コードを記入した方は添付を省略できます）
  ※住民票コードが記載された住民票を提出すると、年1回の現況の確認（現況届）および住所変更届を省略できます。

配偶者または子がいる方

○ 配偶者がいる方
- **配偶者の年金手帳**、**基礎年金番号通知書**または**厚生年金保険被保険者証**
- 配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる、ご本人の**戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）**またはご本人の**戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）**
- **世帯全員の住民票**（ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する場合は、筆頭者欄の記載があるもの）

○ 子がいる方
- 子とご本人の身分関係を明らかにできる、それぞれの**戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）**またはご本人の**戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）**
- **世帯全員の住民票**

※子の年齢要件は以下の①、②のいずれかとなります。
①１８歳になった後の最初の３月３１日まで
②厚生年金保険法に定める障害等級１級・２級の障害の状態にある場合は２０歳未満

○ 障害の状態にある子がいる方
- **医師または歯科医師の診断書**（診断書の用紙は年金事務所等に用意してあります）
- 障害の状態にある子の傷病が以下のア～エに該当する場合は**レントゲンフィルム**

ア　呼吸器系結核　　イ　肺化のう症　　ウ　けい肺（これに類似するじん肺症を含む）
エ　その他認定または診査に際し必要と認められるもの

○ 収入に関する認定書類
- 8ページ㋓（生計維持証明）欄の１で「はい」と答えた方
  →請求する年の前年の配偶者または子の収入、または所得が確認できる、**所得証明書**、**課税（非課税）証明書**、**源泉徴収票**などのうち、1つの書類
- 8ページ㋓（生計維持証明）欄の２で「はい」と答えた方
  →年金を受ける方の収入、または所得を確認できる、**所得証明書**、**課税（非課税）証明書**、**源泉徴収票**などのうち、1つの書類
- 8ページ㋓（生計維持証明）欄の１および２で「はい」と答えた方
  →アからカまでのいずれかに該当することが確認できる書類（詳しくはお近くの年金事務所等にお問い合わせください）
- 8ページ㋓（生計維持証明）欄の３で「はい」と答えた方
  →その収入が年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類（例：**勤務先の就業規則**などと、**所得証明書**、**課税（非課税）証明書**、**源泉徴収票**のいずれかの書類

以下の項目についてもご確認のうえ、該当しているときは請求書に添えてください。

雇用保険被保険者番号を記入した方
→ **雇用保険被保険者証**、**雇用保険受給資格者証**（顔写真付きのもの）、**船員失業保険証**、**高年齢雇用継続給付支給(不支給)決定通知書**、その他雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類のうち、いずれかの書類

請求者または配偶者が公的年金を受けている方
→ 「表２ 公的年金制度等」に示すもののうち、ア～キ、ケ、シに該当する方は**年金証書**　ク、サに該当する方は**恩給証書**　コに該当する方は**年金額裁定通知**　　スに該当する方は**年金証書**または**遺族給与金証書**

請求者が共済組合等の加入期間を有している方
→ 加入していた共済組合等が交付した**年金加入期間確認通知書**

昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがある方
→ 当時沖縄に住んでいた住所を明らかにできる**戸籍の附票**または**住民票**
沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にある方
→ **医師または歯科医師の診断書**（この用紙は年金事務所にあります）

8ページ㋒欄および㋔欄のいずれかの番号を○で囲んだ方
→ 該当した内容により、必要書類が異なります。詳しくはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

表２　（公的年金制度等）

ア　国民年金法	イ　厚生年金保険法	ウ　船員保険法（昭和61年4月以後を除く）	
エ　廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ　国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
カ　地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		キ　私立学校教職員共済法	
ク　恩給法	ケ　地方公務員の退職年金に関する条例	コ　八幡共済組合	サ　改正前の執行官法附則第13条
シ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	ス　戦傷病者戦没者遺族等援護法		

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

○ 老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。
右ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」といいます)は、老齢年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。
以下の説明事項を読んで、必要事項をご記入のうえ、**必ず押印**してください。
この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。

○ 老齢年金から源泉徴収された所得税は、給与所得のように年末調整が行われません。その年に納付すべき税額との差額は、確定申告により精算する必要があります。
例えば、老齢年金以外に給与所得があり、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(お勤め先に提出)とこの申告書に、同一の扶養親族等を記入した場合には、重複して所得控除が行われます。その際、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

○ 国民年金の老齢基礎年金のみの請求をされる方は、源泉徴収等を要しない年金額のため記入する必要はありません。

記入上の注意事項

あ
・年金を請求する年の12月31日現在で70歳になる方については「老人控除対象配偶者」に該当しますので『老人』を○で囲んでください。
・婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

『控除対象配偶者』とは、請求者本人と生計を同じくする配偶者で、所得のない方または合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

い
・「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方を記入してください。
→12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
→12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。
・「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方を記入してください。
→16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
→「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族 (16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する『扶養親族』とは、請求者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方または合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

う
・「障害」欄および「本人障害」欄について、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。
・障害に該当する場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級)などを記入してください。

障害とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等)、または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。

え
・「寡婦・寡夫」欄は、請求者が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。
・「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名およびその子の所得(年金を請求する年)の見積額を記入してください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額を記入してください。

●『寡婦』とは、下記①②のいずれかに該当する方をいいます。
①夫と死別・離婚・生死不明となった方で、扶養親族または生計を一にする子がいる女性
②夫と死別・生死不明となった方で、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性
●『特別寡婦』とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。
●『寡夫』とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。
※「生計を一にする子」とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない子で、所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。
※死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。

お
・扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所を記入してください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

うえお <「摘要」欄の記入例>

【障害に該当する方がいる場合の例】
・○○ ○○は、身体障害者手帳の１級(平成19年4月1日交付)
【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】
・死別、○○ ○○(子) 所得○万円、本人所得○万円
【別居している方がいる場合の例】
・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号

か
「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(年間の見積額)を記入してください。
(例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります)

切り離して提出してくだ

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

対象年(提出年)	平成　　年

1	1	5	0

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります(申告書は、年金事務所に用意してあります)。

1. ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、**必ず押印**してください。
(国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません)

氏　名	(フリガナ) ㊞	性　別	男　女
		生年月日	明・大・昭　年　月　日
		電話番号	－　－
住　所	□□□-□□□□ 建物名		
基礎年金番号		提出日	平成　年　月　日

2. **上記の提出年の扶養親族等の状況について記入してください。**
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

	氏　名		続柄	生年月日	う 障　害	お 同居・別居の区分	か 所得の種類・金額
あ	控除対象配偶者	老人	夫 妻	明・大・昭・平　年　月　日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
い	控除対象扶養親族(16歳以上)	特定 老人		明・大・昭・平　年　月　日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
		特定 老人		明・大・昭・平　年　月　日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
	扶養親族(16歳未満)			平成　年　月　日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
う	摘　要				本人障害	う 普通障害 特別障害	
え お					寡婦・寡夫	え 寡婦 特別寡婦 寡夫	

(年金の支払者)　官署支出官　厚生労働省年金局事業企画課長

◆年金事務所記入欄　平成　年　月　日受付

扶養親族等の内訳

	該当年	申告書提出の有無	控除対象配偶者	控除対象扶養親族												年少扶養親族			本人障害	寡婦・特別寡婦・寡夫	16歳未満の扶養親族
				障害なし			普通障害者			特別障害者(同居)			特別障害者(その他)			普通障害者	特別障害者(同居)	特別障害者(その他)			
				特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人						
当年 69	年																				
過年 70	年																				
71	年																				
72	年																				
73	年																				
74	年																				

㋖ 現在、次の年金または恩給のいずれかを受けることができる人は、その番号を○で囲んでください。

1 地方公務員の恩給　2 恩給法（改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。）による普通恩給
3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金　4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付

㋗ ㋐欄の昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 本人が㋑欄（国民年金を除く）または㋒欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
2 本人が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未帰還者留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間
3 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間
4 配偶者が㋑欄（国民年金を除く）に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
5 配偶者が㋑欄（国民年金を除く）または㋒欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
6 本人または配偶者が㋑欄（国民年金を除く）に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
7 本人または配偶者が㋑欄（国民年金を除く）または㋒欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間
8 本人または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間
9 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間

㋘ ㋐欄の国民年金に任意加入しなかった期間が、㋗欄に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
2 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
3 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間
4 本人が昭和61年4月以後の期間で、下のアからコに示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウからコに示す制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

ア 厚生年金保険法　イ 恩給法　ウ 国家公務員共済組合法
エ 地方公務員等共済組合法（クを除く）　オ 私立学校教職員共済法　カ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　キ 国会議員互助年金法
ク 地方議会議員共済法　ケ 地方公務員の退職年金に関する条例　コ 改正前の執行官法附則第13条

㋙ 国民年金、厚生年金保険または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1 はい　2 いいえ
㋚ 国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にありますか。	1 はい　2 いいえ
㋛ 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。	1 はい　2 いいえ
㋜ 旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。	1 はい　2 いいえ

㋝

生計維持証明

生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。
（証明する）

平成　　年　　月　　日

請求者（証明者）　住所
氏名　　㊞

（請求者との関係）

	氏名	続柄
配偶者および子		

（注） 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。
2. この申立(証明)には、世帯全員の住民票(コピー不可)を添えてください。

収入関係

		※確認印	＊年金事務所の確認事項
1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。			
(1)配偶者の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印	ア 健保等被扶養者（第三号被保険者）
(2)子(名：　　)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印	イ 加算額または加給年金額対象者
(3)子(名：　　)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印	ウ 国民年金保険料免除世帯
(4)子(名：　　)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印	エ 義務教育終了前
2. 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。			オ 高等学校等在学中
年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印	カ 源泉徴収票・非課税証明等
3. 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満(注)となる見込みがありますか。	はい・いいえ		

(注) 平成6年11月8日までに受給権が発生している方は「600万円未満」となります。

※ 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

平成　　年　　月　　日提出

4．審査前

様式第101号

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

老齢基礎年金・老齢年金
老齢厚生年金・特例老齢年金

届書コード 7 1 1 届書
年金コード 1 1 5 0

⑧ 市区町村 受付年月日

⑧ 年金事務所 受付年月日

○□のなかに必要事項を記入してください。
（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○フリガナはカタカナで記入してください。
○請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

B C

※基礎年金番号が交付されていない方は、❶、❸の「基礎年金番号」欄の記入の必要はありません。

請求者	❶基礎年金番号	
	❷生年月日	大 昭 平 3 5 7 年 月 日
配偶者	❸基礎年金番号	
	❹生年月日	大 昭 平 3 5 7 年 月 日

❺記録不要制度 (厚)	(船)	(国)	送信	❻作成原因	❼進達番号
				01	

❾船戦加	❿受付	⓫重	⓬未保	⓭支保	⓮配状

⓯沖縄	⓰基繰	⓱厚繰	⓲下支え障害	⓳旧令	⓴障害

㉑請求者の氏名	(フリガナ) (氏)	(名) ㊞	性別 男 1 女 2

㉒雇用保険被保険者番号（雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ左詰めで記入してください。）

㉓住所の郵便番号	㉔住所	住所コード ◆	(フリガナ) 市区町村

請求者

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

配偶者

「❸配偶者の基礎年金番号」欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、次の1および2にお答えください。（記入した方は、回答の必要はありません）

1. 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。

ある	ない

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

住所の郵便番号	住所	住所コード ◆	(フリガナ) 市区町村	性別 男 1 女 2

受取機関

㉕1 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）

銀行 金庫 信組

㉖金融機関コード ◆	㉘支店コード ◆	㉙預金種別 1. 普通 2. 当座	㉚預金通帳の口座番号

(フリガナ)

本店 支店 出張所

金融機関の証明 印

※貯蓄口座は振込できません。

(フリガナ)

信連 農協 漁協 信漁連

本所 支所 本店 支店

いずれかを選んで記入してください

㉕2 ゆうちょ銀行（郵便局）

㉗支払局コード ◆

㉚貯金通帳の口座番号

記号（左詰めでご記入ください） ー

番号（右詰めでご記入ください）

ゆうちょ銀行（郵便局）の証明 印

※貯蓄口座は振込できません。

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

㋐㉛配偶者	氏 (フリガナ) (氏)	名 (名)

連絡欄

㉜子	氏	名	生年月日	障害の状態	診
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態にある・ない	◆
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態にある・ない	◆

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年 月 日	

㋑ あなたの配偶者は、公的年金制度等（表3参照）から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。〇で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている	2 障害の年金を受けている	3 いずれも受けていない	4 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください（年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

	㊼ 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別
1	
2	
3	

㋒ あなたは、現在、公的年金制度等（表3参照）から年金を受けていますか。〇で囲んでください。

1 受けている	2 受けていない	3 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください（年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

	㊽ 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別
1	
2	
3	
㊶ 他年金種別	

㊷ 多制度満了年月	㊸ 合算対象記録 1	2	3
元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
4	5	㊹ 6	7
元号 年 月 元号 年 月			
8	9	10	㊺ 11
12	13	14	15

㊻ 共済コード 共済記録 1	2
元号 年 月 日 元号 年 月 日 歳	元号 年 月 日 元号 年 月 日 歳
3	㊼ 4
5	6
㊽ 7	8
9	

老齢基礎	㊾ 受給権発生年月日 元号 年 月 日	㊿ 停止事由	(60) 停止期間 元号 年 月 元号 年 月	(61) 条文	失権事由	失権年月日 年 月 日
老齢厚生	(62) 受給権発生年月日 元号 年 月 日	(63) 停止事由	(63) 停止期間 元号 年 月 元号 年 月	(64) 条文	失権事由	失権年月日 年 月 日

(65) 死亡保留		(66) 追加区分		(67) 請求者の住民票コード	(68) 時効区分	

★市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無

㋔ 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

1 国民年金法　2 厚生年金保険法　3 船員保険法（昭和61年４月以後を除く）
4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　5 国家公務員共済組合法　6 地方公務員等共済組合法
7 私立学校教職員共済法　8 旧市町村職員共済組合法　9 地方公務員の退職年金に関する条例　10 恩給法

㋕ 履　歴（公的年金制度加入経過）　電話番号　（　）－（　）－（　）

※ できるだけくわしく、正確に記入してください。　勤務先の電話番号　（　）－（　）－（　）

	(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
4			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
8			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
9			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
10			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
11			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
12			・　・　から ・　・　まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。 1 事業所（船舶所有者）の名称を記入してください。	名　称			
2 健康保険（船員保険）の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。	記　号		番　号	

㋖ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい　2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成　年　月　日から昭和・平成　年　月　日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。	記　号　　番　号

履歴欄の記入方法

履歴はあなたがはじめて公的年金制度　（表１）　に加入したときから古い順に記入してください。

事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要事項を記入してください。

《記入例》

くわしくわからないときでも、都市区名までは記入してください。

くわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったように記入してください。

備考欄について

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

わかる方のみ以下の事項に記入してください。

○各事業所等の
・健康保険被保険者証
・船員保険被保険者証
・共済組合員証等
の記号および番号

○厚生年金保険の事業所の整理記号（アルファベット）および被保険者番号
（健康保険組合の設立されている事業所等の場合）

船員保険に加入したことがある人で海軍徴用期間があった場合は、その旨を記入してください。

㋐　履　歴（公的年金制度加入経過）　　電話番号　（ 0424 ）－（ 67 ）－（ XXXX ）
※　できるだけくわしく、正確に記入してください。　　勤務先の電話番号　（ 03 ）－（ 3503 ）－（ XXXX ）

	(1) 事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初	(有) ○ ○ 商 店	白東区白東 2－X	29・4・1 から 35・3・31 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2		杉並区高井戸西 3－X－X	36・4・1 から 38・3・31 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3	△ △ 化 学 (株)	江東区亀戸 5－X－X	38・4・1 から 41・3・31 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	江東 とる1△
4	△△化学(株)大阪工場	大阪市東区谷町 9－X	41・4・1 から 53・3・31 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	大手前 との3△
5	△△化学(株)大阪支店	大阪市西区北堀江 6－X	53・4・1 から 54・6・30 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6	△△化学(株)東京支店	江東区亀戸 5－X－X	54・7・1 から 平5・3・31 まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			・ ・ から	3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
12			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。
1 事業所（船舶所有者）の名称を記入してください。　名称　△△化学(株) 東京支店
2 健康保険（船員保険）の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。　記号　江東○○○　番号　10XX

表1　公的年金制度　：　下の表に示す法律の年金制度をいいます。

ア　国民年金法	イ　厚生年金保険法	ウ　船員保険法　（昭和61年４月以後を除く）
エ　廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	オ　国家公務員共済組合法	カ　地方公務員等共済組合法
キ　私立学校教職員共済法	ク　旧市町村職員共済組合法	ケ　地方公務員の退職年金に関する条例
コ　恩給法		

【年金請求書の提出先】

①　加入していた年金制度が国民年金だけの方は、住所地を管轄する年金事務所に提出してください。ただし、国民年金の第1号被保険者期間のみ有する方は、市区町村の国民年金の担当窓口に提出してください。

②　複数の年金制度に加入していたが、最後に加入していた年金制度が国民年金または共済組合等の方は、住所地を管轄する年金事務所に提出してください。

③　最後に加入していた年金制度が厚生年金保険の方は、最後に勤務した事業所を管轄する年金事務所に提出してください。

なお、最後に勤務した事業所が一括適用事業所の方は、実際の勤務地を管轄する年金事務所に提出してください。

（注）　一括適用事業所とは、日本年金機構理事長の承認を得て、例えば、大阪の支店や工場に勤務していたが、厚生年金保険は東京の本社で一括して適用されているような事業所のことです。

※　年金請求書の受付は、上記の提出先にかかわらず全国どこの年金事務所および年金相談センターでも承っております。

また、提出は郵送していただいても結構です。（郵送の場合、添付書類が揃っていることをご確認ください。）

留　意　事　項

◎　すでに年金事務所（社会保険事務所）に加入期間の照会をして回答を受けたことがある人は、できるかぎり、その回答書の写しをこの請求書に添えてください。

◎　米軍等の施設関係に勤めていたことがある人は、(1)欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

◎　加給年金額の対象者となっている配偶者が公的年金制度等から老齢・退職または障害による年金（老齢厚生年金・障害厚生年金（支給事由を同じくする障害基礎年金を含む）を除く。）を受けることとなったときは、加給年金額に相当する部分が停止されますので、「加給年金額支給停止事由該当届」を速やかに提出してください。

この請求書に添えなければならない書類等

1 **すべての人**が添えなければならない書類

a **年金手帳、基礎年金番号通知書**または**被保険者証**(添えることができないときはその事由書)

b あなたの生年月日について明らかにすることができる**戸籍の謄本**(戸籍の全部事項証明書)、**戸籍の抄本**(戸籍の個人事項証明書)、**戸籍の記載事項証明書**(戸籍の一部事項証明書)、**住民票**(コピー不可)※、**住民票の記載事項証明書**のうち、いずれかの書類
(67 欄に住民票コードを記入して頂いた方は添付を省略できます。)
※住民票コードが記載された住民票(コピー不可)をご提出いただくと、年１回の現況の確認(現況届)及び住所変更届を省略できます。

c **雇用保険被保険者証**またはその他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類
ただし、雇用保険被保険者証の交付を受けていない方は、その**事由書**

2 **配偶者**または**子がいるとき**に添えなければならない書類

・配偶者とは、婚姻の届出はしていないが、事実上あなたと婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。
・子とは、18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子(昭和52年4月1日以前に生まれた子については18歳未満の子)、または国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

a 配偶者または子の生年月日および子とあなたの身分関係を明らかにすることのできる**戸籍の謄本**(戸籍の全部事項証明書)、**戸籍の抄本**(戸籍の個人事項証明書)、**戸籍の記載事項証明書**(戸籍の一部事項証明書)のうち、いずれかの書類
※1のｂ、2のaの書類に代えて**戸籍の謄本**でも構いません。
※住民票ではこれらの書類に代えることはできません。

b 障害の状態にある子については、**医師または歯科医師の診断書**(この用紙は年金事務所にあります。)

c 障害の状態にある子の傷病が表2に示すものであるときは、**レントゲンフィルム**

3 **各欄の記入内容**によって添えなければならない書類

記入欄	記入した内容	必要な書類	
㋑欄 ㋒欄	「受けている」と答えた人	「表3　公的年金制度等」に示すもののうち、ア～キ、ケ、シに該当する方は、**年金証書**　ク、サに該当する方は、**恩給証書**　コに該当する方は、**年金額裁定通知**スに該当する方は、**年金証書**または**遺族給与金証書** ※コピーでも差し支えありません。	
㋓欄	５から10までの番号を○で囲んだ人	その制度の管掌機関から交付された**年金加入期間確認通知書(共済用)**	
㋔欄	いずれかの番号を○で囲んだ人	その**年金証書、恩給証書**またはこれらに**準ずる書類の写し**	
㋕欄	１、３の期間のある人	配偶者との身分関係を明らかにすることができる**市区町村長**の**証明書**または**戸籍の抄本**	配偶者が被保険者にあっては**年金加入期間確認請求書**。また、組合員または加入者にあっては**年金加入期間確認通知書(共済用)**
	２の期間のある人		配偶者が年金を受けることができたことを証する**年金証書の写し**
	４、５の期間のある人		本人または配偶者が年金を受けることができたことを証する**年金証書の写し**
	６、７の期間のある人	本人が当該年金または手当を受けることができたことを証する**年金証書**または**恩給証書の写し**	
	８の期間のある人	それぞれの在職期間を明らかにすることができる書類	
	９の期間のある人	そのことを証する書類	
㋖欄	１の期間のある人	海外在住期間を明らかにすることがきでる書類（中国残留孤児等であったときは戸籍の抄本)	
	２の期間のある人	日本国内に住所を有していた期間を明らかにすることができる書類	
	３の期間のある人	在学期間を明らかにすることができる書類	
	４の期間のある人	当該年金を受けることができたことを証する**年金証書**または**恩給証書の写し**、および年齢を理由として停止されているものにあってはそのことを証する書類	
㋗欄	「１　はい」と答えた人	**医師または歯科医師の診断書**（この用紙は年金事務所にあります。）	
㋘欄	「１　はい」と答えた人	そのことを明らかにすることができる書類(**戸籍の附票または住民票(コピー不可)**) ※すでに沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要が無い場合がありますので、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。	
㋙欄	「１　はい」と答えた人	**履歴申立書**（この用紙は年金事務所にあります。）	
㋚欄	１および２で「はい」と答えた人	それぞれアからカまでのいずれかに該当することが確認できる書類	
	３で「はい」と答えた人	**源泉徴収票等**とその収入が850万円未満(注)となることを証明できる書類 （例：会社等の就業規則など退職年齢を明らかにできる書類）	

(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。

表2（厚生年金保険法施行規則別表）

ア　呼吸器系結核　　イ　肺化のう症　　ウ　けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ　その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

表3（公的年金制度等）

ア　国民年金法　　イ　厚生年金保険法　　ウ　船員保険法（昭和61年４月以後を除く）
エ　廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
オ　国家公務員共済組合法（昭和61年４月前の長期給付に関する施行法を含む）
カ　地方公務員等共済組合法（昭和61年４月前の長期給付に関する施行法を含む）　　キ　私立学校教職員共済法
ク　恩給法　　ケ　地方公務員の退職年金に関する条例　　コ　八幡共済組合　　サ　改正前の執行官法附則第13条
シ　旧例による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法　　ス　戦傷病者戦没者遺族等援護法

（切り離して提出してください。）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記入方法

○ 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。
請求される年金の支払いを受ける際には、原則として、右ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます。）を提出する必要がありますので、氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、**必ず押印し**、以下の説明事項を読んで、必要事項をご記入ください。
この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。
なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をされる方は、源泉徴収等を要しない年金額のため記入する必要はありません。

○ 老齢年金から源泉徴収された所得税については、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。
例えば、老齢年金以外に給与等の所得がある方については、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同一の扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

あ 控除対象配偶者が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、『老人』を〇で囲んでください。
該当する方は、年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の方です。

『控除対象配偶者』とは、請求者本人と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。
婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

い 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を〇で囲んでください。
・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を〇で囲んでください。
「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
※ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
※「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の３の３および第317条の３の３の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄および「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する『扶養親族』とは、請求者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

う 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を〇で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、『摘要』欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

障害とは、特別障害（身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等）または普通障害（特別障害以外の障害）をいいます。

え 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を〇で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名およびその子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

寡婦とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方でご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。
特別寡婦とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。
寡夫とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。
※生計を一にする子とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。
※死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。

お 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を〇で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を〇で囲んでください。

「摘要」欄の記入例

うえお 摘要	・〇〇 〇〇は、身体障害者手帳の１級(平成19年4月1日交付)【障害に該当する方がいる場合の例】 ・死別、〇〇 〇〇(子) 所得〇万円、本人所得〇万円【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】 ・〇〇 〇〇の住所は東京都〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号【別居している方がいる場合の例】

か 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額（年間の見積額）をご記入ください。
（例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。）

（切り離して提出してください。）

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年	平成　　年

1. ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、**必ず押印**してください。

1	1	5	0

氏名	(フリガナ) ㊞	性別 男・女	基礎年金番号	生年月日 明・大・昭 1 3 5　年　月　日
住所	〒　　－			
電話番号	－　　－			
提出日	平成　　年　　月　　日			

2. **上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。**
（ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません。

	氏名		続柄	生年月日		う 障害	お 同居・別居の区分	か 所得の種類・金額
あ 控除対象配偶者		老人	夫・妻	明大昭平	年　月　日	普通障害・特別障害	同居・別居	万円
い 控除対象扶養親族(16歳以上)		特定・老人		明大昭平	年　月　日	普通障害・特別障害	同居・別居	万円
		特定・老人		明大昭平	年　月　日	普通障害・特別障害	同居・別居	万円
う 扶養親族(16歳未満)				平	年　月　日	普通障害・特別障害	同居・別居	万円
え 摘要						本人障害 う	普通障害・特別障害	
お						寡婦・寡夫 え	寡婦・特別寡婦・寡夫	

※ 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。（申告書は、年金事務所に用意してあります。）

（年金の支払者）　官署支出官　厚生労働省年金局事業企画課長

◆年金事務所記入欄　平成　　年　　月　　日受付

扶養親族等の内訳

	該当年	申告書提出の有無	控除対象配偶者	控除対象扶養親族												年少扶養親族			本人障害	寡婦・特別寡婦・寡夫	16歳未満の扶養親族
				障害なし			普通障害者			特別障害者(同居)			特別障害者(その他)			普通障害者	特別障害者(同居)	特別障害者(その他)			
				特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人	特定・除く	特定	老人						
当年 69	年																				
過年 70	年																				
71	年																				
72	年																				
73	年																				
74	年																				

裏面

㋖ 現在、次の年金または恩給のいずれかを受けることができる人は、その番号を○で囲んでください。

1 地方公務員の恩給　　2 恩給法（改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。）による普通恩給
3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金　　4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付

㋗ ㋐欄の昭和61年３月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 配偶者が㋑欄（国民年金を除く。）に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
2 配偶者が㋑欄（国民年金を除く。）または㋖欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
3 本人または配偶者が㋑欄（国民年金を除く。）に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を見たしていた期間
4 本人または配偶者が㋑欄（国民年金を除く。）または㋖欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間
5 本人または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間
6 本人が㋑欄（国民年金を除く。）または㋖欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることがきでた期間
7 本人が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未帰還者留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間
8 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
9 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

㋘ ㋐欄の国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。

1 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
2 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
3 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間
4 本人が昭和61年４月以後の期間で下に示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウからコに示す制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

ア 厚生年金保険法　　イ 恩給法　　ウ 国家公務員共済組合法
エ 地方公務員等共済組合法（クを除く）　　オ 私立学校教職員共済法　　カ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　　キ 国会議員互助年金法
ク 地方議会議員共済法　　ケ 地方公務員の退職年金に関する条例　　コ 改正前の執行官法附則第13条

㋙ 国民年金、厚生年金保険または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1 はい　2 いいえ
㋚ 国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にありますか。	1 はい　2 いいえ
㋛ 昭和36年４月１日から昭和47年５月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。	1 はい　2 いいえ
㋜ 旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。	1 はい　2 いいえ

㋝ 生　計　維　持　証　明

生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。

（証明する。）

平成　　年　　月　　日

請求者（証明者）　住所
氏名　　㊞

（請求者との関係）

配偶者および子	氏名	続柄

（注）　**1　この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。**
2　この申立（証明）には、世帯全員の住民票（コピー不可）を添えてください。

収入関係

1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。		※確認印	＊年金事務所の確認事項
(1) 配偶者について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（　）印	ア 健保等被扶養者（第三号被保険者）
(2) 子(名：　　)について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（　）印	イ 加算額または加給年金額対象者
(3) 子(名：　　)について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（　）印	ウ 国民年金保険料免除世帯
(4) 子(名：　　)について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（　）印	エ 義務教育終了前
2 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。			オ 高等学校等在学中
年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（　）印	カ 源泉徴収票・非課税証明等
3 上記１および２で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね５年以内に850万円未満(注)となる見込みがありますか。	はい・いいえ		

（注）平成６年11月８日までに受給権が発生している方は「600万円未満」となります。　　平成　　年　　月　　日提出

※　請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

EEEEEE

届出はお済みですか

あなた（またはあなたの配偶者）は、裏面に記載している「届出が必要な方」の、
EEEEEEEEEEEEEE　に該当します。

日本国内にお住まいで20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入しなければなりません。
国民年金の加入や種別変更（第３号被保険者→第１号被保険者に変更など）をする際には届出が必要です。まだ、届出がお済みでない方は、この用紙に必要事項を記入してご提出ください。

**加入などの届出もれにより保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに届出をお願いします。
なお、国民年金の被保険者となるべき方で未届の場合は、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。**

「第１号被保険者」「第３号被保険者」など、国民年金被保険者の種別については、裏面の「●国民年金 被保険者の種別」をご確認ください。

折り線

●記入欄

(1)印字されている内容を確認して太枠内をご記入いただき、**「①届出人欄 」**に住所、氏名などを記入し、押印してください。
（被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です）

(2)右側**「★」欄**の記載事項が誤っている場合は、赤で二重線を引いて、余白に正しい内容をご記入ください。

●添付書類

年金手帳または基礎年金番号通知書
（第3号被保険者となる方は、あなたと配偶者の両方を添付してください）

●提出先

**お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口です。
ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者（第3号被保険者）の方は、第2号被保険者の勤務先にご提出ください。**

＜事業主の方へ＞
この届書を受付した場合は、右側の記載内容をご確認いただき、右下「②勤務先事業主等確認欄」に必要事項を記入して、管轄の年金事務所へご提出ください。なお、健康保険組合や共済組合に加入している場合は、加入組合に右下「③医療保険者等確認欄」を記入していただく必要があります。

折り線

◎第２号被保険者に関する記録欄（ご自分で記入する必要はありません）

制　度　名	EEEEEEEEEEEEEE
資格喪失年月日	EE　年 EE　月　EE 日

制　度　名	EEEEEEEEEEEEEE
資格取得年月日	EE　年 EE　月 EE 日

EEE　EEEE
EEEEEEEEEEEEEEEEEEE
EEEEEEEEE

EEEEE　EEEEEE　様

EE　年 EE　月 EE 日
作成

（切り離さずにこのまま提出ください）

折り線

折り線

※ この届書は、「会社を退職した」「未加入期間がある」など、国民年金の加入(変更)の際に提出していただくものです。

届書コード	処理区分	小区分
2 0 0. 新規 再取得 6. 種別変更 6. 種別確認	1 1	01. 手帳一括

届書

国民年金被保険者
資格取得・
種別変更（第１号被保険者該当）・
種別確認（第３号被保険者該当）届書

EEEEEEEEEEEEEEE　　整理番号：EEEEEEEEEE

基礎年金番号		被保険者氏名	性別	生年月日			
EEEE	EEEEEE	EEEEEEEEEE EEEEEEEEEE	1．男 2．女	5．昭和 7．平成	年 EE	月 EE	日 EE

送信

資格取得・種別変更年月日	種　別※	資格取得・種別変更の理由（第１号被保険者）	資格取得・種別変更・種別確認の理由（第３号被保険者）
5．昭和 7．平成 年　月　日	第１号　1 第３号(船員)３０ 第３号(厚年)３１ 第３号(共済)	学　生　0．学　生 学生以外　1．適用洩れ　2．20歳到達 3．第２号被保険者からの移行 5．その他 10．中国残留邦人等該当 11．外国からの転入	ア．20歳到達 イ．婚姻 ウ．本人所得減少(a．離職，b．その他) エ．配偶者が被用者年金に加入 オ．配偶者が所属する年金制度等の変更 a．厚生→共済，b．共済→厚生，c．共済→共済 カ．その他

★　住　所	
★　郵便番号	（フリガナ）EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE EEEEEEEEEEEEEEE
EEEEEEEE	EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE EEEEEEEEEEEEEE
住所コード	
EEEEEEEE	

外国人区分	被保険者通称名(外国人で通称名をお持ちの方のみ記入)		★　配偶者記録	
1．米国人（強制） 2．１以外の外国人	（フリガナ）		基礎年金番号	生年月日
			EEEE　EEEEEE	E　EEEEEE

送信

被保険者に係る事項		★　配偶者に係る事項		
資格取得年月日	EEEEEEE	氏　名	EEEEEEEEEE	EEEEEEEEEE
種　別※	E	制度名	EEEEEEEEEE	EEEEEEEEEE

① 届出人欄	上記のとおり届出します。　平成　年　月　日 市（区）町村長　年金事務所長　あて 〒　－ 住　所 氏　名　印 電話番号　－　－	事業主等受付印
② 勤務先事業主等確認欄	○届書記載の(配偶者記録の)基礎年金番号は当該被保険者のものに相違ないことを確認する。 平成　年　月　日提出 〒　－ 所　在　地 事業所名称 事業主等氏名　印 電話番号　－　－	市区町村受付印
③ 医療保険者等確認欄	○届書記載の被保険者は、健康保険または共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日　平成　年　月　日 （資格取得(種別変更・種別確認)年月日と同じ場合は記載の必要はありません。） 〒　－　平成　年　月　日提出 所　在　地 名　称 代表者等氏名　印 電話番号　－　－	年金事務所受付印

※「種別」については、裏面の「●第３号被保険者種別 一覧表」をご確認ください。

5・審査後

届出が必要な方

（１）『 第１号・第３号被保険者資格取得勧奨 』

会社員や公務員の方（第２号被保険者）が退職したときは、第１号被保険者または第３号被保険者になります。

（２）『 第１号被保険者該当勧奨 』

①第２号被保険者が退職したときに、その方に扶養されていた配偶者は、第３号被保険者から第１号被保険者になります。

②収入があるために第２号被保険者に扶養されなくなった配偶者は、第３号被保険者から第１号被保険者になります。

③第２号被保険者が65歳以上となり、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得たときは、その方に扶養されている配偶者は第３号被保険者から第１号被保険者になります。

④厚生年金保険に加入している方（65歳以上で、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得た方を除く）は、70歳になると第２号被保険者の資格を喪失しますので、その方に扶養されている配偶者は第１号被保険者になります。

（３）『 未加入期間国民年金適用勧奨 』

会社などに再就職した方で過去に未加入期間がある方は、その期間は第１号被保険者または第３号被保険者になります。

（４）『 ２０歳国民年金適用勧奨 』

20歳になった方で第２号被保険者でない方は、第１号被保険者または第３号被保険者になります。

（５）『 ３４歳等国民年金適用勧奨 』

過去に国民年金制度に未加入期間がある方は、国民年金への加入の届出が必要であることから、34歳または44歳を迎えたときに、この届書を送付しています。

（６）『 第３号被保険者種別確認勧奨 』

出向や転職などにより第２号被保険者の加入する年金制度が変更となった場合、その方に扶養されている配偶者は、そのつど、第３号被保険者の届出が必要となります。

（７）『 第３号被保険者該当勧奨 』

第２号被保険者に扶養されている配偶者は、第３号被保険者になります。

●国民年金 被保険者の種別

第1号被保険者	農林漁業者、自営業者、無職および学生などの方で20歳以上60歳未満の方 【国民年金保険料をご自分で納付する必要がある方】
第2号被保険者	会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方 （ただし、65歳以上の方で、老齢基礎・厚生年金、退職共済年金などを受け取る権利がある方は第2号被保険者とはなりません） 【厚生年金保険料などが給料から天引きされる方】
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方 【保険料をご自分で納付する必要がない方】

●第３号被保険者種別 一覧表

30……第3号A・厚生年金保険（船員）
31……第3号A・厚生年金保険
32……第3号C・国家公務員共済組合
36……第3号G・地方公務員等共済組合
37……第3号J・日本私立学校振興・共済事業団

国民年金 Ｑ＆Ａ

Q．月の途中で退職した場合、いつから国民年金保険料を納める必要がありますか？

A．国民年金保険料は、被保険者となった月から納めていただくことになります。
会社などを退職した場合は、退職した日の翌日に国民年金に加入することとなります。したがって、退職日の翌日が月の末日であったとしても、その月は国民年金の被保険者となりますので、その月分から国民年金の保険料を納めていただくことになります。

Q．国民年金保険料を安く納める方法はありますか？

A．前払い（前納）をご利用いただくと、国民年金保険料が割り引かれます。また、口座振替で前納することにより、割引率が大きくなります。

Q．国民年金保険料を納められなくなったら、どうすればいいですか？

A．保険料は毎月納めなければなりません。しかし、失業などで所得が減少した場合など経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を免除・猶予する制度があります。

○所得が少ない、減少した場合…**全額免除、一部免除制度**
○30歳未満の場合……**若年者納付猶予制度**
○学生の場合……**学生納付特例制度**

なお、これらの制度の適用を受けるためには、所得などの審査が必要となります。

この届書に関するご不明な点や、国民年金に関するご相談は、お近くの年金事務所で受付しています。
なお、日本年金機構ホームページにも各種情報を掲載していますので、ご利用ください。

http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構　検 索

※　年金に関する届書は、郵送でも受付しています。

EEEEEE

届出はお済みですか！

あなた（又はあなたの配偶者）は、裏面に記載している「1．届書を提出していただく方」の、　EEEEEEEEEEEEEE
に該当いたします。
まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

● 記入方法

① 右側の“届出人欄”に住所、氏名を記入し、押印してください。
（被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です。）

② “★印欄”の記載事項が誤っている場合は、訂正してください。

● 添付書類

第1号被保険者・・・「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」

第3号被保険者・・・「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」（あなたと配偶者の両方）

折り線

● 提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者となっている方（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先に提出してください。
不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にご相談ください。

※ なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

● 国民年金の被保険者とは

国民年金第1号被保険者	農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方 【国民年金保険料をご自分で納付する必要がある方】
国民年金第2号被保険者	会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない方に限ります。） 【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方 【保険料をご自分で納付する必要がない方】

（切り離さずにこのままご提出下さい。）

折り線

◎第２号被保険者に関する記録欄（ご自分で記入する必要はありません。）

制度名	EEEEEEEEEEEEEE
資格喪失年月日	EE 年 EE 月 EE 日

制度名	EEEEEEEEEEEEEE
資格取得年月日	EE 年 EE 月 EE 日

EEE EEEE
EEEEEEEEEEEEEEEEEEE
EEEEEEEEE
EEEEE EEEEEE 様

EE 年 EE 月 EE 日
作成

※ この届書は、会社などを退職した際に提出していただくものです。

届書コード			処理区分	小区分	
2	0	0. 新規 再取得 6. 種別変更 6. 種別確認	1 1	01. 手帳一括	届書

国民年金被保険者
資格取得・
種別変更（第１号被保険者該当）・
種別確認（第３号被保険者該当）届書

EEEEEEEEEEEEEEE　　整理番号：EEEEEEEEEE

基礎年金番号		被保険者氏名	性別	生年月日				
EEEE	EEEEEE	EEEEEEEEEE EEEEEEEEEE	1．男 2．女	5．昭和 7．平成	年 EE	月 EE	日 EE	送信

資格取得・種別変更年月日			種別	資格取得・種別変更の理由（第１号被保険者）		資格取得・種別変更・種別確認の理由（第３号被保険者）
年	月	日	第１号　1 第３号（船員）３０ 第３号（厚年）３１ 第３号（共済）	学生	0．学生	ア．20歳到達 イ．婚姻 ウ．本人所得減少（a．離職，b．その他） エ．配偶者が被用者年金に加入 オ．配偶者が所属する年金制度等の変更 a．厚生→共済，b．共済→厚生，c．共済→共済 カ．その他
				学生以外	1．適用洩れ　2．20歳到達 3．第２号被保険者からの移行 5．その他 10．中国残留邦人等該当 11．外国からの転入	

★住所	
★郵便番号 EEEEEEEE	（フリガナ）EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE EEEEEEEEEEEEEEE
住所コード EEEEEEEE	EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE EEEEEEEEEEEEE

外国人区分	被保険者通称名		★配偶者記録			
			基礎年金番号		生年月日	送信
1．米国人（強制） 2．１以外の外国人	（フリガナ）		EEEE	EEEEEE	E EEEEEE	

被保険者に係る事項		★配偶者に係る事項		
資格取得年月日	EEEEEEE	氏名	EEEEEEEEEE	EEEEEEEEEE
種別	E	制度名	EEEEEEEEEE	EEEEEEEEEE

◎ 勤務先事業主等確認欄 ◎

○届書記載の（配偶者記録の）基礎年金番号は当該被保険者のものに相違ないことを確認する。
平成　年　月　日提出
〒　－
所在地
事業所名称
事業主等氏名
電話番号　（　局）　番　印

◎ 医療保険者等確認欄 ◎

○届書記載の被保険者は、健康保険又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。
認定年月日　平成　年　月　日
（資格取得（種別変更・種別確認）年月日と同じ場合は記載の必要はありません。）
平成　年　月　日提出
〒　－
所在地
名称
代表者等氏名
電話番号　（　局）　番　印

届出人欄

上記のとおり届出します。　平成　年　月　日
市（区）町村長　年金事務所長　殿
〒　－
住所
氏名　印
電話番号　（　局）　番

事業主等受付印

市区町村受付印

年金事務所受付印

5．審査前

欄を記入してお届けください。なお、★印の欄は、誤っている場合は訂正してください。

１．届書を提出していただく方

（１）『 第１号・第３号被保険者資格取得勧奨 』

会社員や公務員の方が退職したときは、第１号被保険者又は第３号被保険者になります。

（２）『 第１号被保険者該当勧奨 』

① 会社員や公務員の方（第２号被保険者）が退職したときに、その方の被扶養配偶者となっていた方は、第３号被保険者から第１号被保険者になります。

② 収入があるために会社員や公務員の方（第２号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった方は、第３号被保険者から第１号被保険者になります。

③ 会社員や公務員の方（第２号被保険者）が65歳以上となり、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得たときは、その方の被扶養配偶者は第３号被保険者から第１号被保険者になります。

④ 厚生年金保険に加入している方(65歳以上となり、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得た者を除く）は、70歳になると厚生年金保険と第２号被保険者の資格を喪失しますので、その方の被扶養配偶者は第１号被保険者になります。

（３）『 未加入期間国民年金適用勧奨 』

会社などに再就職した方で過去に未加入期間がある方は、その期間は第１号被保険者又は第３号被保険者になります。

（４）『 ２０歳国民年金適用勧奨 』

２０歳になった方で会社員や公務員（第２号被保険者）でない方は、第１号被保険者又は第３号被保険者になります。

（５）『 ３４歳等国民年金適用勧奨 』

過去に国民年金制度に未加入の期間がある方については、国民年金への加入の届出が必要であることから、34歳又は44歳を迎えることを契機として、届出を勧奨しています。

（６）『 第３号被保険者種別確認勧奨 』

出向や転職などにより会社員や公務員の方（第２号被保険者）の加入する年金制度が変更となった場合は、その方の被扶養配偶者は、その都度、第３号被保険者の届出が必要となります。

（７）『 第３号被保険者該当勧奨 』

会社員や公務員（第２号被保険者）の被扶養配偶者となっている方は、第３号被保険者になります。

※ 加入等の届出をしていないために保険料を納付できなかった期間中に重い障害を負ったときなど、障害年金が受給できなくなる場合がありますので、忘れずに届出を済ませるようお願いします。

なお、国民年金の被保険者となるべき方が届出していただけない場合、このようなことにならないよう、年金事務所で第１号被保険者に該当するものとして加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。

２．国民年金の被保険者の皆様へ

１．国民年金保険料を“納められなくなったら”どうすれば良いか？

被保険者は、毎月保険料を納めなければなりませんが、失業等による所得減少など、経済的に保険料を納めることが難しい場合、年金の受給資格を確保できるように、次の“**保険料を免除する制度**”があります。

① 申請者の所得に応じて → **全額免除**
一部免除
(4分の3・半額・4分の1)
② 申請者が20歳代の場合 → **若年者納付猶予制度**
③ 申請者が学生の場合 → **学生納付特例制度**

なお、これらの制度の適用を受けるためには、住所地の市（区）役所または町村役場に申し出て所得等の審査を受けていただく必要があります。

２．月の途中で退職したときは、いつの分から国民年金保険料を払わなくてはならないのか？

国民年金や厚生年金保険などの保険料は、いずれも被保険者となった月から被保険者でなくなった月の前月分までをお支払いいただくことになります。

会社などを退職した場合は、退職した日の翌日に国民年金に加入することとなります。したがって、退職日の翌日が月末であったとしても、その月は国民年金の被保険者となりますので、その月分から国民年金の保険料をお支払いいただくことになります。

３．その他“ご相談！”

年金に関するご相談は、お近くの年金事務所で承っておりますが、日本年金機構のホームページ「http://www.nenkin.go.jp/」でも情報を提供させて頂いておりますので、是非ご利用下さい。また、保険料のお支払いを口座振替にすると、ご希望の振替方法によっては、納付書でのお支払いに比べて保険料の額がお安くなります。

※ 年金に関する届書は、郵送でも受付しております。

日本年金機構
Japan Pension Service

【国民年金】【厚生年金保険】

老齢年金 請求手続きのご案内

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様の手続きには次の○印の書類が必要です。

（提出時期　平成　　年　　月　　日　以降）

1	年金手帳（被保険者証）・基礎年金番号通知書	本人　配偶者
2	年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）	本人　配偶者
3	雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 高年齢雇用継続給付支給決定通知書（コピーでも可）	本人
4	戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）・戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） （受給権発生日 平成　　年　　月　　日 以降のもの）	本人　配偶者　子
5	住民票（生計維持証明）（できる限り住民票コード※の記載があるもの） （受給権発生日 平成　年　月　日 以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載があるもの） ※住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。	配偶者　世帯全員
6	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成　　年度 [平成　　年1月から12月までの所得] ）	本人　配偶者　子
7	印かん（認印でも可）	
8	年金加入期間確認通知書（共済組合から発行）	本人　配偶者
9	請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード	
10	在学証明書・学生証	子
11	健康保険被保険者証・共済組合員証 （扶養者・被扶養者を確認できるもの）	本人　配偶者　子
12	その他に必要な書類　ア　医師の診断書　レントゲンフィルム　身体障害者手帳 イ　年金受給選択申出書 ウ　事由書（　　） エ　加給年金支給停止事由該当届 オ　老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 カ　その他（　　）	

（相談受付　平成　　年　　月　　日　担当者名　　）

注意事項

■必要書類などは、請求する方により異なることがありますので、窓口などでご相談ください。

■請求者以外の方が代理で手続きするときは、請求者が署名捺印した「委任状」のほか、代理人の運転免許証など身分を確認できるものもご用意ください。

記入上の注意事項

■この記入例は、過去に国民年金と厚生年金保険に加入していた方が、会社に勤務しながら老齢厚生年金を請求する場合のものです。

■請求する方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

＜基礎年金番号、氏名、受取機関など＞ ☞ 年金請求書の1ページ

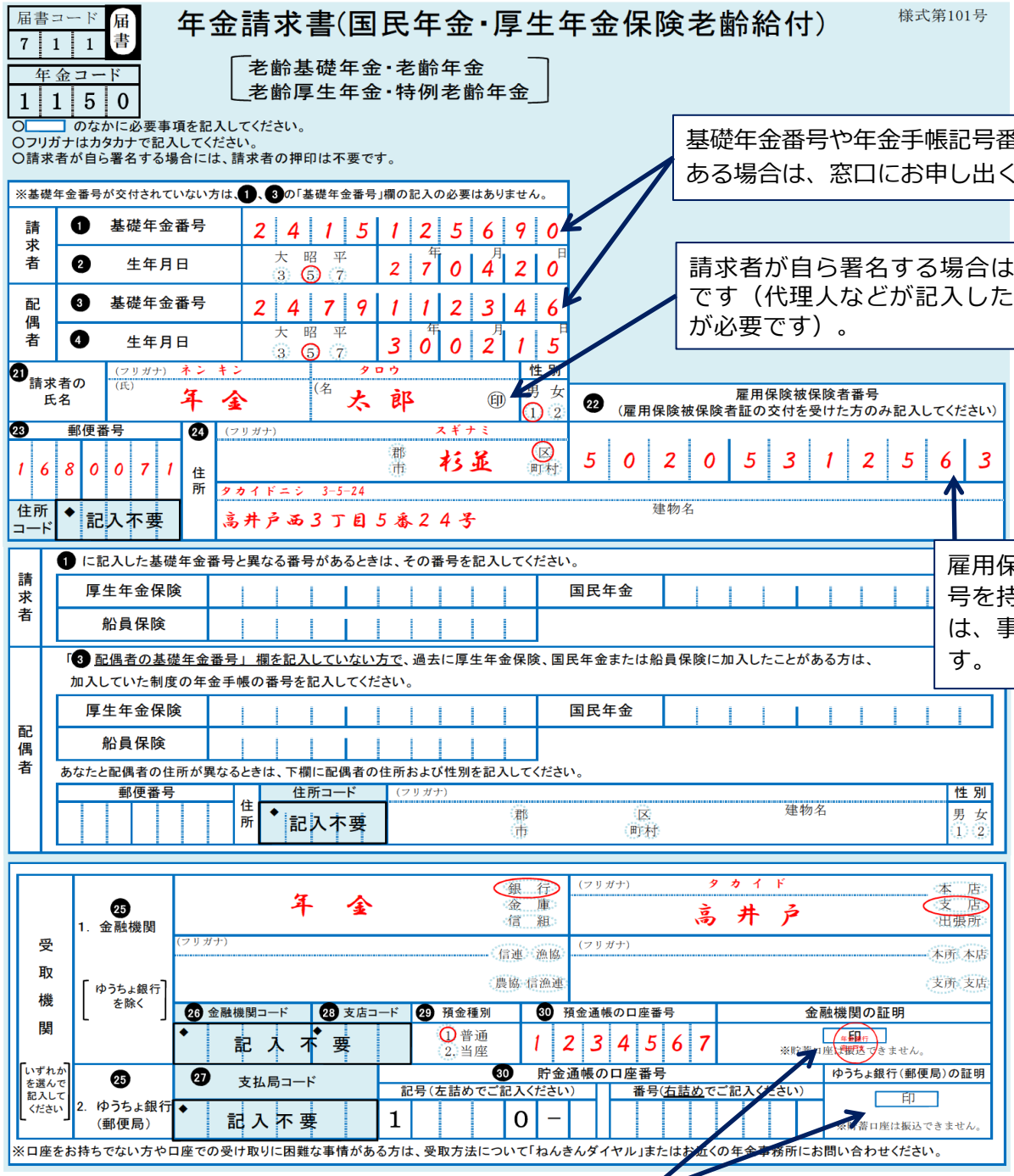

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です（代理人などが記入した場合は、押印が必要です）。

雇用保険被保険者番号を持っていない方は、事由書が必要です。

次の場合、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明は必要ありません。

〇預金通帳（貯金通帳）を持参する場合

〇預金通帳（貯金通帳）、キャッシュカードおよび預金口座を明らかにできる金融機関が発行する書類のコピーを添付する場合

〇インターネット専業銀行などで、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたものを添付する場合

なお、上記以外の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。

注）貯蓄口座では年金の受取ができません。また、インターネット専業銀行は年金の受取ができない銀行もありますのでご注意ください。

＜㋐欄　配偶者と子＞ ☞ 年金請求書の1ページ

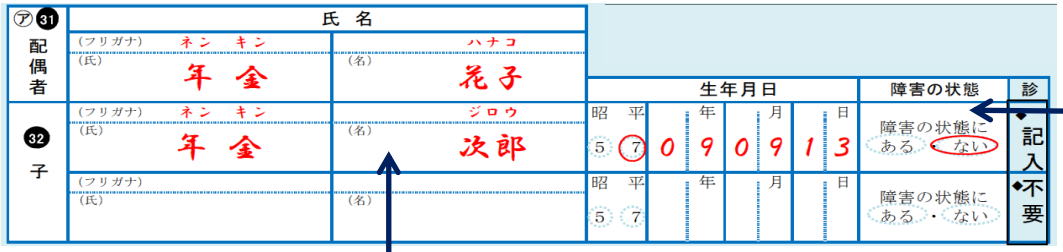

㋐	氏名		生年月日	障害の状態	診
31 配偶者	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	(名) ハナコ 花子			
32 子	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	(名) ジロウ 次郎	昭 平 5 7 年 09 月 09 日 13	障害の状態にある・ない	記入・不要
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態にある・ない	

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

生計を同じくしている配偶者または子がいるときはご記入ください。

■子については、下記に該当する子がいる場合にご記入ください。
○18歳到達年度の末日までの間の子
○国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子

■あわせて「㋒生計維持証明」欄（年金請求書の8ページ）の記入が必要です。

＜㋑欄　配偶者の年金＞ ☞ 年金請求書の2ページ

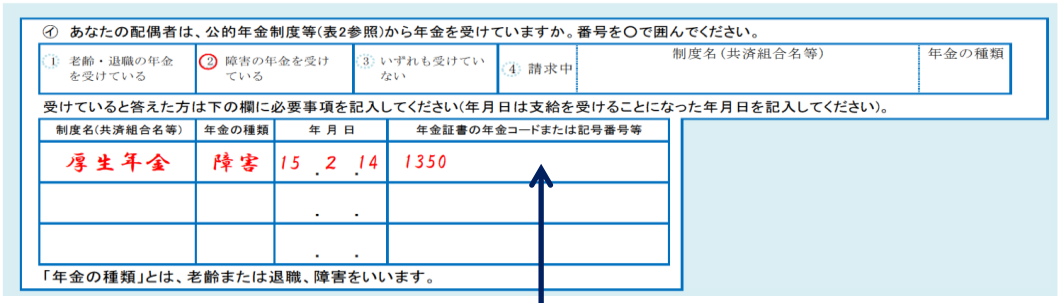

㋑ あなたの配偶者は、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 老齢・退職の年金を受けている	② 障害の年金を受けている	③ いずれも受けていない	④ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	障害	15.2.14	1350
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

配偶者が年金を受けている場合はご記入ください。

注）請求者が配偶者の加給年金額対象者である場合、今回の老齢年金の請求により配偶者が受取っている加給年金額が停止されることがありますので、ご注意ください。

＜㋒欄　ご本人の年金＞ ☞ 年金請求書の2ページ

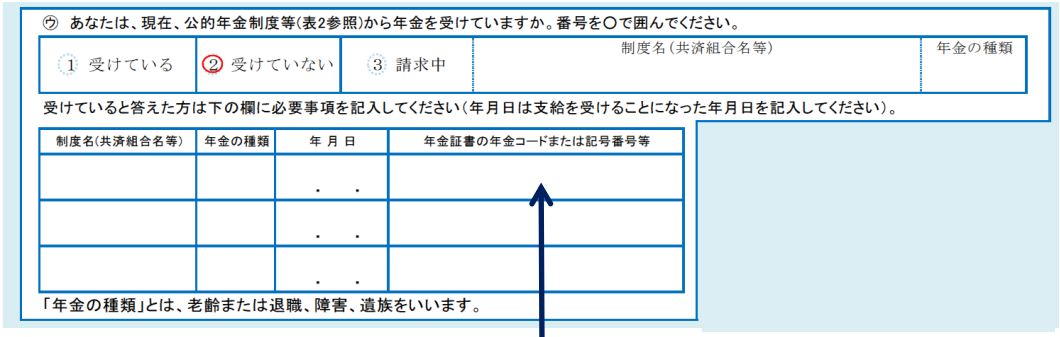

㋒ あなたは、現在、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 受けている	② 受けていない	③ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

すでに年金を受けている場合、または、他の年金を請求手続き中の場合は必ずご記入ください。原則として2つ以上の年金を同時に受取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶことになります。

＜住民票コード＞ ☞ 年金請求書の2ページ

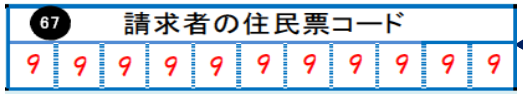

67 請求者の住民票コード										
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届などの提出が不要となります。

注）記入いただいていない場合であっても、年金決定後に、氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。

＜㋓～㋕欄　職歴＞

☞ 年金請求書の3ページ

記入いただいた職歴は、正しく年金をお支払いするための調査資料になりますので、初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

過去に加入した制度の番号をすべて○で囲んでください。

記入内容をお尋ねすることがありますので、電話番号は必ずご記入ください。

㋓ 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

① 国民年金法　② 厚生年金保険法　③ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
④ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　⑤ 国家公務員共済組合法　⑥ 地方公務員等共済組合法
⑦ 私立学校教職員共済法　⑧ 旧市町村職員共済組合法　⑨ 地方公務員の退職年金に関する条例　⑩ 恩給法

㋔ 履歴（公的年金制度加入経過）　※できるだけくわしく、正確に記入してください。

電話番号１（ 03 ）-（ 3334 ）-（ ○○○○ ）【携帯番号も可】
電話番号２（ 03 ）-（ 5678 ）-（ 1234 ）【予備の電話番号（携帯番号も可）があれば記入してください】

	(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初		八王子市大塚 1-2-301	45・4・19 から ・9・19 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
2	山田建設（株）	千代田区永町 2-6	45・9・20 から 60・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
3	美化学（株）高井戸支店	杉並区高井戸 3-5-6	60・4・1 から 在・職・中 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	千代田やま60
			・・ から ・・ まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
12			・・ から ・・ まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。
1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。

名称：美化学（株）高井戸支店
記号：杉並KD　番号：1010

㋕ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。　①はい　②いいえ

「はい」と答えた方は、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。

その保険料を納めた期間を記入してください。　昭和・平成　年　月　日から　昭和・平成　年　月　日

第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。　記号　番号

国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみをご記入ください。

事業所（会社）の所在地または住所が詳しくわからないときでも、市区町村名までご記入ください。

事業所（会社）の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

会社名だけでなく支店、工場などについてもご記入ください。

勤務期間または加入期間が詳しくわからないときでも、「○年○月まで」あるいは「○年の夏まで」のようにご記入ください。

㋖から㋘についても該当する場合は、忘れずにご記入ください。

＜㋗欄　生計維持＞

☞ 年金請求書の8ページ

以下に該当する場合などにご記入ください。
○請求者によって生計を維持されている配偶者または子が加給年金額対象者となる場合
○配偶者によって生計を維持されている請求者が振替加算の対象者となる場合

㋗ 生計維持証明

生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。（証明する）

平成 25 年 4 月 25 日

請求者（証明者）　住所 杉並区高井戸西３丁目５番２４号
氏名 年金 太郎　㊞
（請求者との関係）

配偶者および子	氏名	続柄
	年金 花子	妻
	年金 次郎	次男

（注）1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。
2. この申立(証明)には、世帯全員の住民票(コピー不可)を添えてください。

収入関係

		※確認印	＊年金事務所の確認事項
1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。			
(1)配偶者の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
(2)子(名：次郎)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
(3)子(名：)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
(4)子(名：)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
2. 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。			
年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
3. 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満(注)となる見込みがありますか。	はい・いいえ		

ア 健保等被扶養者（第三号被保険者）
イ 加算額または加給年金額対象者
ウ 国民年金保険料免除世帯
エ 義務教育終了前
オ 高等学校等在学中
カ 源泉徴収票・非課税証明等

（注）平成6年11月8日までに受給権が発生している方は「600万円未満」となります。
※ 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

平成 25 年 4 月 25 日提出

第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については、生計維持があったことを証明する書類が必要です。

＜年金と税金＞

☞ 年金請求書の7ページ

受取る年金額が一定額（65歳未満＝108万円、65歳以上＝158万円）以上の場合は、税金が差し引かれますが、年金請求書の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄を記入し申告することにより、各種の控除を受けることができます。

年金請求書の「扶養親族等申告書の記入方法」をよく読んで忘れずに申告してください。

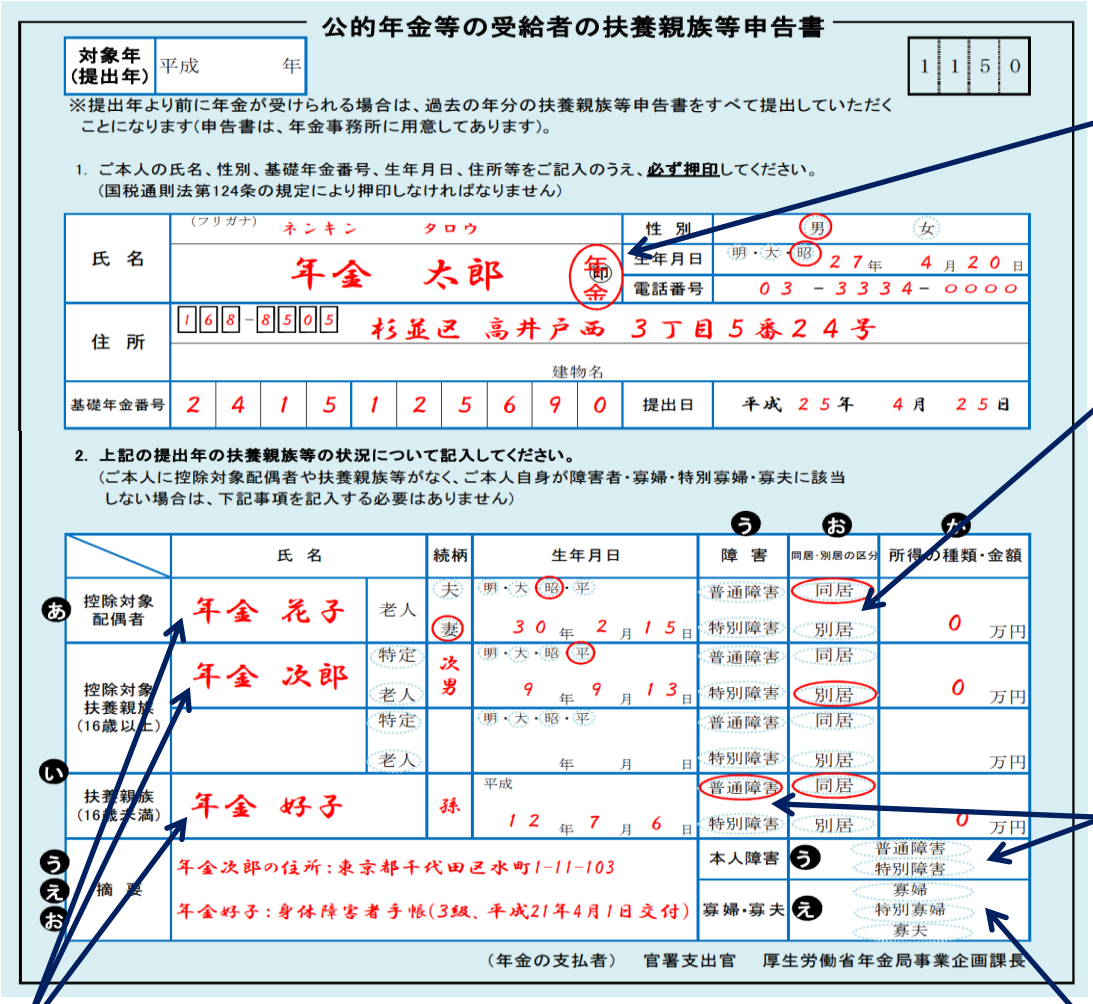

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

対象年（提出年）　平成　　年　　1150

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります(申告書は、年金事務所に用意してあります)。

1. ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、必ず押印してください。
（国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません）

氏名	（フリガナ）ネンキン　タロウ 年金　太郎　年金	性別	男　女
		生年月日	明・大・昭 27年 4月 20日
		電話番号	03－3334－0000
住所	168－8505　杉並区高井戸西3丁目5番24号 建物名		
基礎年金番号	2415125690	提出日	平成 25年 4月 25日

2. 上記の提出年の扶養親族等の状況について記入してください。
（ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません）

	氏名		続柄	生年月日	う 障害	お 同居・別居の区分	か 所得の種類・金額
あ 控除対象配偶者	年金　花子	老人	夫 妻	明・大・昭・平 30年 2月 15日	普通障害 特別障害	同居 別居	0 万円
控除対象扶養親族（16歳以上）	年金　次郎	特定 老人	次男	明・大・昭・平 9年 9月 13日	普通障害 特別障害	同居 別居	0 万円
		特定 老人		明・大・昭・平 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
い 扶養親族（16歳未満）	年金　好子		孫	平成 12年 7月 6日	普通障害 特別障害	同居 別居	0 万円
う 摘要	年金次郎の住所：東京都千代田区永町1-11-103				本人障害	う 普通障害 特別障害	
え お 摘要	年金好子：身体障害者手帳(3級、平成21年4月1日交付)				寡婦・寡夫	え 寡婦 特別寡婦 寡夫	

（年金の支払者）　官署支出官　厚生労働省年金局事業企画課長

請求者本人の印が必要です。

「同居」「別居」のどちらかを〇で囲んでください。

なお、「別居」の場合は「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

『普通障害』、『特別障害』に該当する場合は、〇で囲んでください。

また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。

●控除対象配偶者の年齢が70歳以上の方は、「老人」を〇で囲んでください。

●「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方をご記入ください。

①年齢が19歳以上23歳未満の方は、「特定」を〇で囲んでください。

②年齢が70歳以上の方は、「老人」を〇で囲んでください。

●「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳未満の方をご記入ください。

※**「年齢」は、年金請求書を提出する日の属する年の12月31日現在の年齢です。**

『寡婦』、『特別寡婦』、『寡夫』に該当する場合は〇で囲んでください。

また、「摘要」欄に、
①死別・離婚・生死不明の別、
②生計を一にする子の氏名およびその子の所得（年金を請求する年の所得）の見積額
をご記入ください。

なお、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦（死別・生死不明に限る）、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得（年金を請求する年の所得）の見積額をご記入ください。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？もう一度お確かめください。

※年金請求書を提出した後に記入もれの申立てがありますと、すでに受取った年金を返納していただく場合があります。

＜年金の受取までの流れ＞

受給資格の取得

年金請求

今回の手続き

「年金証書・年金決定通知書」の送付

初回の受取

定期受取の開始

「年金証書・年金決定通知書」でお知らせする内容は、年金を受取る権利を得た時点のものです。

●初回の受取
初めての年金の受取は、年金証書が届いてからおおむね50日程度です。
ただし、2つ以上の年金を受取る権利がある方などは、さらに日数がかかります。

●定期の受取
年金は、偶数月の15日（土曜日、日曜日、休日の時はその直前の営業日）に受取ることができます。
ただし、初めて受取るときや、さかのぼって過去の年金受取額が発生した場合などは、奇数月となることがあります。
各定期月に受取る年金額は受取月の前の2カ月分です。
（例　2月の受取……前年12月分と1月分
　　4月の受取……2月分と3月分）

○口座振替の場合
金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）などで口座振込による年金の受取を希望した方には、6月から翌年4月までの各期に受取る振込額を記載した**「振込通知書」**が、原則として毎年6月に届きます。
ただし、年金の振込額に変更があったときや受取先金融機関を変更したときなどには、そのつど届きます。

○ゆうちょ銀行（郵便局）の現金受取の場合
ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で年金を現金で受取ることを希望した方には、各支払月の15日までに**「年金送金通知書」**が届きます。

＜厚生年金基金に加入していた方へ＞

厚生年金基金に加入していた方の老齢厚生年金は、支払いの一部を厚生年金基金が国に代わって行います。したがって、この年金請求とは別に厚生年金基金または企業年金連合会に手続きが必要となります。詳しくは、

○加入期間が10年未満の方　→　企業年金連合会（年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666）
○加入期間が10年以上の方
○現在加入中の方　→　お勤め先（または当時のお勤め先）に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

＜国民年金基金に加入していた方へ＞

国民年金基金に加入していた方は、この年金請求とは別に国民年金基金または国民年金基金連合会に手続きが必要となります（受給開始年齢に到達する直前にご案内が届きます）。詳しくは、

○中途脱退者（60歳になる前に基金を脱退した方。ただし15年以上基金に加入していた方を除く）
　→　国民年金基金連合会（03-5411-0211）
○上記以外の方　→　加入していた国民年金基金へお問い合わせください。
（地域型：0120-65-4192、職能型は別になります）

＜年金額の調整＞

●雇用保険法などの給付との調整…雇用保険法や船員保険法から、基本手当や高年齢雇用継続給付金などの給付を受ける場合は、年金を減額または停止することがあります。

●在職中による支給停止……請求時点において在職中の場合は、年金額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金を減額または停止することがあります。

また、年金を受取る権利を得た後、
○就職したとき
○給料（標準報酬月額）が変わったり、賞与が支払われたとき
などの場合にも、年金を減額または停止します。

日本年金機構
Japan Pension Service

【国民年金】【厚生年金保険】
老齢年金の請求手続きをされる方へ

＿＿＿＿＿＿＿＿様の手続きには次の書類が必要です。

〇印のものをご用意ください。（相談受付　平成　　年　　月　　日　担当者名　　）

1	年金手帳（被保険者証）・基礎年金番号通知書	本人　配偶者
2	年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）	本人　配偶者
3	雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 高年齢雇用継続給付支給決定通知書（コピーでも可）	本人
4	戸籍抄本・戸籍記載事項証明書（戸籍謄本でも可） （受給権発生年月日平成　　年　　月　　日以降のもの）	本人　配偶者　子
5	住民票（生計維持証明）（できる限り住民票コード※が記載されたもの） （受給権発生年月日平成　年　月　日以降のもので世帯主・続柄・変更事項記載のあるもの） ※住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。	本人　配偶者全員
6	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成　　年度[平成　　年1月から12月までの所得]）	本人　配偶者　子
7	印かん（認印でも可）	
8	年金加入期間確認通知書（共済組合から発行）	本人　配偶者
9	請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード	
10	在学証明書・学生証	子
11	健康保険被保険者証・共済組合員証 （扶養者・被扶養者を確認できるもの）	本人　配偶者　子
12	その他に必要な書類 ア　医師の診断書　レントゲンフィルム　身体障害者手帳 イ　年金受給選択申出書 ウ　事由書（　　） エ　加給年金支給停止事由該当届 オ　老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 カ　その他（　　）	

（提出時期　平成　　年　　月　　日　以降）

添付書類の注意事項

■年金請求時に必要な書類等は、請求する方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。

■請求者以外の方がお越しになるときは、請求者が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。

■請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍の抄本は、住民票コードをご記入いただくことにより、添付を省略することができます。
また、**毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。**

■厚生年金基金の加入期間に基づく老齢厚生年金の支払いは、厚生年金基金が国に代わって行います。
この年金請求とは別に厚生年金基金または企業年金連合会に手続きが必要となります。詳しくは、

加入期間が10年未満の方　→　企業年金連合会（年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666）
加入期間が10年以上の方　┐
現在加入中の方　　┘　お勤め先（または当時のお勤め先）に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

記入上の注意事項

■この記入例は、過去に国民年金と厚生年金保険に加入していた方が、会社に勤務しながら老齢厚生年金を請求する場合のものです。
■請求する方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

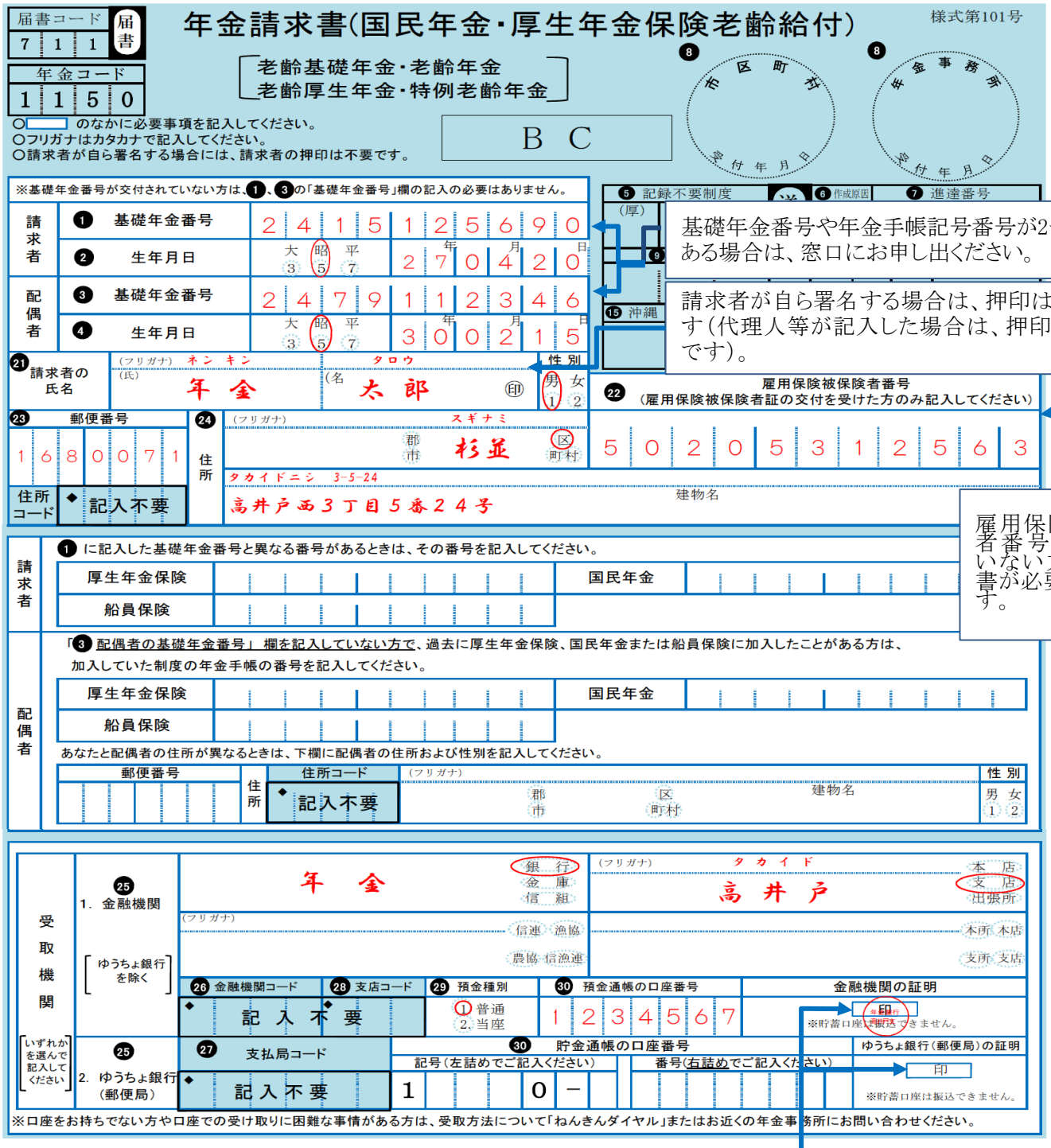

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です(代理人等が記入した場合は、押印が必要です)。

雇用保険被保険者番号を持っていない方は事由書が必要になります。

＜受取機関＞

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。
なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

- 預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- 預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードおよび預金口座を明らかにできる金融機関が発行する書類のコピーを添付する場合
- インターネット専業銀行等の場合には、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

<㋐欄　配偶者と子>

㋐ 31	氏名		生年月日	障害の状態	診
配偶者	(フリガナ) ネン キン (氏) 年金	(名) ハナコ 花子			
32 子	(フリガナ) ネン キン (氏) 年金	(名) ジロウ 次郎	昭 平 5 7 年 0 9 月 0 9 日 1 3	障害の状態に ある ・ ない	◆記入 ◆不要
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 5 7 年 月 日	障害の状態に ある ・ ない	

生計を同じくしている配偶者または子がいるときはご記入ください。
■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
・18歳になった後の最初の3月31日まで
・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満
■併せて「㋒生計維持証明」欄の記入が必要です。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

<㋑欄　配偶者の年金>

㋑ あなたの配偶者は、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 老齢・退職の年金を受けている	② 障害の年金を受けている	③ いずれも受けていない	④ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	障害	15 . 2 . 14	1350
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

配偶者が年金を受けている場合はご記入ください。
請求者が配偶者の加給年金額対象者である場合、今回の老齢年金の請求により配偶者の加給年金額が支給停止される場合があります。

<㋒欄　ご本人の年金>

㋒ あなたは、現在、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 受けている	② 受けていない	③ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

すでに年金を受けている場合、または、他の年金の請求手続き中の場合は必ずご記入ください。
原則として２つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶ（選択）ことになります。

<住民票コード>

67 請求者の住民票コード										
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年１回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。

注）ご記入いただいていない場合であっても、年金決定後に、氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。

＜㋓～㋕欄　職歴＞ 記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

過去に加入したことのある制度の番号をすべて〇で囲みます。

記入内容をお訪ねすることがありますので、電話番号は必ずご記入ください。

㋓ 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を〇で囲んでください。

① 国民年金法　② 厚生年金保険法　③ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
④ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　⑤ 国家公務員共済組合法　⑥ 地方公務員等共済組合法
⑦ 私立学校教職員共済法　⑧ 旧市町村職員共済組合法　⑨ 地方公務員の退職年金に関する条例　⑩ 恩給法

㋔ 履歴（公的年金制度加入経過）　電話番号1（ 03 ）-（ 3334 ）-（○○○○）【携帯番号も可】
※できるだけくわしく、正確に記入してください。　電話番号2（ 03 ）-（ 5678 ）-（ 1234 ）【予備の電話番号（携帯番号も可）があれば記入してください】

	(1) 事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初		八王子市大塚 1-2-301	45・4・19 から ・9・19 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金（船員）保険 ④共済組合等	
2	山田建設（株）	千代田区水町 2-6	45・9・20 から 60・3・31 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金（船員）保険 ④共済組合等	
3	美化学（株） 高井戸支店	杉並区高井戸 3-5-6	60・4・1 から 在・職・中 まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金（船員）保険 ④共済組合等	千代田 やま60
			・・ から ・・ まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金（船員）保険 ④共済組合等	
12			・・ から ・・ まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金（船員）保険 ④共済組合等	

(6) 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。
1 事業所（船舶所有者）の名称を記入してください。　名称　美化学（株）高井戸支店
2 健康保険（船員保険）の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。　記号　杉並KD　番号　1010

㋕ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。　①はい　②いいえ
「はい」と答えた方は、その保険料を納めた年金事務所（社会保険事務所）の名称を記入してください。
その保険料を納めた期間を記入してください。　昭和・平成　年　月　日から　昭和・平成　年　月　日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。　記号　番号

国民年金に加入していた期間は住んでいた住所のみをご記入ください。

事業所（会社）の所在地または住所がくわしくわからないときでも郡市区名まではご記入ください。

事業所（会社）の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

会社名だけでなく支店、工場等についてもご記入ください。

勤務期間または加入期間がくわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏や冬までのようにご記入ください。

㋖から㋙についても該当する場合は、忘れずにご記入ください。

＜㋗欄　生計維持＞

請求者によって生計を維持されている配偶者または子が加給年金額対象者となる場合、または、配偶者によって生計を維持されている請求者が振替加算の対象者となる場合等にご記入ください。

㋗ **生計維持証明**

生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。
~~（証明する）~~

平成 25 年 4 月 25 日

請求者 ~~（証明者）~~ 住所 杉並区高井戸西3丁目5番24号
氏名 年金 太郎 ㊞
（請求者との関係）

配偶者および子	氏名	続柄
	年金 花子	妻
	年金 次郎	次男

（注） 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。
2. この申立（証明）には、世帯全員の住民票（コピー不可）を添えてください。

収入関係

		※確認印	＊年金事務所の確認事項
1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。			
(1)配偶者の年収は850万円未満（注）ですか。	はい・いいえ	（ ）印	
(2)子（名：次郎 ）の年収は850万円未満（注）ですか。	はい・いいえ	（ ）印	ア 健保等被扶養者（第三号被保険者）
(3)子（名： ）の年収は850万円未満（注）ですか。	はい・いいえ	（ ）印	イ 加算額または加給年金額対象者
(4)子（名： ）の年収は850万円未満（注）ですか。	はい・いいえ	（ ）印	ウ 国民年金保険料免除世帯
2. 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。			エ 義務教育終了前
年収は、850万円未満（注）ですか。	はい・いいえ	（ ）印	オ 高等学校等在学中
3. 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満（注）となる見込みがありますか。	はい・いいえ		カ 源泉徴収票・非課税証明等

（注）平成6年11月8日までに受給権が発生している方は「600万円未満」となります。
※ 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

平成 25 年 4 月 25 日提出

記入例のように請求者が申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる住民票（コピー不可）が必要になります。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

＜年金と税金＞

支払われる年金額が一定額以上(65歳未満＝108万円、65歳以上＝158万円)の場合は、税金が差し引かれますが、年金請求書の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄に記入し、申告することにより各種の控除を受けることができます。
年金請求書の「扶養親族等申告書の記入方法」をよく読んで忘れずに申告してください。

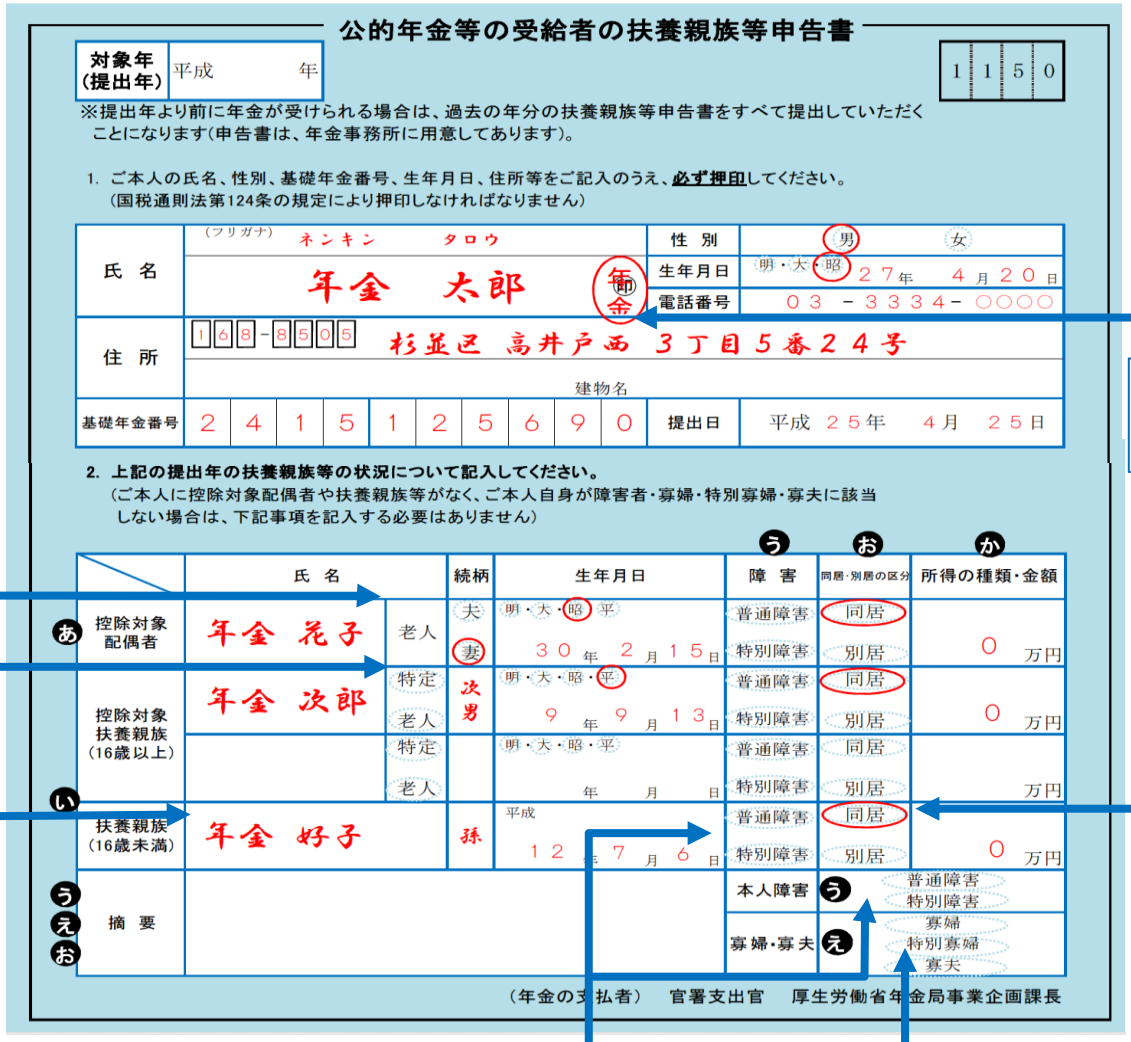

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

対象年(提出年) 平成　年　　1150

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります(申告書は、年金事務所に用意してあります)。

1. ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、**必ず押印**してください。
(国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません)

氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ 年金 太郎 (年金)	性別	(男) 女
		生年月日	明・大・(昭) 27年 4月 20日
		電話番号	03 - 3334 - ○○○○
住所	168-8505 杉並区 高井戸西 3丁目5番24号 建物名		
基礎年金番号	2415125690	提出日	平成 25年 4月 25日

2. 上記の提出年の扶養親族等の状況について記入してください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

	氏名		続柄	生年月日	障害(う)	同居・別居の区分(お)	所得の種類・金額(か)
(あ) 控除対象配偶者	年金 花子	老人	(妻)	明・大・昭・(平) 30年 2月 15日	普通障害 特別障害	(同居) 別居	0 万円
控除対象扶養親族(16歳以上)	年金 次郎	特定 老人	次男	明・大・昭・(平) 9年 9月 13日	普通障害 特別障害	(同居) 別居	0 万円
		特定 老人		明・大・昭・平 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居	万円
(い) 扶養親族(16歳未満)	年金 好子		孫	平成 12年 7月 6日	普通障害 特別障害	(同居) 別居	0 万円
(う)(え)(お) 摘要					本人障害 (う)	普通障害 特別障害	
					寡婦・寡夫 (え)	寡婦 特別寡婦 寡夫	

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

請求者本人の印が必ず必要です。

○控除対象配偶者が年齢が70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。
○「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方をご記入ください。
年齢が19歳以上23歳未満の方は「特定」を○で囲んでください。
年齢が70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。
○「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳未満の方をご記入ください。
※年齢は年金請求書を提出する日の属する年の12月31日現在としてください。

普通障害者の場合は『普通傷害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。
また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。
「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名およびその子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

別居している場合は、区分の「別居」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。
同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

(雇用保険法等の給付との調整)
雇用保険法等から基本手当や高年齢雇用継続給付金などの給付を受けられる場合は年金から調整され、届出が必要となりますので、窓口にお申し出ください。

(在職中による支給停止)
請求時点において在職中の場合は、年金額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて年金が支給停止される場合があります。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？
もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申立てがありますと、すでに支払った年金を調整する場合があります。
もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。

＜年金の支払と決定＞

年金請求の手続が終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。

受給資格の取得

年金請求
今回の手続き

「年金証書・年金決定通知書」の送付

（おおむね50日程度）

初回支払

定期支払

就　職

給料(標準報酬月額)が変わったとき

退　職

誕 生 月

定期支払（6月）

「年金証書・年金決定通知書」でお知らせをしている内容は受給資格を取得した時点のものです。
老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに関する内容は**「支給額変更通知書」**でご確認ください。

●初回支払

年金が決定された初めての支払が行われるのは、年金証書が送付されてからおおむね50日程度です。
ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初に支払われる金額は、原則として支給開始年月※から直前の支払月の前月分までです。
※支給開始年月は年金証書に記載の**「受給権を取得した年月」**の翌月です。
「年金決定通知書」に記載されています。

●定期支払

年金は　２月、４月、６月、８月、10月、12月の偶数月の15日（土曜日、日曜日、休日の時は、その直前の営業日）に支払われます。ただし、初めて支払われるときや、遡って過去の支払が発生した場合などは、奇数月に支払われることがあります。
各定期月に支払われる年金額は支払月の前の２か月分です。

（例　２月の支払……前年12月と、１月の２か月分
４月の支払……２月と、３月の２か月分）

受給資格を取得した後、
・年金を受けている方が就職したとき
・給料（標準報酬月額）が変わったり、賞与が支払われたとき
・退職（資格を喪失）して退職の翌日から１か月がたったとき
などの場合には、年金の支払額が変更されます。

このように年金額の変更があった場合には、1～2ヶ月後に日本年金機構から**「支給額変更通知書」**が送付されます。

誕生月の初め頃に**「現況届」**が送付された場合は、誕生月の末日までに日本年金機構に到着するようにご提出ください。
なお、次の場合などは誕生月であっても「現況届」を提出する必要がありませんので、送付しておりません。
①住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を活用した現況確認を行うことができるとき
②「年金証書」に記載されている年金の支払を行うことが決定した日から次の誕生月の末日までの期間が１年以内のとき
③年金の全額が支給停止となっているとき
④全額支給停止となっていた年金が受けられるようになってから、1年を過ぎていないとき
※年金請求時等に住民票コードを申し出ていただくことにより、「現況届」の提出が原則不要になります。ただし、加給年金額の対象となる方の生計維持の確認が必要な場合は、日本年金機構より送付される「生計維持確認届」の提出が必要になります。

●口座振替の場合

銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）などで口座振込による年金の受け取りを希望された方には、6月から翌月の4月までの各期に支払われる振込額を記載した、**「振込通知書」**が、原則として毎年６月に送付されます。ただし、年金の振込額に変更があったときや受け取り先金融機関を変更したときなどにはそのつど送付されます。

●ゆうちょ銀行（郵便局）の現金払いの場合

ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で年金を現金で受け取ることを希望した方には、各支払月の15日までに**「年金送金通知書」**が送付されます。

7．審査後

①利用者業務メニュー

■私の履歴整理表作成

「私の履歴整理表作成」は、年金記録をより確実なものとするためのツールです。

過去の勤務先や住所などを入力することで、これまでに年金記録を確認した際に見落とした加入情報に気づきやすくなります。

【私の履歴整理表作成】ボタンから、情報を入力すると、私の履歴整理表が自動作成されます。

私の履歴整理表作成

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■年金見込額試算

「年金見込額試算」では、これまでの年金加入記録を用いて、将来受け取る年金額を試算できます。条件を変えて試算して、比較することもできます。

- 現在と同じ条件で働き続けた場合、何歳から、いくらぐらい受け取れるか
- 働きながら年金を受け取る場合、受け取り額にどう影響するか
- 年金の受け取り開始年齢を変更した場合、年金額はどうなるか
- これまでの免除・未納等の期間の保険料を納付した場合、年金額への影響はどうなるか

なお、70歳以降の方については、年金見込額試算のサービスが利用できません。お近くの年金事務所・街角の年金相談センターにご相談ください。

※システムの制約上、年金受給者の見込額試算の一部を除き、配偶者や被扶養者の情報は反映されません。また、実際の支給額は、今後の加入状況や経済動向などによっても異なります。試算結果はあくまでも目安としてご覧ください。

年金見込額試算

▲インデックスに戻る

■追納・後納等可能月数と金額の確認

これまでの国民年金保険料の未納期間で、まだ納付可能な期間や追納・後納等が可能な期間をご確認いただき、納付額の計算ができます。さらに、これらの条件に基づいた年金見込額の試算および比較を行うことができます。

なお、下記に該当する方の場合、本サービスをご利用いただけません。**追納・後納等をご希望される場合**は、国民年金保険料専用ダイヤルまでお問い合わせください。(別ウィンドウで開きます)

- 老齢基礎年金受給者、または老齢基礎年金受給権者
- 強制徴収対象者
- 納付誓約者

追納・後納等可能月数と金額の確認

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■持ち主不明記録検索

コンピューターに保存されている年金記録のうち、持ち主が見つかっていない記録について、心当たりのある方に検索していただき、記録回復につなげるための仕組みです。

- 記録を探している方の氏名、生年月日、性別を入力してください。
- 検索結果は、検索条件と一致する記録の有無について表示します。
- 検索結果を年金事務所・街角の年金相談センターにて確認します。

持ち主不明記録検索

▲インデックスに戻る

■届書の作成支援

一部の届書について、氏名や生年月日などねんきんネットで保有する情報をあらかじめ表示するなど、届書を簡単に作成し、プリントアウトできるようサポートします。

※こちらは電子申請ではありません。

届書の作成

▲インデックスに戻る

■電子版「ねんきん定期便」の確認

電子版「ねんきん定期便」の確認では、これまで誕生月に郵送してきた「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」で見ることができます。
また、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。

電子版「ねんきん定期便」の確認

▲インデックスに戻る

■年金の支払いに関する通知書の確認

年金の支払いに関する通知書の確認では、郵送している年金の支払いに関する通知書（「年金決定通知書・支給額変更通知書」、「年金振込通知書」、「年金支払通知書」、「年金額改定通知書」、「公的年金等の源泉徴収票」）の内容を見ることができます。また、通知書の情報を、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。

※年金の支払いに関する通知書の確認は、年金を受給されている方のみご利用可能です。

年金の支払いに関する通知書の確認

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■メールアドレスの登録／「ねんきん定期便」の郵送意向登録

メールアドレスの登録／変更／削除ができます。また、登録いただいたメールアドレスへの日本年金機構からのお知らせメール配信、および「ねんきん定期便」の郵送に関する意向を登録できます。

メールアドレスの登録／
ねんきん定期便の郵送意向登録

▲インデックスに戻る

■日本年金機構からのお知らせ

日本年金機構では、年金に関するアンケートを実施しております。
また、日本年金機構からのお知らせを確認することができます。

アンケート回答　機構からのお知らせ確認

▲インデックスに戻る

■パスワード変更等

「ねんきんネット」にログインする際のパスワード変更、および秘密の質問と答えの変更、「ねんきんネット」の利用停止依頼を行うことができます。

※「秘密の質問と答え」は、「なりすまし」を防止するための仕組みです。

パスワード変更　秘密の質問と答えの変更　サービス利用停止依頼

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

②年金記録の一覧表示

日本年金機構 Japan Pension Service　ねんきんネット

ログアウト

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネットトップ | 年金記録の一覧表示 | 年金見込額試算 | 持ち主不明記録検索 | ねんきん定期便/通知書の確認 | 届書の作成

- 私の履歴整理表作成
- 追納・後納等可能月数と金額の確認
- メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
- アンケート回答
- 機構からのお知らせ確認
- パスワード変更
- サービス利用停止依頼

日本年金機構トップページ ＞ ねんきんネット ＞ 年金記録の一覧表示

年金記録の一覧表示

印刷画面を開く

1 年金記録の一覧表示

- 年金記録を一覧形式で表示しています。
- 特にご確認いただきたい年金記録については加入月数を赤文字で表示しています。
  （赤文字の加入月数をクリックすると、ご確認いただきたい内容がポップアップで表示されます。）
- 詳細な年金記録を確認する場合は、**【年金記録照会】**ボタンを押してください。
- 65歳まで加入した場合などの年金見込額を試算する場合は、**【年金見込額試算】**ボタンを押してください。

年金記録照会　年金見込額試算

［基礎年金番号］0123-456789　［氏名］年金　太郎 様

年度（年齢）	加入制度	お勤め先の名称等	加入月数	1年間の保険料納付額	年金見込額（年額）
昭和52年度(20歳)	国年	第１号被保険者	12月		
昭和53年度(21歳)	国年	第１号被保険者	12月		
昭和54年度(22歳)	国年	第１号被保険者	12月		
昭和55年度(23歳)	厚年	A年金商社	5月		
昭和55年度(23歳)	厚年	B年金商社	8月		

平成25年度以前の保険料納付総額（小計1）は、　3,070,000円　です。
平成26年度以降の保険料納付総額（小計2）は、　1,205,800円　です。
これまでの保険料納付総額（総合計）は、　4,275,800円　です。

備考

老齢年金を受給している方へ

- ご自身の年金記録と年金額の関係をご確認いただくため、老齢年金の年金額(年額)を表示しています。
- 障害年金や遺族年金の年金額(年額)を確認する場合は、「ねんきんネット」トップページの**【年金の支払いに関する通知書の確認】**ボタンを押してください。
- 平成28年 4月 1日に発送した年金額改定通知書でお知らせしている年金額(年額)です。

老齢年金の年金額(年額)は、平成28年 4月分から次のとおりとなります。

項目	老齢基礎年金 (国民年金)	老齢厚生年金 (厚生年金保険)	合計
基本額	500,000円	1,200,000円	1,700,000円
支給停止額	0円	0円	0円
年金額(差引支給額)	500,000円	1,200,000円	1,700,000円

2 年金記録の一覧表示の見方

1. 加入制度、お勤め先の名称等および加入月数は、**平成28年 4月20日現在**の情報を表示しています。
   年金記録は約1ヶ月ごとに更新されます。
2. これまでの保険料納付総額(総合計)および年金見込額(年額)は、**平成28年 2月 1日**作成のねんきん定期便でお知らせしている情報を表示しています。
3. 老齢年金の年金額(年額)は、年金証書・年金決定通知書や年金額改定通知書など、年金の支払いに関する通知書を送付するまでの間、表示されません。

[-]年金記録の一覧表示の詳細説明を表示しない

年度(年齢)	• 年金制度に加入していた年度と年齢を表示しています。 • 4月から翌年3月までを「1年度」としています。
加入制度	• 加入していた年金制度に応じて、以下のとおり表示しています。 「国年」：国民年金に加入していた期間 「厚年」：厚生年金保険に加入していた期間 「船保」：船員保険に加入していた期間 空欄　：20歳以上60歳未満で、どの年金制度にも加入していなかった期間、または共済組合等に加入していた期間 • 各共済組合等の加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。
お勤め先の名称等	• 加入制度が「国年」の場合は、被保険者の種別(「第1号被保険者」または「第3号被保険者」)を表示しています。 • 国民年金に任意加入している場合も「第1号被保険者」と表示しています。 • 加入制度が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の名称(会社名等)または船舶所有者名を表示しています。 • 国のシステムにお勤め先の名称等が登録されていない場合などは、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
加入月数	• 年度(年齢)、加入制度ごとに加入月数を表示しています。 • 国民年金保険料の納付記録がない月または年金記録が重複している月がある場合は、赤文字で表示しています。 この場合は**【年金記録照会】**ボタンを押して詳細を確認してください。 • 20歳以上60歳未満で、どの年金制度にも加入していなかった期間は、月数をカッコ書きで表示しています。

1年間の 保険料納付額	• ねんきん定期便でお知らせしている(参考)これまでの保険料納付額を基に計算・表示しています。 • ねんきん定期便では、毎年誕生月の4ヶ月前までの情報をお知らせしているため、1年間の保険料納付額には、誕生月の4ヶ月前から遡った1年間の保険料納付額(厚生年金保険および船員保険の場合は被保険者負担分のみ)を表示しています。 例) 6月が誕生月の場合は、前年3月から当年2月までの保険料納付額を表示しています。 • ねんきん定期便を再発行した場合は、上記と異なる場合があります。 • 国民年金保険料の還付を受けた場合や厚生年金保険の標準報酬を遡って訂正した場合などは、実際に納付された金額と異なる金額やマイナスの金額を表示しています。 • ねんきん定期便が作成されなかった場合などは、「＊」で表示しています。
平成25年度以前の 保険料納付総額 (小計1)	• 年金記録の一覧表示は平成26年 3月末からサービス開始のため、平成25年度以前の1年間の保険料納付額を表示することができません。 • 平成25年度のねんきん定期便でお知らせしている(参考)これまでの保険料納付額を表示しています。 • 平成25年度のねんきん定期便が作成されなかった場合などは、「＊」で表示しています。
平成26年度以降の 保険料納付総額 (小計2)	• 平成26年度以降の1年間の保険料納付額の合計額を表示しています。
これまでの 保険料納付総額 (総合計)	• (小計1)と(小計2)の合計額を表示しています。 • 最新のねんきん定期便でお知らせしている(参考)これまでの保険料納付額と同額です。
年金見込額(年額)	• 最新のねんきん定期便でお知らせしている情報を表示しています。 (前年度以前の年金見込額(年額)は、「－」で表示しています。) • 50歳未満の方の場合は、これまでの加入実績に基づいて計算した年金見込額(年額)を表示しています。 • 50歳以上の方の場合は、これまでの加入実績に加え、現在の加入条件で60歳まで延長した仮定に基づいて計算した65歳時点の年金見込額(年額)を表示しています。 • 61歳以上の方の場合は、これまでの加入実績に基づいて計算した65歳時点の年金見込額(年額)を表示しています。 • ねんきん定期便が作成されなかった場合や、ねんきん定期便の年金見込額が表示されない場合などは、「＊」で表示しています。

ねんきんネット
(トップページ)に戻る

▲このページのトップに戻る

③届書選択

届書選択画面
（1/4）

日本年金機構 Japan Pension Service　ねんきんネット

ログアウト

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネットトップ | 年金記録の一覧表示 | 年金見込額試算 | 持ち主不明記録検索 | ねんきん定期便/通知書の確認 | 届書の作成

- 私の履歴整理表作成
- 追納・後納等可能月数と金額の確認
- メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
- アンケート回答
- 機構からのお知らせ確認
- パスワード変更
- サービス利用停止依頼

日本年金機構トップページ ＞ ねんきんネット ＞ 届書の作成

届書の作成　※こちらは電子申請ではありません。

作成を希望する届書をお選びいただき、【選択】ボタンを押してください。

ねんきんネットの届書作成画面では、以下の届書の作成をサポートします。作成後は印刷の上、お近くの年金事務所等にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

1　届書の作成手順について

ご自宅

(1) 届書の選択
作成したい届書を選択します。

(2) 届書情報の入力
画面に表示される内容に沿って、届書の作成に必要な情報を入力します。

(3) 届書の印刷
入力完了後、ご自宅のプリンターで届書を印刷します。A4用紙・片面印刷でお願いします。

(4) 届書の提出
届書と併せて印刷される「提出前確認事項一覧」にて添付書類等の漏れが無いか確認のうえ、お近くの年金事務所等へ提出するか、郵送します。

年金事務所等

(5) 届書の受付及び内容確認
提出いただいた届書を受け付け、手続きを行います。

2 国民年金保険料に関する手続き

2-1 国民年金保険料を納めることが難しいとき(学生の方)

国民年金保険料学生納付特例申請書

学生の方が国民年金保険料を納付できない場合に、納付の猶予を申請するための届書を作成します。
(準備中(平成27年 1月予定))

2-2 国民年金保険料を納めることが難しいとき(一般の方)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

失業や所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納付できない場合に、免除や納付猶予を申請するための届書を作成します。
(準備中(平成27年 1月予定))

2-3 免除や猶予を受けた国民年金保険料を後から納めたいとき

国民年金保険料追納申込書

過去に承認を受けた国民年金保険料の免除や納付猶予について、将来の年金額を増やすため、保険料を追加で納付するための届書を作成します。 選択

2-4 国民年金保険料を口座振替で納めたいとき

**国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
兼国民年金保険料口座振替依頼書**

国民年金保険料を口座振替により定期的に納付するための届書を作成します。 選択

2-5 国民年金保険料をクレジットカードで納めたいとき

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付するための届書を作成します。 選択

3 年金を請求する方・年金を受給している方の手続き

3-1 60歳または65歳になったとき

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

老齢年金を受給する権利が発生したため、年金を請求する届書を作成します。 [選択]

3-2 共済組合に年金を請求するとき

年金加入期間確認請求書

共済組合に老齢年金・障害年金を請求する場合
自身の年金加入記録の証明が必要であるため、日本年金機構に確認を依頼する届書を作成します。 [選択]

共済組合に遺族年金を請求する場合
亡くなった方の年金加入記録の証明が必要であるため、日本年金機構に確認を依頼する届書を作成します。 [選択]

3-3 住所や年金の受取口座を変えるとき

年金受給権者住所・支払機関変更届

住所や年金の受取口座を変更するための届書を作成します。 [選択]

3-4 年金証書・改定通知書・振込通知書の再交付を依頼したいとき

年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書

年金証書・改定通知書・振込通知書の再交付を依頼する届書を作成します。 [選択]

「振込通知書」の再交付を希望される方へ
電子版の「振込通知書」が登録されている場合、福祉医療機構が実施する公的年金担保融資の申請の際、金融機関に提出する年金額証明書類に使用可能です。
PDFファイルをダウンロードしてご利用ください。 [通知書選択画面を開く]

3-5 源泉徴収票または準確定申告用源泉徴収票が必要なとき

源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書

自身の確定申告等のため、年金の源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票の交付(再交付)を依頼する届書を作成します。 [選択]

4 年金を受給している方が亡くなったときの手続き

4-1 準確定申告用源泉徴収票が必要なとき

源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書

相続人であるため、亡くなった方が受給していた年金に対する、準確定申告用源泉徴収票の交付(再交付)を依頼する届書を作成します。

選択

4-2 年金を受給している方が亡くなったとき
亡くなった方の未支給年金を受け取るとき

**国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金
未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届(報告書)**

年金を受給している方の死亡届と未支給年金を請求する届書を作成します。
※亡くなった方と生計を同じくしていた(1)配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹、(7)その他の親族がいる場合、この順番で最も早い方のみ、未支給の年金を受け取ることが可能です。

選択

上記以外の手続きについては、日本年金機構のホームページの「申請・手続きを調べる」をご覧ください。

ねんきんネット(トップページ)に戻る

▲このページのトップに戻る

①利用者業務メニュー

7．審査前

日本年金機構 Japan Pension Service　ねんきんネット

ログアウト

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネットトップ | 年金記録の一覧表示 | 年金見込額試算 | 持ち主不明記録検索 | ねんきん定期便/通知書の確認 | 届書の作成

- 私の履歴整理表作成
- 追納・後納等可能月数と金額の確認
- メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
- アンケート回答
- 機構からのお知らせ確認
- パスワード変更
- サービス利用停止依頼

日本年金機構トップページ ＞ ねんきんネット

ねんきんネット

○×　△□ 様がログインしています。

前回のログイン日時：平成26年 3月10日20時15分

メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア・メッセージ欄文言エリア

999-9999
三鷹市中連雀1-5-7

○×　△□ 様

更新年月日	平成24年 9月14日現在の年金記録です。年金記録は約1ヶ月ごとに更新されます。		
性別	女性	生年月日	昭和58年 4月20日
基礎年金番号	0145-135784		

インデックス

- 年金記録の一覧表示
- 私の履歴整理表作成
- 年金見込額試算
- 追納・後納等可能月数と金額の確認
- 持ち主不明記録検索
- 届書の作成
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- 年金の支払いに関する通知書の確認
- アドレス登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
- 日本年金機構からのお知らせ
- パスワード変更等

■年金記録の一覧表示

これまでの年金記録を一覧形式で確認できます。

年金記録の一覧表示

▲インデックスに戻る

■私の履歴整理表作成

「私の履歴整理表作成」は、年金記録をより確実なものとするためのツールです。

過去の勤務先や住所などを入力していただくことで、これまでに年金記録を確認した際に見落とした加入情報に気づきやすくなります。

【私の履歴整理表作成】ボタンから、情報を入力すると、私の履歴整理表が自動作成されます。

私の履歴整理表作成

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■年金見込額試算

「年金見込額試算」では、これまでの年金加入記録を用いて、将来受け取る年金額を試算できます。
条件を変えて試算して、比較することもできます。

・現在の仕事を続けた場合、何歳から、いくらぐらい受け取れるか
・働きながら年金を受け取る場合、受け取り額にどう影響するか
・年金の受け取り開始年齢を変更した場合、年金額はどうなるか
・これまでの免除・未納等の期間の保険料を納付した場合、年金額への影響はどうなるか

なお、70歳以降の方については、年金見込額試算のサービスが利用できません。お近くの年金事務所(街角の年金相談センター)にご相談ください。

※システムの制約上、年金受給者の見込額試算の一部を除き、配偶者や被扶養者の情報は反映されません。また、実際の支給額は、今後の加入状況や経済動向などによっても異なります。試算結果はあくまでも目安としてご覧ください。

年金見込額試算

▲インデックスに戻る

■追納・後納等可能月数と金額の確認

これまでの国民年金加入期間における納付期限から2年以内の未納期間や追納・後納等が可能な期間をご確認いただき、納付額の計算ができます。さらに、これらの条件に基づいた年金見込額の試算および比較を行うことができます。

なお、下記に該当する方の場合、大変申し訳ありませんが、本サービスをご利用いただけません。**追納・後納等をご希望される場合**は、国民年金保険料専用ダイヤルまでお問い合わせください。(別ウィンドウで開きます)

・老齢基礎年金を受給されている方、または受給可能な方
・強制徴収対象者
・納付誓約者

追納・後納等可能月数と金額の確認

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■持ち主不明記録検索

コンピューターに保存されている年金記録のうち、持ち主が見つかっていない記録について、心当たりのある方に検索していただき、記録回復につなげるための仕組みです。

・記録を探している方の氏名、生年月日、性別を入力してください。
・検索結果は、検索条件と一致する記録の有無について表示します。
・検索結果を年金事務所（街角の年金相談センター）にお持ちいただき、探している方の記録かどうかを確認いたします。

持ち主不明記録検索

▲インデックスに戻る

■届書の作成

一部の届書について、氏名や生年月日などねんきんネットで保有する情報を予め表示するなど、届書を簡単に作成し、プリントアウトできるようサポートします。

※こちらは電子申請ではありません。

届書の作成

▲インデックスに戻る

■電子版「ねんきん定期便」の確認

電子版「ねんきん定期便」の確認では、これまで誕生月に郵送でお送りしてきた「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」でご確認いただけます。
また、PDFファイルとしてダウンロードしていただくことができます。

電子版「ねんきん定期便」の確認

▲インデックスに戻る

■年金の支払いに関する通知書の確認

年金の支払いに関する通知書の確認では、郵送している年金の支払いに関する通知書（「年金決定通知書・支給額変更通知書」、「年金振込通知書」、「年金支払通知書」、「年金額改定通知書」、「公的年金等の源泉徴収票」）の内容をご確認いただけます。また、通知書の情報を、PDFファイルとしてダウンロードしていただくことができます。

※年金の支払いに関する通知書の確認は、年金を受給されている方のみご利用可能です。

年金の支払いに関する通知書の確認

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

■メールアドレスの登録／「ねんきん定期便」の郵送意向登録

メールアドレスの登録／変更／削除ができます。また、登録いただいたメールアドレスへの日本年金機構からのお知らせメール配信、および「ねんきん定期便」の郵送に関するあなた様のご意向が登録できます。

メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録

▲インデックスに戻る

■日本年金機構からのお知らせ

日本年金機構では、年金に関するアンケートを実施しております。
また、日本年金機構からのお知らせを確認することができます。

アンケート回答　機構からのお知らせ確認

▲インデックスに戻る

■パスワード変更等

「ねんきんネット」にログインする際のパスワード変更、および秘密の質問と答えの変更、「ねんきんネット」の利用停止依頼を行うことができます。

パスワード変更　秘密の質問と答えの変更　サービス利用停止依頼

▲インデックスに戻る

▲このページのトップに戻る

②年金記録の一覧表示

ログアウト

日本年金機構 Japan Pension Service　ねんきんネット

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネットトップ | 年金記録の一覧表示 | 年金見込額試算 | 持ち主不明記録検索 | ねんきん定期便／通知書の確認 | 届書の作成

・私の履歴整理表作成　・追納・後納等可能月数と金額の確認　・メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
・アンケート回答　・機構からのお知らせ確認　・パスワード変更　・サービス利用停止依頼

日本年金機構トップページ ＞ ねんきんネット ＞ 年金記録の一覧表示

年金記録の一覧表示

これまでの年金記録を一覧形式でご確認いただけます。

印刷画面を開く

1 年金記録の一覧表示

・年金記録を一覧形式で表示しています。
・特にご確認いただきたい年金記録については「加入月数」を赤文字で表示しています。
（赤文字の「加入月数」をクリックしていただくと、ご確認いただきたい内容が表示されます。）
・詳細な年金記録を確認する場合は、【年金記録照会】ボタンを押してください。
・65歳まで加入した場合などの年金見込額を試算する場合は、【年金見込額試算】ボタンを押してください。

年金記録照会　年金見込額試算

[基礎年金番号] 0123-456789　[氏名] 年金　太郎 様

年度（年齢）	加入制度	お勤め先の名称等	加入月数	1年間の保険料納付額	年金見込額（年額）
昭和45年度（20歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和46年度（21歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和47年度（22歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和48年度（23歳）	厚年	△△株式会社	12月		
昭和49年度（24歳）	厚年	△△株式会社	12月		

「平成25年度以前の保険料納付総額」（小計1）は、　3,070,000円 です。
「平成26年度以降の保険料納付総額」（小計2）は、　1,205,800円 です。
「これまでの保険料納付総額」（総合計）は、　4,275,800円 です。

備考

老齢年金受給者の方へ

・平成28年 4月 1日に発送した「年金額改定通知書」でお知らせしている年金額（年額）です。
・ご自身の年金記録と年金額の関係をご確認いただくため、老齢年金の年金額（年額）のみを表示しています。
・障害年金や遺族年金の年金額（年額）は、「ねんきん定期便・通知書の確認」画面の「各種年金のお支払に関する通知書」（PDFファイル）でご確認いただけます。

老齢年金の年金額（年額）は、平成28年 4月分から

項目	老齢基礎年金	老齢厚生年金	合計
基本額	500,000円	1,200,000円	1,700,000円
支給停止額	0円	0円	0円
年金額（差引支給額）	500,000円	1,200,000円	1,700,000円

2 注意事項

1. 「加入制度」、「お勤め先の名称等」および「加入月数」は、**平成28年 4月20日現在**の年金記録を基に表示しています。年金記録は約1ヶ月ごとに更新されます。
2. 「これまでの保険料納付総額」（総合計）および「年金見込額（年額）」は、**平成28年 2月 1日**に作成した「ねんきん定期便」でお知らせしている情報を表示しています。
3. 老齢年金の年金額（年額）は、「年金証書・年金決定通知書」や「年金額改定通知書」など、年金の支払いに関する通知書を送付するまでの間、表示されません。

[-]年金記録の一覧表示の詳細説明を表示しない

年度（年齢）	・年金制度に加入していた年度と年齢を表示しています。 ・4月から翌年3月までを「1年度」としています。
加入制度	・加入していた年金制度に応じて、以下のとおり表示しています。 「国年」：国民年金に加入していた期間 「厚年」：厚生年金保険に加入していた期間 「船保」：船員保険に加入していた期間 空欄：20歳以上60歳未満で、どの年金制度にも加入していなかった期間または、共済組合等に加入していた期間 ・共済組合等の加入記録については、現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により整備を行っているところです。 ・各共済組合等の加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。
お勤め先の名称等	・加入制度が「国年」の場合は、被保険者の種別（「第1号被保険者」または「第3号被保険者」）を表示しています。 ・なお、60歳以上で国民年金に任意加入している場合も「第1号被保険者」と表示しています。 ・加入制度が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の名称（会社名等）または船舶所有者名を表示しています。 ・なお、国のシステムにお勤め先の名称等が登録されていない場合などは、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
加入月数	・年度（年齢）、加入制度ごとに加入月数を表示しています。 ・国民年金保険料を納付していない月がある場合や年金記録が重複している月がある場合は、赤文字で表示していますので、**【年金記録照会】**ボタンを押して詳細を確認してください。 ・20歳以上60歳未満で、どの年金制度にも加入していなかった期間は、月数をカッコ書きで表示しています。

1年間の 保険料納付額	・「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」を基に計算・表示しています。 ・「ねんきん定期便」では、毎年誕生月の4ヶ月前までの情報をお知らせしているため、「1年間の保険料納付額」には、誕生月の4ヶ月前から遡った1年間の保険料納付額(厚生年金保険および船員保険の場合は被保険者負担分)が表示されます。 例) 6月が誕生月の方の場合は、前年3月から当年2月までの保険料納付額が表示されます。 ・「ねんきん定期便」を再発行した場合は、上記と異なる場合があります。 ・また、国民年金保険料の還付を受けた場合や厚生年金保険料の標準報酬を遡って訂正された場合など、実際に納付された金額と異なる場合や金額がマイナスで表示される場合があります。 ・「ねんきん定期便」が事故で作成されなかった場合は、「＊」(アスタリスク)で表示しています。
平成25年度以前の 保険料納付総額 (小計1)	・「年金記録の一覧表示」は平成26年3月末からサービス開始のため、平成25年度以前の「1年間の保険料納付額」を表示することができません。 ・したがって、平成25年度の「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」(平成25年度中の誕生月の4ヶ月前までの保険料納付総額)を表示しています。 ・なお、平成25年度の「ねんきん定期便」が事故で作成されなかった場合は、「＊」(アスタリスク)で表示しています。
平成26年度以降の 保険料納付総額 (小計2)	・平成26年度以降の「1年間の保険料納付額」の合計額を表示しています。
これまでの 保険料納付総額 (総合計)	・(小計1)と(小計2)の合計額を表示しています。 ・なお、最新の「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」と同額です。
年金見込額(年額)	・最新の「ねんきん定期便」でお知らせしている老齢年金の見込額を表示しています。 (前年度以前の年金見込額(年額)は、「－」(ハイフン)で表示しています。) ・50歳未満の方の場合は、「これまでの加入実績」に基づいて計算した年金見込額(年額)を表示しています。 ・50歳以上の方の場合は、「これまでの加入実績＋現在の加入条件で60歳まで延長した記録」に基づいて計算した65歳時点の年金見込額(年額)を表示しています。 ・ただし、66歳以上の方の場合は、「これまでの加入実績」に基づいて計算した年金見込額(年額)を表示しています。 ・「ねんきん定期便」が事故で作成されなかった場合や「ねんきん定期便」の年金見込額が表示されない場合は、「＊」(アスタリスク)で表示しています。

ねんきんネット
(トップページ)に戻る

▲このページのトップに戻る

③届書選択

届書選択画面
(1/4)

ログアウト

日本年金機構 Japan Pension Service　ねんきんネット

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネットトップ | 年金記録の一覧表示 | 年金見込額試算 | 持ち主不明記録検索 | ねんきん定期便/通知書の確認 | 届書の作成

- 私の履歴整理表作成
- 追納・後納等可能月数と金額の確認
- メールアドレスの登録／ねんきん定期便の郵送意向登録
- アンケート回答
- 機構からのお知らせ確認
- パスワード変更
- サービス利用停止依頼

日本年金機構トップページ ＞ ねんきんネット ＞ 届書の作成（選択）

届書の作成（選択）

作成を希望する届書をお選びいただき、【選択】ボタンを押してください。

ねんきんネットの届書作成支援では、以下の届書の作成をサポートします。作成後は印刷の上、お近くの年金事務所等にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
※こちらは電子申請ではありません。ご自宅のプリンターで印刷できる方向けのサービスです。

1 届書作成支援機能を利用した手続きの流れ

ご自宅

(1) 届書の選択
作成したい届書を選択します。

(2) 届書情報の入力
画面に表示される内容に沿って、届書の作成に必要な情報を入力します。

(3) 届書の印刷
入力完了後、届書を印刷します。

(4) 届書の提出
届書と併せて印刷される「提出前確認事項一覧」にて添付書類等の漏れが無いか確認のうえ、お近くの年金事務所等へ提出するか、郵送します。

年金事務所等

(5) 届書の受付及び内容確認
提出いただいた届書を受け付け、手続きを行います。

2 年金に加入している方向けの手続き

2-1 国民年金保険料を納めることが難しいとき(学生の方)

国民年金保険料学生納付特例申請書

学生の方が国民年金保険料を納付できない場合に、納付の猶予を申請するための届書を作成します。
(準備中(平成27年 1月予定))

2-2 国民年金保険料を納めることが難しいとき(一般の方)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

失業や所得が少ない等の理由で国民年金の保険料を納付できない場合に、免除や納付猶予を申請するための届書を作成します。
(準備中(平成27年 1月予定))

2-3 免除や猶予を受けた国民年金保険料を後から納めたいとき

国民年金保険料追納申込書

過去に承認を受けた国民年金保険料の免除や納付猶予について、将来の年金額を増やすため、保険料を追加で納付するための届書を作成します。 選択

2-4 国民年金保険料を口座振替で納めたいとき

**国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
兼国民年金保険料口座振替依頼書**

国民年金の保険料について、口座振替により定期的に納付するための届書を作成します。 選択

2-5 国民年金保険料をクレジットカードで納めたいとき

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書

国民年金の保険料について、クレジットカードにより定期的に納付するための届書を作成します。 選択

3 年金を請求する方・年金を受給している方向けの手続き

3-1 60歳または65歳になったとき

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

老齢年金を受け取る権利が発生したため、老齢年金を請求する届書を作成します。 選択

3-2 共済組合に年金を請求するとき

年金加入期間確認請求書

共済組合に老齢年金・障害年金を請求する場合
自身の年金加入記録の証明が必要であるため、日本年金機構に確認を依頼する届書を作成します。 選択

共済組合に遺族年金を請求する場合
亡くなった方の年金加入記録の証明が必要であるため、日本年金機構に確認を依頼する届書を作成します。 選択

3-3 住所や年金の受取口座を変えるとき

年金受給権者住所・支払機関変更届

住所や年金の受取口座を変更するための届書を作成します。 選択

3-4 年金証書・改定通知書・振込通知書の再発行を依頼したいとき

年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書

年金証書・改定通知書・振込通知書の再交付を依頼する届書を作成します。 選択

「振込通知書」の再発行を希望される方へ
電子版の「振込通知書」が登録されている場合、福祉医療機構が実施する公的年金担保融資の申請の際、金融機関に提出する年金額証明書類として使用可能です。
PDFファイルをダウンロードしてご利用ください。 通知書選択画面を開く

3-5 源泉徴収票または準確定申告用源泉徴収票が必要なとき

源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書

自身の確定申告等のため、年金の源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票の交付(再交付)を依頼する届書を作成します。 選択

4 年金を受給している方が亡くなったときの手続き

4-1 準確定申告用源泉徴収票が必要なとき

源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書

亡くなった方の相続人であるため、亡くなった方が受けていた年金に対する、準確定申告用源泉徴収票の交付(再交付)を依頼する届書を作成します。 選択

4-2 年金を受けている方が亡くなったとき 亡くなった方の未支給年金を受け取ることが可能なとき

国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届(報告書)

亡くなった受給権者の方の死亡届と未支給年金の請求を同時に提出します。
※亡くなった方と生計を同じくしていた(1)配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹、(7)これら以外の親族がいる場合、この順番で最も早い方のみ、未支給の年金を受け取ることが可能です。 選択

亡くなった受給権者の方の死亡届のみを提出します。
※未支給年金を受け取ることが可能なご家族の方がいない場合、こちらをお選びください。 選択

上記以外の手続きについては、日本年金機構のホームページの「申請・手続きを調べる」をご覧ください。

ねんきんネット(トップページ)に戻る

▲このページのトップに戻る

日本年金機構
Japan Pension Service

在職老齢年金の支給停止の仕組み

～働きながら年金を受けるときの注意事項～

このリーフレットでは、在職中における年金額の支給停止の仕組みを解説しています。
年金を受けている方が再就職する場合などの際に、お役立てください。

働きながら年金を受けると ▶ **年金額の一部または全部が支給停止されることがあります**

- 60歳以上65歳未満の方 … 2ページをご覧ください。
- 65歳以上の方 …… 3ページをご覧ください。

高年齢雇用継続給付を受けると ▶ **年金額の一部が支給停止されます**

- 高年齢雇用継続給付を受ける方 … 4ページをご覧ください。
  （60歳以上65歳未満）

年金を受けている方でも、厚生年金保険への加入が義務付けられています

厚生年金保険の適用事業所に勤務している70歳未満の方は、年金を受けていても厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。
（ただし、一定の勤務時間に満たない短時間労働者などは加入対象から除かれます）

60歳以上65歳未満の在職老齢年金

60歳以上65歳未満の方で、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けるときは、基本月額※1と総報酬月額相当額※2に応じ、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。

※1　年金額（年額）を12で割った額
※2　毎月の賃金（標準報酬月額）＋　1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき	支給停止額 ＝ 0円（全額支給）
②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下のとき	支給停止額 ＝（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）×1/2×12
③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき	支給停止額 ＝{（46万円＋基本月額－28万円）×1/2＋（総報酬月額相当額－46万円）}×12
④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円以下のとき	支給停止額 ＝総報酬月額相当額×1/2×12
⑤基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき	支給停止額 ＝{46万円×1/2＋（総報酬月額相当額－46万円）}×12

計算例

老齢厚生年金額216万円〔基本月額18万円〕の方が、総報酬月額相当額30万円（標準報酬月額22万円、標準賞与額96万円〔月額8万円〕）の場合

<解説> ○基本月額　216万円 ÷ 12 ＝ 18万円

○基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下ですので、②に該当します。

・支給停止額 ＝（30万円＋18万円－28万円）×1/2×12＝120万円〔月額10万円〕

・年金支給額 ＝216万円 － 120万円 ＝ 96万円〔月額8万円〕

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、１カ月あたりで下図のようになります。

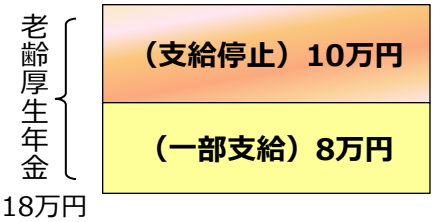

この方のケースでは、老齢厚生年金が月額10万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与〔月額30万円〕と年金額〔月額8万円〕を足して、月38万円が合計の収入となります。

65歳以上の在職老齢年金

65歳以上で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける方（70歳以上の在職者も含む）は、65歳未満の方とは別の在職老齢年金の仕組みによって、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下のとき

支給停止額
＝ 0円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えるとき

支給停止額
＝(総報酬月額相当額＋基本月額－46万円）×1/2×12

計算例

老齢厚生年金額180万円〔基本月額15万円〕の方が、総報酬月額相当額41万円（標準報酬月額32万円、標準賞与額108万円〔月額9万円〕）の場合

<解説> ○基本月額　180万円 ÷ 12 ＝ 15万円

○基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えますので、②に該当します。

・支給停止額 ＝ （41万円＋15万円－46万円）×1/2×12＝ 60万円〔月額5万円〕

・年金支給額 ＝ 180万円 － 60万円 ＝ 120万円〔月額10万円〕

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、１カ月あたりで下図のようになります。

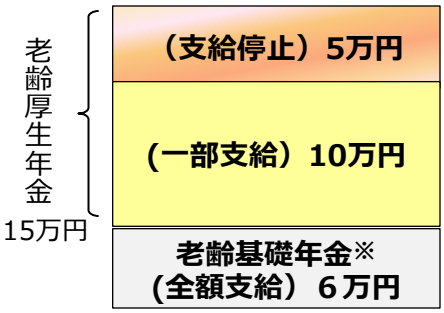

この方のケースでは、老齢厚生年金が月額5万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与〔月額41万円〕と老齢厚生年金〔月額10万円〕・老齢基礎年金※〔月額6万円〕を足して、月57万円が合計の収入となります。

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

○ **加給年金額が加算されている場合**

老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。
なお、加給年金の支給の有無については、以下のとおりです。

・老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合……加給年金額は全額支給されます。

・老齢厚生年金が全額支給停止される場合……加給年金額も全額支給停止となります。

高年齢雇用継続給付と在職老齢年金（60歳以上65歳未満）

年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けるときは、在職による年金の支給停止（2ページ参照）だけでなく、さらに年金の一部（賃金額の0.18～6%）が支給停止されます。

給付金の種類	・雇用保険法の高年齢雇用継続給付金または高年齢再就職給付金 ・船員保険法の高齢雇用継続基本給付金または高齢再就職給付金

○ **高年齢雇用継続給付とは**

雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、賃金額の0.44～15%に相当する額が雇用保険等から支払われるものです。

計算例

老齢厚生年金額120万円〔基本月額10万円〕の方の賃金額が、60歳を境に月額35万円から月額20万円に下がった場合

<解説> ○基本月額　120万円 ÷ 12 ＝ 10万円

○総報酬月額相当額　20万円

○基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下ですので、２ページ②に該当します。

・在職老齢年金による支給停止額

＝（20万円 ＋ 10万円 － 28万円）× 1/2 × 12

＝ 12万円〔月額1万円〕･･･支給停止A

・高年齢雇用継続給付による支給停止額

＝標準報酬月額（20万円）× 6% ＝ 1.2万円〔月額〕･･･支給停止Ｂ

○高年齢雇用継続給付金額

支給額＝賃金（20万円） × 15% ＝ 3万円〔月額〕

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、１カ月あたりで下図のようになります。

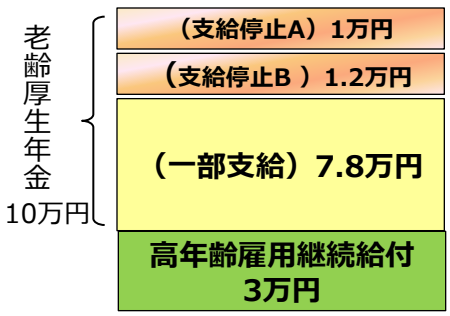

この方のケースでは、老齢厚生年金が合計で月額2.2万円支給停止となり、勤め先からの賃金〔月額20万円〕と老齢厚生年金〔月額7.8万円〕・高年齢雇用継続給付〔月額3万円〕を足して、月額30.8万円が合計の収入となります。

ご不明な点は、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へ

お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検 索

平成23年４月より在職老齢年金の計算方法が一部変更となり支給停止基準額が「47万円」から「46万円」に変更となりました。

在職中に老齢厚生年金を受けられる方へ

～働きながら年金をうけるとき～

８．審査前

60歳から70歳になるまでの間に、厚生年金保険に加入しながら、または、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤めながら老齢厚生年金を受けるときは、年金額と賃金＋賞与に応じて、年金額の一部または全部が支給停止になります。このリーフレットでは、在職中における年金額の支給停止（在職老齢年金）のしくみを説明しています。

在職老齢年金は、年金額と賃金＋賞与をもとに計算することとされており、賃金や賞与が増えれば、年金と賃金の合計収入も増えるしくみとなっています。在職による支給停止の計算方法は生年月日や65歳未満か65歳以上かで変わりますのでご注意ください。（65歳以上の在職老齢年金は４ページを参照）

60歳から65歳になるまでの在職老齢年金

60歳から65歳になるまでの間、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金受けるときは、**基本月額**（年金額を12か月で除した額）と**総報酬月額相当額**〔「毎月の賃金(標準報酬月額)」と「１年間の賞与（標準賞与額）の合計を12か月で除した額」〕に応じた額が支給停止されます。

－　計算に必要な額の算出　－

基本月額＝老齢厚生年金の年金額÷12＝ ＿＿＿＿

総報酬月額相当額＝（計算する月の標準報酬月額（6ページの表を参照） ＿＿＿＿）＋（計算する月以前の1年間の標準賞与額の合計額／12（6ページを参照） ＿＿＿＿）＝ ＿＿＿＿

基本月額と総報酬月額相当額の合計額＝ ＿＿＿＿

〈 計 算 式 の 確 認 〉

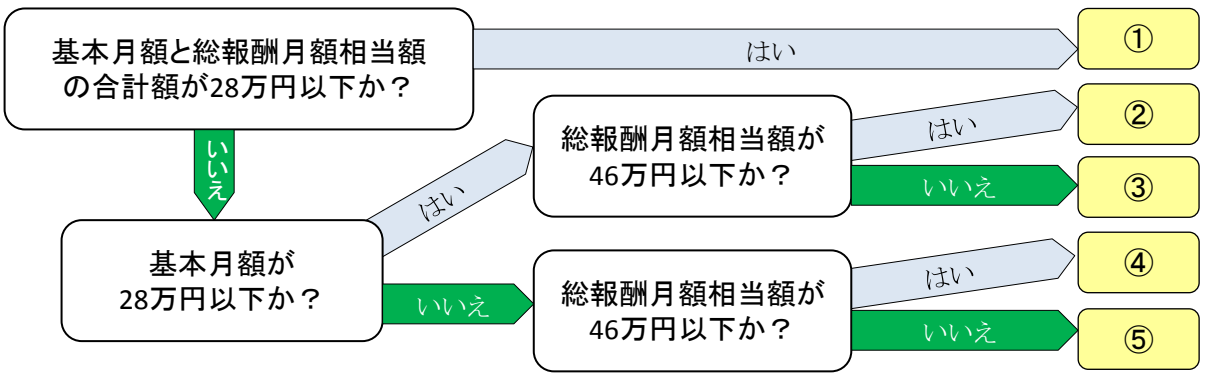

〈 停 止 額 （ 年 額 ） の 計 算 式 〉

①全額支給

②停止額＝（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）×１／２×１２

③停止額＝｛（46万円＋基本月額－28万円）×１／２＋（総報酬月額相当額－46万円）｝×１２

④停止額＝総報酬月額相当額×１／２×１２

⑤停止額＝（46万円×１／２＋総報酬月額相当額－46万円）×１２

１．昭和16年（女性は昭和21年）4月2日～昭和28年（女性は昭和33年）４月１日までに生まれた方

受給権の発生から65歳到達までの間は、報酬比例部分相当額が老齢厚生年金として支払われます。このため、在職による支給停止の対象は「報酬比例部分相当額」になります。ただし、昭和24年（女性は昭和29年）４月１日までに生まれた方は、生年月日ごとに定められた特例支給開始年齢から65歳になるまでの間は、報酬比例部分に定額部分をあわせた額が支払われることになります。これにともなって、老齢厚生年金を受けている間の、在職による支給停止の対象も定額部分が支払われる特例支給開始年齢の前後で、「報酬比例部分相当額」から「報酬比例部分に定額部分をあわせた額」に変わり、これを老齢厚生年金の年金額として１ページの計算式により算出した停止額が支給停止されます。（例1）を参照。

このとき、算出した停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は、年金額の全額が支給停止されます。

※以下は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給される場合になります。

（例1） 特別支給開始年齢到達前後の在職停止

（特別支給開始年齢到達前）

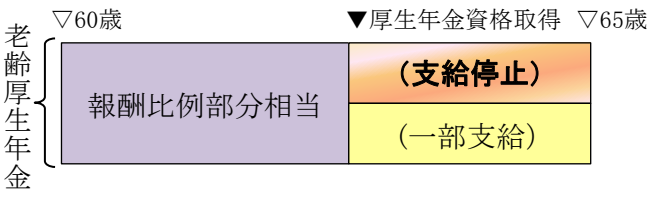

（特別支給開始年齢到達後）

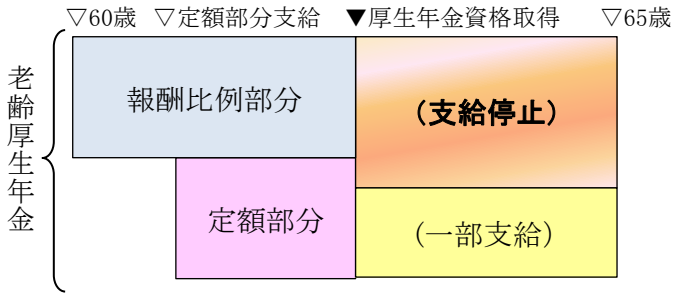

※1ページで計算した停止額が支給停止されます。

※停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は老齢厚生年金の全額が支給停止されます。

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている間は、老齢厚生年金部分に対して在職による支給停止が行われます。

○全部繰上げの場合

老齢基礎年金の全部繰上げ請求後（**報酬比例部分（相当）と経過的加算相当の合計額が支給停止の対象**になります）

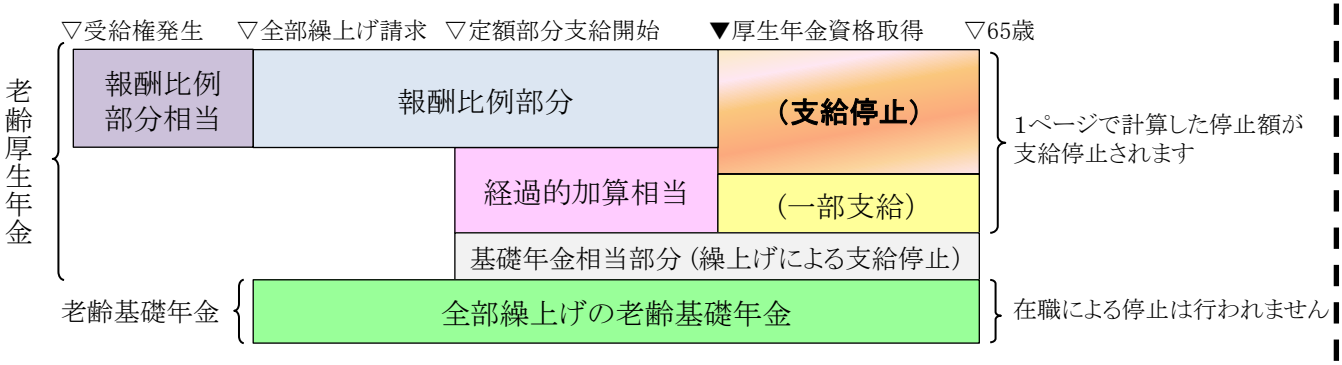

○一部繰上げの場合

老齢基礎年金の一部繰上げ請求後（**報酬比例部分（相当）と繰上げ調整額の合計額が支給停止の対象**になります）

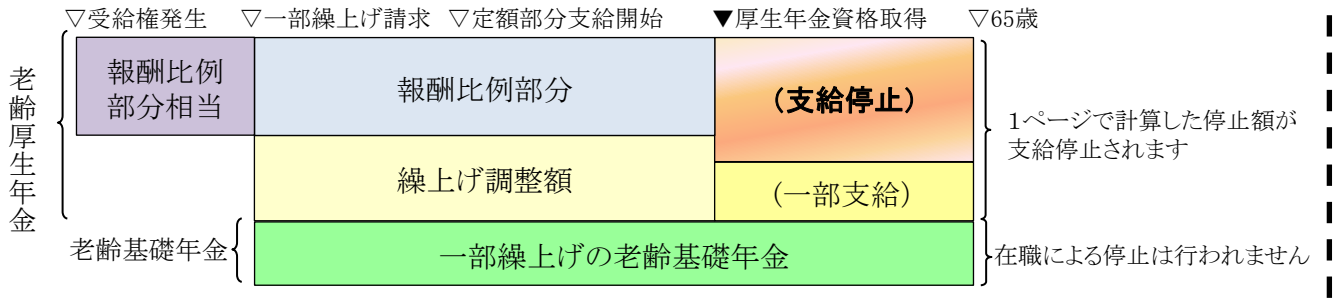

※老齢基礎年金の繰上げ請求までの間に在職している場合は報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給停止の対象になります

１．昭和28年（女性は昭和33年）４月２日以降に生まれた方

受給権の発生から65歳到達までの間は、報酬比例部分相当額が老齢厚生年金として支払われます。このため、在職による支給停止の対象は「報酬比例部分相当額」になり、１ページの計算式により算出した停止額が老齢厚生年金の年金額から支給停止されます。

このとき、算出した停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は、年金額の全額が支給停止されます。

(例2) 支給開始年齢到達前後の在職停止

(62歳から老齢厚生年金が支給される場合)

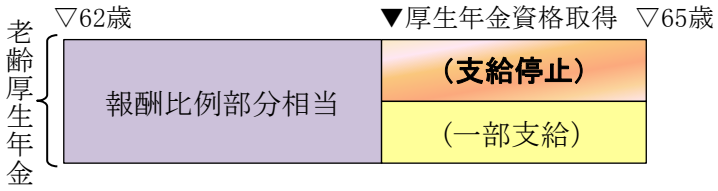

※1ページで計算した停止額が支給停止されます
※停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は老齢厚生年金の全額が支給停止されます

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている間は、老齢厚生年金部分に対して在職による支給停止が行われます。

○全部繰上げの場合

老齢基礎年金の全部繰上げ請求後(**繰上げ受給の老齢厚生年金が支給停止の対象**になります)

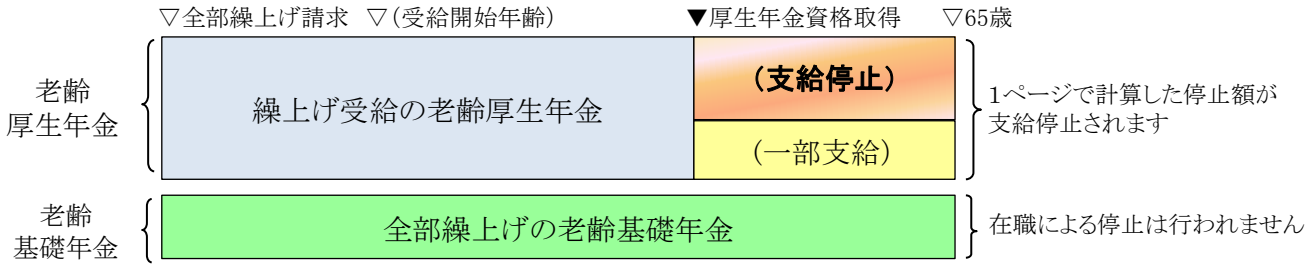

○一部繰上げの場合

老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の一部繰上げ請求後(**繰上げ受給の老齢厚生年金が支給停止の対象**(繰上げ調整額は全額支給停止)になります)

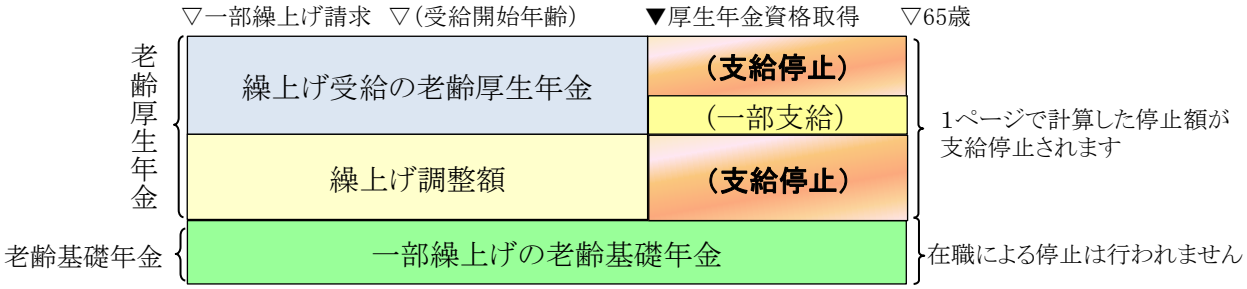

※老齢基礎年金の繰上げ請求までの間に在職している場合は報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給停止の対象になります

●60歳から65歳になるまでの在職老齢年金(支給額)早見表(厚生年金基金加入者を除く) (単位:万円)

年金月額 ＼ 総報酬月額相当額	9.8万円	13万円	16万円	19万円	22万円	25万円	28万円	31万円	34万円	37万円	40万円	43万円
5 万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	9.5	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0.0	0.0
15万円	15.0	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0.0
20万円	19.1	17.5	16.0	14.5	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5

※高年齢雇用継続給付金を受けられる場合は、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます（６ページ参照）。

65歳からの在職老齢年金

65歳から70歳になるまでの間、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金受けるとき、または、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤めながら老齢厚生年金を受けるときは、**基本月額**〔老齢厚生年金（報酬比例部分）を12か月で除した額〕と**総報酬月額相当額**〔「毎月の賃金(標準報酬月額)」と「１年間の賞与（標準所与額）の合計を12か月で除した額」〕に応じた額が支給停止されます。計算した額が46万円以下の場合、老齢厚生年金は支給停止されません。

また、**65歳から支払われる経過的加算は支給停止の対象とはなりません。**

〈　対　象　者　〉

- **昭和12年４月２日以後生まれの方**
- **昭和12年４月１日以前生まれの方で平成14年４月1日時点で老齢厚生年金の受給権を有していない方**

－　計算に必要な額の算出　－

基本月額＝老齢厚生年金の年金額（報酬比例部分）÷12＝ ［　　］

※ただし、経過的加算相当の年金額については受けられます。

総報酬月額相当額＝ ［　　］（計算する月の標準報酬月額（6ページの表を参照））＋［　　］（計算する月以前の１年間の標準賞与額の合計額／12（6ページを参照））＝［　　］

基本月額と総報酬月額相当額の合計額＝ ［　　］

〈 支 給 停 止 の 確 認 〉

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下か？

- はい → 支給停止は行われません
- いいえ → 下の件算式により停止額が計算されます。

〈 停 止 額 （ 年 額 ） の 計 算 式 〉

停止額＝（基本月額＋総報酬月額相当額－46万円）×１／２×１２

〈 支 給 停 止 額 の 計 算 例 〉

（例1）基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下のとき

老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額　:1,200,000円

標準報酬月額　:200,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額:1,200,000円（600,000円×2回）

基本月額＋総報酬月額相当額＝100,000円＋300,000円＝400,000円

…400,000円≦460,000円となるため

支給停止額＝0円（全額支給）

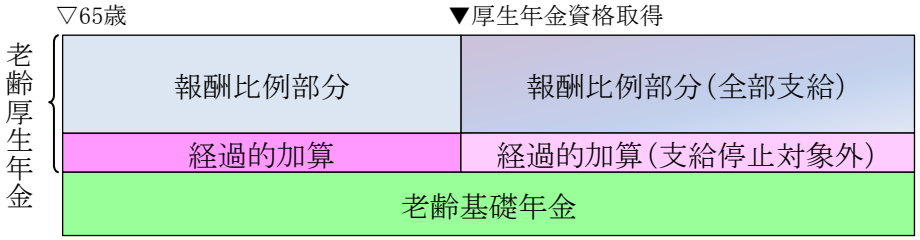

（例２）基本月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円を超えるとき

①老齢厚生年金の年金額　　：1，200，000円

標準報酬月額　　：300，000円

直近１年間の標準賞与額の合計額：1，200，000円（600，000円×２回）

基本月額＋総報酬月額相当額＝100，000円＋400，000円＝500，000円

…500，000円＞460，000円となるため

支給停止額＝（100，000円＋400，000円―460，000円）×１／2×12

＝240，000円

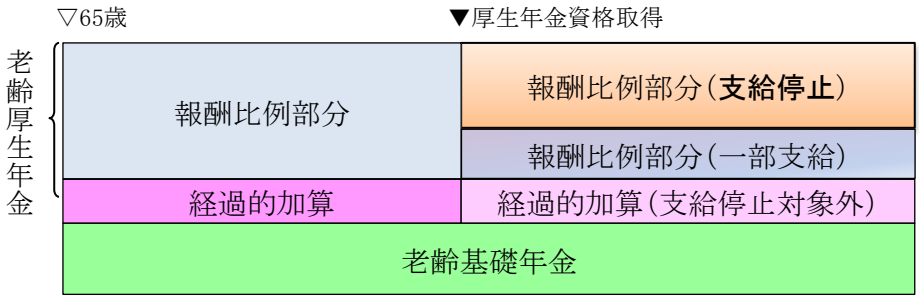

②老齢厚生年金の年金額　　：　　1，200，000円

標準報酬月額　　：　　500，000円

直近１年間の標準賞与額の合計額：1，200，000円（600，000円×２回）

基本月額＋総報酬月額相当額＝100，000円＋600，000円＝700，000円

…700，000円＞460，000円となるため

支給停止額＝（100，000円＋６00，000円－460，000円）×１／2×12

＝1，440，000円

1，440，000円（支給停止額）＞1，200，000円（年金額）

この場合は報酬比例部分が全額支給停止となる

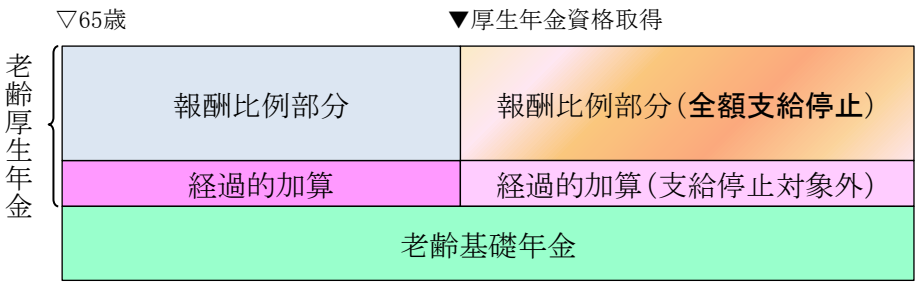

●65歳以後の在職老齢年金（支給額）早見表（厚生年金基金加入者を除く）　（単位：万円）

年金月額＼総報酬月額相当額	9.8万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	0.5	0.0	0.0	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	5.5	3.0	0.5	0.0	0.0
15万円	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	13.5	10.5	8.0	5.5	3.0	0.5	0.0
20万円	20.0	20.0	20.0	20.0	18.0	15.5	13.0	10.5	8.0	5.5	3.0	0.5

〈厚生年金基金の加入期間がある場合〉

厚生年金基金に加入している期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。また、支給停止額が老齢厚生年金と基金代行部分をあわせた額を超える場合は加給年金額が支給停止になりますが、基金代行部分の一部でも支払われる場合は加給年金額が支払われます。

〈加給年金額が加算されている場合〉

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、加給年金額を含めないで支給停止額の計算を行います。60歳から65歳になるまでは老齢厚生年金の全額が支給停止になる場合に、また、65歳からは老齢厚生年金の報酬比例部分の全額が支給停止になる場合に、加給年額が支給停止されます。

〈雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けている場合〉

65歳になるまでの間、老齢厚生年金と雇用保険法による高年齢雇用継続給付を同時に受けられる方は、まず、在職老齢年金のしくみにより支給停止され、さらに、高年齢雇用継続給付を受給したことによる支給停止が行われます。この場合の年金額の支給停止のしくみは、１ページの計算式を使い在職老齢年金のしくみによる停止を行ったあと、高年齢雇用継続給付の給付額に応じて、最高で賃金（標準報酬月額）の６％に相当する額の停止が行われます（在職老齢年金のしくみによる停止がない場合でも高年齢雇用継続給付を受けることによる支給停止は行われます）。

なお、高年齢雇用継続給付を受けることによる老齢厚生年金の支給停止が行われる方は、平成10年４月１日以降に老齢厚生年金の受給権が発生した方です。

標準報酬月額

標準報酬月額は賃金に基づいて次の区分によって定められています。

報酬月額（賃金）	標準報酬月額	報酬月額（賃金）	標準報酬月額
～100,999円	98,000円	250,000円～269,999円	260,000円
101,000円～106,999円	104,000円	270,000円～289,999円	280,000円
107,000円～113,999円	110,000円	290,000円～309,999円	300,000円
114,000円～121,999円	118,000円	310,000円～329,999円	320,000円
122,000円～129,999円	126,000円	330,000円～349,999円	340,000円
130,000円～137,999円	134,000円	350,000円～369,999円	360,000円
138,000円～145,999円	142,000円	370,000円～394,999円	380,000円
146,000円～154,999円	150,000円	395,000円～424,999円	410,000円
155,000円～164,999円	160,000円	425,000円～454,999円	440,000円
165,000円～174,999円	170,000円	455,000円～484,999円	470,000円
175,000円～184,999円	180,000円	485,000円～514,999円	500,000円
185,000円～194,999円	190,000円	515,000円～544,999円	530,000円
195,000円～209,999円	200,000円	545,000円～574,999円	560,000円
210,000円～229,999円	220,000円	575,000円～604,999円	590,000円
230,000円～249,999円	240,000円	605,000円～	620,000円

標準賞与額

標準賞与額は、賞与を受けた月の賞与額に基づいて、1,000円未満の端数を切り捨てた額が、その月における標準賞与額とされます。

標準賞与額は、賞与額が1,500,000円を超えるときは、1,500,000円とされます。

日本年金機構

平成25年４月

９．審査後

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。
そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、１０年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

平成 26 年(2014 年)3 月 31 日までに追納する場合の保険料額　〔月額〕

期　間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成 15 年 4 月～16 年 3 月分	14,860 円	－	7,430 円	－
平成 16 年 4 月～17 年 3 月分	14,640 円	－	7,320 円	－
平成 17 年 4 月～18 年 3 月分	14,690 円	－	7,350 円	－
平成 18 年 4 月～19 年 3 月分	14,750 円	11,050 円	7,370 円	3,680 円
平成 19 年 4 月～20 年 3 月分	14,780 円	11,080 円	7,390 円	3,690 円
平成 20 年 4 月～21 年 3 月分	14,890 円	11,170 円	7,440 円	3,720 円
平成 21 年 4 月～22 年 3 月分	14,970 円	11,220 円	7,480 円	3,740 円
平成 22 年 4 月～23 年 3 月分	15,240 円	11,420 円	7,620 円	3,800 円
平成 23 年 4 月～24 年 3 月分	15,020 円	11,260 円	7,510 円	3,750 円
平成 24 年 4 月～25 年 3 月分	14,980 円	11,230 円	7,490 円	3,740 円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて３年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記　　部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

＜追納に関する注意事項＞

① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)

② 老齢基礎年金を受けている方は、追納できません。

③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

④ 追納するためには、申し込みが必要です。
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を明記し、お近くの年金事務所へご提出ください。
(郵送による提出も可能です)

・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）からダウンロードすることができます。

追納のご相談は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

後納制度のお知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、２年を経過すると納めることができませんが、平成 27 年９月までに限り、過去 10 年分まで納めることができます。
詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

９．審査前

【国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ】

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある方は、保険料を全額納められた方と比べると、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納する）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

【平成25年度中（平成26年3月31日まで）に追納する場合の額】

年　　度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成15年4月～16年3月分	14，860円	―	7，430円	―
平成16年4月～17年3月分	14，640円	―	7，320円	―
平成17年4月～18年3月分	14，690円	―	7，350円	―
平成18年4月～19年3月分	14，750円	11，050円	7，370円	3，680円
平成19年4月～20年3月分	14，780円	11，080円	7，390円	3，690円
平成20年4月～21年3月分	14，890円	11，170円	7，440円	3，720円
平成21年4月～22年3月分	14，970円	11，220円	7，480円	3，740円
平成22年4月～23年3月分	15，240円	11，420円	7，620円	3，800円
平成23年4月～24年3月分	15，020円	11，260円	7，510円	3，750円
平成24年4月～25年3月分	14，980円	11，230円	7，490円	3，740円

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

追納のご相談、お申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

日本年金機構
Japan Pension Service

算定基礎届の記載例

本年 7 月 1 日現在の被保険者（6 月 1 日以降に資格取得した人を除く）は、すべてこの届出の対象となります。対象となる被保険者の 4 月・5 月・6 月に支払われた報酬の額、平均額等を記入してください。
なお、5 月 19 日時点で入力処理されている被保険者については、氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等が印字されています。氏名等が印字されていない場合は、空欄に追記してください。

〔この届の提出日〕
算定基礎届は、原則として 7 月 10 日までに提出してください。

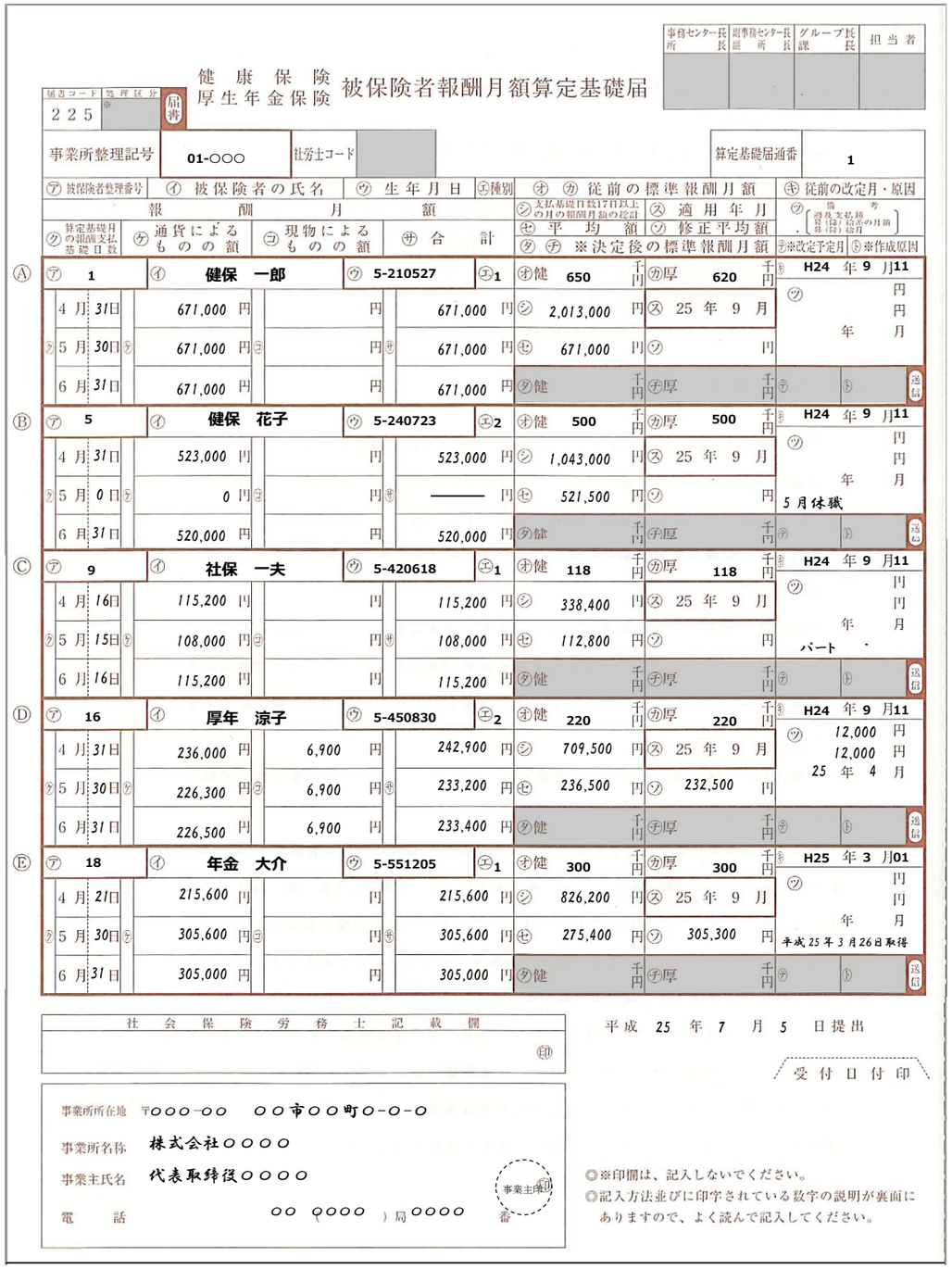

健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

事務センター長 所長 / 副事務センター長 副所長 / グループ長 課長 / 担当者

届書コード 225 / 処理区分 / 届書

事業所整理記号 01-○○○ / 社労士コード / 算定基礎届通番 1

	㋐	㋑ 被保険者の氏名	㋒ 生年月日	㋓	㋔㋕ 従前の標準報酬月額	㋖ 従前の改定月・原因
		報酬月額			㋗ 支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計 / ㋘ 適用年月	㋙ 備考
	㋚ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	㋛ 通貨によるもの額	㋜ 現物によるもの額	㋝ 合計	㋞ 平均額 / ㋟ 修正平均額	
					㋠ ㋡ ※決定後の標準報酬月額	㋢※改定予定月 ㋣※作成原因
Ⓐ	㋐ 1	㋑ 健保 一郎	㋒ 5-210527	㋓ 1	㋔健 650 千円 / ㋕厚 620 千円	H24 年 9 月 11
	4 月 31日	671,000 円	円	671,000 円	㋗ 2,013,000 円 / ㋘ 25 年 9 月	㋙ 円
	㋛ 5 月 30日	671,000 円	㋜ 円	㋝ 671,000 円	㋞ 671,000 円 / ㋟ 円	円 年 月
	6 月 31日	671,000 円	円	671,000 円	㋠健 千円 / ㋡厚 千円	㋢ ㋣ 送信
Ⓑ	㋐ 5	㋑ 健保 花子	㋒ 5-240723	㋓ 2	㋔健 500 千円 / ㋕厚 500 千円	H24 年 9 月 11
	4 月 31日	523,000 円	円	523,000 円	㋗ 1,043,000 円 / ㋘ 25 年 9 月	㋙ 円
	㋛ 5 月 0日	0 円	㋜ 円	㋝ ——— 円	㋞ 521,500 円 / ㋟ 円	円 年 月 5月休職
	6 月 31日	520,000 円	円	520,000 円	㋠健 千円 / ㋡厚 千円	㋢ ㋣ 送信
Ⓒ	㋐ 9	㋑ 社保 一夫	㋒ 5-420618	㋓ 1	㋔健 118 千円 / ㋕厚 118 千円	H24 年 9 月 11
	4 月 16日	115,200 円	円	115,200 円	㋗ 338,400 円 / ㋘ 25 年 9 月	㋙ 円
	㋛ 5 月 15日	108,000 円	㋜ 円	㋝ 108,000 円	㋞ 112,800 円 / ㋟ 円	円 年 月 パート
	6 月 16日	115,200 円	円	115,200 円	㋠健 千円 / ㋡厚 千円	㋢ ㋣ 送信
Ⓓ	㋐ 16	㋑ 厚年 涼子	㋒ 5-450830	㋓ 2	㋔健 220 千円 / ㋕厚 220 千円	H24 年 9 月 11
	4 月 31日	236,000 円	6,900 円	242,900 円	㋗ 709,500 円 / ㋘ 25 年 9 月	㋙ 12,000 円
	㋛ 5 月 30日	226,300 円	㋜ 6,900 円	㋝ 233,200 円	㋞ 236,500 円 / ㋟ 232,500 円	12,000 円 25 年 4 月
	6 月 31日	226,500 円	6,900 円	233,400 円	㋠健 千円 / ㋡厚 千円	㋢ ㋣ 送信
Ⓔ	㋐ 18	㋑ 年金 大介	㋒ 5-551205	㋓ 1	㋔健 300 千円 / ㋕厚 300 千円	H25 年 3 月 01
	4 月 21日	215,600 円	円	215,600 円	㋗ 826,200 円 / ㋘ 25 年 9 月	㋙ 円
	㋛ 5 月 30日	305,600 円	㋜ 円	㋝ 305,600 円	㋞ 275,400 円 / ㋟ 305,300 円	円 年 月 平成25年3月26日取得
	6 月 31日	305,000 円	円	305,000 円	㋠健 千円 / ㋡厚 千円	㋢ ㋣ 送信

社会保険労務士記載欄 ㊞

平成 25 年 7 月 5 日提出

受付日付印

事業所所在地 〒○○○-○○ ○○市○○町○-○-○
事業所名称 株式会社○○○○
事業主氏名 代表取締役○○○○ 事業主印
電話 ○○（○○○○）局○○○○番

◎※印欄は、記入しないでください。
◎記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。

＊ ▒▒ 欄は記入不要です。

＊ 記入の際はボールペン等を使用し、標準字体でわかりやすく記入してください。

㋐ 被保険者整理番号

健康保険被保険者証の番号順に印字してあります。

㋑ 被保険者の氏名

氏名は、カタカナで印字されている場合もあります。
誤っている場合は、「氏名変更（訂正）届」※1 を提出してください。

㋒ 生年月日

昭和生まれの人は「5」、平成生まれの人は「7」を付して印字されています。生年月日の数字が 1 桁の場合は、「01」というようにその数字の前に 0 を一つ付けて印字されています。
誤っている場合は、「生年月日訂正届」※1 を提出してください。

㋓ 種別

被保険者が坑内員以外の男子は「1」、女子は「2」、坑内員は「3」、また厚生年金基金に加入しているときは、坑内員以外の男子は「5」、女子は「6」、坑内員は「7」と印字されています。

㋔㋕ 従前の標準報酬月額

算定基礎届を提出する時点で決定されている標準報酬月額が、千円単位で印字されています。
（例えば、500,000 円の人は「500」と印字されています）
なお、健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限および下限が異なりますので、両者の数字が一致していない場合があります。

㋚ 支払基礎日数

支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことをいいます。
たとえば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。
月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により定められた日数から欠勤日数を引いた日数を記入してください。

- この例では、毎月 15 日締切、当月 25 日払のため、4 月は 3 月 16 日から 4 月 15 日までの「31 日」と記入します。

㋛ 通貨によるものの額

4 月・5 月・6 月中に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。給与だけでなく通勤手当等も報酬に含まれます。
さかのぼって昇給差額が支給されたときは、その額も合わせて記入し、「㋙備考」欄にその旨を記入してください。
（左の記入例「Ⓓの㋙」を参照してください）

【事業所所在地、事業所名称、事業主氏名、電話】
- 事業主本人が自ら署名した場合は、押印は省略できます。
- 届書が 2 枚以上になった場合、2 枚目以降の押印は省略することができます。

㋜ 現物によるものの額

4 月・5 月・6 月中に食事、住宅、定期券など現物給与の支給がある場合に、金銭に換算して記入してください。
食事・住宅については、都道府県ごとの価額により算定した額を記入してください。

㋝ 合計

各月の報酬の合計額を記入してください。ただし、支払基礎日数 17 日未満の月は、記入しないで横線を引いてください。
また、短時間就労者※2 の場合は、支払基礎日数が 15 日以上の月の合計額を記入してください。

㋗ 支払基礎日数 17 日以上の月の報酬月額の総計

支払基礎日数 17 日以上の月の報酬の総計を記入してください。
短時間就労者ですべての支払基礎日数が 17 日未満の場合は、15 日以上の月の報酬の総合計を記入してください。

㋞ 平均額

「㋗支払基礎日数 17 日以上の月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数 17 日以上の月数で割った額を記入してください。（1 円未満は切り捨て）
ただし、短時間就労者であってすべての月の支払基礎日数が 17 日未満の場合は 15 日以上の月の報酬の合計額を、その月数で割った額を記入してください。

㋟ 修正平均額

3 月以前にさかのぼって昇給したことにより、4 月から 6 月の報酬額に当該差額分が含まれている場合は、差額分を除いた 3 カ月分の平均額を記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の平均額を記入してください。※3
その報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより 1 カ月分の給与が支給されない場合は、その給与支給月を除いた月の平均額を記入してください。

㋠ 備考

遡及支払額・昇（降）給差の月額・昇（降）給月、休職、一時帰休等を記入します。
短時間就労者の人については、「パート」と記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、「年間平均」と記入してください。※2
その報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより 1 カ月分の給与が支給されない場合は、資格取得年月日を記入してください。

※1 届出用紙は、年金事務所や日本年金機構ホームページに用意しています。
※2 短時間就労者とは、いわゆるパートタイマーをいいます。
※3 年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、別途、書類の提出が必要となりますので、詳しくは、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご確認いただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

10・審査後

算定基礎届総括表の記載例

算定基礎届総括表は、保険者が各事業所の報酬の支払状況や被保険者数などを把握するために提出していただくものです。
この用紙に必要事項を記入のうえ、算定基礎届とともに提出してください。

届書コード 229（届書）　健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

総括表

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

記入上の注意
ア、※印欄には記入しないでください。
イ、㊅欄には現在行っている事業について具体的に（機械器具製造業、卸売、小売など）記入してください。
ウ、㋒㋓について、この用紙の表面及び裏面で不足するときは、適宜用紙を補って記入し、本紙に添付してください。

㋐事業所整理記号	㋑事業所番号	㋒適用年度 ※	㋓算定完了年月日 ※	社労士コード	通番
01-○○○	○○○○	年	年 月 日		1

㋔総合調査又は会計検査院検査年月日	㋕変更前の業態区分	業態 ※	㋖事業の種類（変更の有無）	5月19日現在の被保険者数 ㋗男	㋘女	㋙計
年 月 日	14		機械器具製造業13 （有）・無	36 人	24 人	60 人

㋚本年6月1日から7月1日までに被保険者になった人	㋛届書に未記載の人で5月31日までに被保険者になった人	㋜届書に記載されている人のうち6月30日までに退職した人	㋝7月1日現在の被保険者総数（㋗+㋘+㋛−㋜）	㋞差引届出者数（㋝−㋙）	㋟7月に月額変更する人	㋠8月に月額変更する人	㋡9月に月額変更する人
2 人	0 人	1 人	61 人	59 人	5 人	1 人	1 人

報酬の支払状況欄

㋢給与の支払日	毎月 15 日締切 （当月・翌月） 25 日支払 （支払日の変更の有無 有・無）	変更前の昇給月 04
㋣昇給月（ベースアップを含む）	年 1 回 4 月 月 月 月 （昇給月の変更の有無 有・（無））	

報酬の種類（現在支給している給与等を○で囲むか、記入してください。）		左の報酬を届に含めて いる	いない
㋤固定的賃金	基本給（月給）、日給、時間給など）、（家族手当）、（住宅手当）、（役付手当）、物価手当、（通勤手当）、その他（ ）	○	
㋥非固定的賃金	（残業手当）、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他（ ）	○	
現物給与 ㋦通勤定期券乗車券など	6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券		○
現物給与 ㋧食事,住宅,その他	（食事）（朝、（昼）夜）、住宅、被服、その他（ ）	○	
㋨賞与など	賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2 回（ 7 月 12 月 月 月）（賞与などの支払月の変更の有無 有・無） 送信		

変更前の賞与支払予定月	0712	直近の賞与支払月	12

備考

㋪7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人	60歳未満の人	60歳以上の人	合計人数
	10 人	6 人	16 人

㋬8月に月額変更する予定者氏名 被保険者整理番号	氏名	㋭9月に月額変更する予定者氏名 被保険者整理番号	氏名
20	国民 圭子	28	健康 信二

社会保険労務士の	名称		㊞
	所在地		

平成 25 年 7 月 5 日提出

受付日付印

事業所所在地	〒○○○-○○　○○市○○町○-○-○
事業所名称	株式会社○○○○
事業主氏名	代表取締役○○○○
電話	○○(○○○○)○○○○

＊ ■ 欄は記入不要です。

＊ 記入の際はボールペン等を使用し、標準字体でわかりやすく記入してください。

㋖ 事業の種類（変更の有無）

現在、行っている事業の種類について「事業所業態分類票」を参照して、記入してください。
また、この１年間に事業の種類に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㋗㋘㋙ 5月19日現在の被保険者数

年金事務所等で入力処理された５月19日現在の被保険者数であり、算定基礎届にはこれらの人を対象に氏名等が印字されています。

㋚ 本年６月から被保険者になった人

６月以降に被保険者となった人は、資格取得届により翌年８月までの標準報酬月額を決定しますので、算定基礎届の対象から除かれます。

㋛ 届書に未記載の人

算定基礎届に印字されていない人で本年５月31日までに被保険者となった人数を記入してください。
なお、これらの人は算定基礎届を提出していただく必要があります。

㋜ ６月30日までに退職した人

算定基礎届に印字されている人で、本年６月30日までに退職した人数を記入してください。

㋝ 被保険者総数

７月１日現在の被保険者総数を記入してください。

㋞ 差引届出者数

算定基礎届の対象となる総人数を記入してください。

㋟ ７月に月額変更する人

●４月に固定的賃金（㋤欄参照）が変動した。
●４月・５月・６月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に２等級以上の差がある。
●３カ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上ある。
上記三つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㋠ ８月に月額変更する人

●５月に固定的賃金が変動した。
●５月・６月・７月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に２等級以上の差が出る予定がある。
上記二つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㋡ ９月に月額変更する人

●６月に固定的賃金が変動した。
●６月・７月・８月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に２等級以上の差が出る予定がある。
上記二つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㋢ 給与の支払日

給与の締切日、支払日を記入し、支払日に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㋣ 昇給月

昇給回数、昇給月を記入し、昇給月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㋤ 固定的賃金

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。
〈例〉基本給、役付手当、家族手当、通勤手当、など

㋥ 非固定的賃金

非固定的賃金とは、支給額等が一定しないものをいいます。
〈例〉残業手当、宿日直手当、皆勤手当など

㋦㋧ 現物給与

現物給与の種類等を○で囲んでください。

㋨ 賞与など

賞与などの支給回数、支給月を記入し、その支払月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㋪ 被保険者となっていない人

７月１日現在、賃金や報酬を支払っている人のうち、被保険者となっていない人（全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険のいずれも加入していない人）の人数を記入してください。

㋬㋭ 月額変更する予定者

㋓および㋪欄に記入してある人数分の氏名・被保険者整理番号をそれぞれ記入してください。
（裏面にも記入欄があります）

【月額変更（随時改定）】

標準報酬月額は、原則として次の算定基礎届の提出まで変更しませんが、報酬が大幅に変わり、次の三つのすべてに該当した人は、月額変更（随時改定）が行われます。

（1）昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
（2）変動月以後引き続く３カ月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に２等級以上の差が生じたとき
（3）３カ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

算定基礎届の記載例

本年7月1日現在の被保険者（6月1日以降に資格取得した人を除く）は、すべてこの届出の対象となります。対象となる被保険者の4月・5月・6月に支払われた報酬の額、平均額等を記入してください。なお、年金事務所等で入力処理された5月19日時点の被保険者については、氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等がプリントされています。プリントされていない場合は、記載されていない欄に追記してください。

〔この届の提出日〕
算定基礎届は、原則として7月10日までに提出してください。

「㋐被保険者整理番号」欄
健康保険被保険者証の番号順にプリントしてあります。

「㋑被保険者の氏名」欄
氏名は、カタカナでプリントされている場合もあります。誤っている場合は、「氏名変更（訂正）届」（年金事務所等に用意してあります。）を提出してください。

「㋒生年月日」欄
明治生まれの人は「1」、大正生まれの人は「3」、昭和生まれの人は「5」、平成生まれの人は「7」を付してプリントされています。生年月日の数字が1桁の場合は、「01」というようにその数字の前に0を一つ付けてプリントされています。誤っている場合は、「生年月日訂正届」（年金事務所等に用意してあります。）を提出してください。

「㋓種別」欄
被保険者が坑内員以外の男子は「1」、女子は「2」、坑内員は「3」、また厚生年金基金に加入しているときは、坑内員以外の男子は「5」、女子は「6」、坑内員は「7」とプリントされています。

「㋔㋕従前の標準報酬月額」欄
算定基礎届を提出する時点で定められている当該欄の被保険者の標準報酬月額が千円単位でプリントされています。たとえば、500,000円の人は「500」とプリントされています。
健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限及び下限が異なります。

「㋖支払基礎日数」欄
支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことをいいます。
たとえば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により定められた日数から欠勤日数を控除した日数を記入してください。
※この例では、毎月15日締切、当月25日払のため、4月は3月16日から4月15日までの「31日」と記入します。

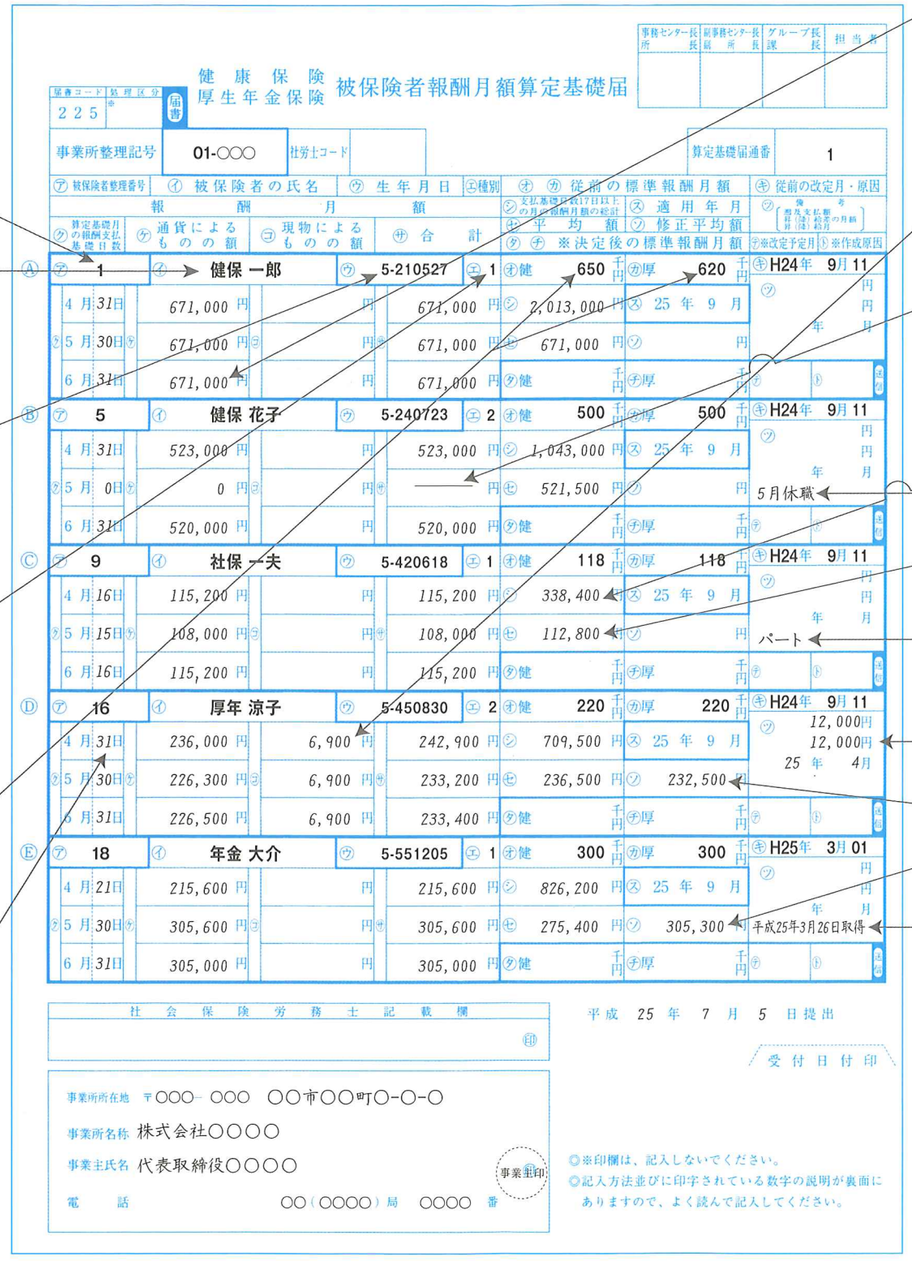

「㋗通貨によるものの額」欄
4月・5月・6月中に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。給与だけでなく通勤手当等も報酬に含まれます。
昇給がさかのぼったため昇給差額が支給されたときは、その額も合わせて記入し、「㋠備考」欄にその旨を記入してください。

「㋘現物によるものの額」欄
4月・5月・6月中に食事、住宅、定期券など現物給与の支給がある場合に、金銭に換算して記入します。食事・住宅については、都道府県ごとの価額により算定した額を記入してください。

「㋙合計」欄
各月の報酬の合計額を記入しますが、支払基礎日数17日未満の月があれば、その月は記入しないで、横棒を引きます。ただし、短時間就労者の場合は、支払基礎日数が15日以上の月の合計額を記入してください。

「㋚支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計」欄
支払基礎日数17日以上の月の報酬の総計を記入してください。短時間就労者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の月の報酬の総計を記入してください。

「㋛平均額」欄
㋚「支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数17日以上の月数で割った額を記入します。（1円未満は切り捨て）
ただし、短時間就労者であってすべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は15日以上の月の報酬の合計額を、その月数で割った額を記入してください。

「㋝修正平均額」欄
3月以前に昇給がさかのぼったため、4月・5月・6月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた3か月分の平均額を記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の平均額を記入してください。※
その報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより1か月分の給与が支給されない場合は、その給与支給月を除いた月の平均額を記入してください。

「㋠備考」欄
遡及支払額・昇（降）給差の月額・昇（降）給月、休職、一時帰休等の表示をします。
短時間労働者の人については、「パート」と記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、「年間平均」と記入してください。※
その報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより1か月分の給与が支給されない場合は、資格取得年月日を記入してください。

※短時間就労者とは、いわゆるパートタイマーをいいます。

［事業主の記名・押印］
事業所の名称等の記入及び事業主の押印をします。（事業主本人が自署した場合は押印は省略できます。）
届書が2枚以上になった場合には、最初の1枚に事業主の名称等の記入及び事業主の押印をし、残りの届書は事業所名称及び事業主氏名等の記入だけでよく、事業主の押印は省略することができます。

※年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、別途、書類の提出が必要となりますので、詳しくは、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご確認いただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

10・書式前

算定基礎届総括表の記載例

算定基礎届総括表は、保険者が各事業所の報酬の支払状況や被保険者数などを把握するために提出していただくものです。総括表には、事業所整理記号、事業所番号等がプリントされています。これに必要事項を記入して、算定基礎届とともに提出してください。

「㋖事業の種類（変更の有無）」欄
現在、行っている事業の種類を「事業所業態分類票」を参照して、記入してください。
また、この1年間に事業の種類に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

「㋕本年6月から被保険者になった人」欄
6月以降に被保険者となった人は、資格取得届により翌年8月までの標準報酬月額が定められますので、算定基礎届の対象から除かれます。

「㋗届書に未記載の人」欄
算定基礎届にプリントされていない人で本年5月31日までに被保険者となった人数を記入してください。なお、これらの人は算定基礎届を提出していただく必要があります。

「㋘6月30日までに退職した人」欄
算定基礎届にプリントされている人で、本年6月30日までに退職した人数を記入してください。

「㋙被保険者総数」欄
7月1日現在の被保険者総数を記入してください。

「㋚差引届出者数」欄
算定基礎届の対象となる総人数を記入してください。

「㋛被保険者となっていない人」欄
7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人（全国健康保険協会管掌健康保険又は厚生年金保険のいずれにも加入していない人）の人数を記入してください。

「㋜㋝月額変更する予定者」欄
㋔又は㋚欄に記入してある人数分の氏名・被保険者整理番号をそれぞれ記入してください（裏面にも記入欄があります。）。

〔月額変更が行われるとき〕
報酬が大幅に変わった場合は、随時、標準報酬月額が改定されますが、次の三つのすべてに該当している人については、月額変更（随時改定）が行われます。
(1) 昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
(2) 変動月以後引き続く3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
(3) 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

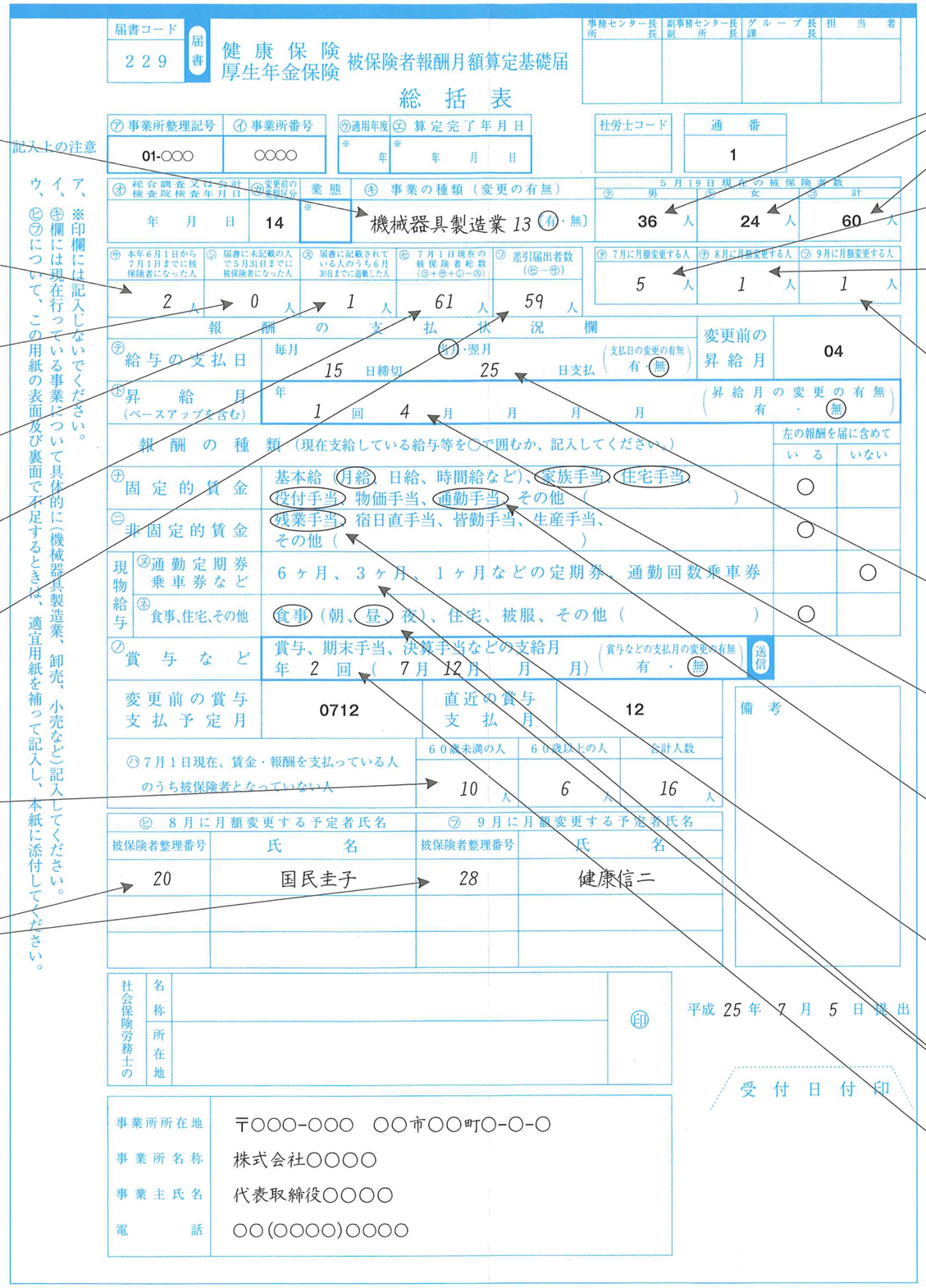

届書コード 229 届書
健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
総括表

事務センター長 所長 / 副事務センター長 副所長 / グループ長 課長 / 担当者

㋐事業所整理記号: 01-○○○ ㋑事業所番号: ○○○○ ㋒適用年度: ※年 ㋓算定完了年月日: ※年 月 日 社労士コード: 通番: 1

記入上の注意
ア、※印欄には記入しないでください。
イ、㋖欄には現在行っている事業について具体的に（機械器具製造業、卸売、小売など）記入してください。
ウ、㋑について、この用紙の表面及び裏面で不足するときは、適宜用紙を補って記入し、本紙に添付してください。

㋔総合調査又は会計検査院検査年月日: 年 月 日 ㋕変更前の業態区分: 14 業態: ※ ㋖事業の種類（変更の有無）: 機械器具製造業 13 (有)・無

5月19日現在の被保険者数: ㋗男 36人 ㋘女 24人 ㋙計 60人

㋚本年6月1日から7月1日までに被保険者になった人: 2人
㋛届書に未記載の人（5月31日までに被保険者になった人）: 0人
㋜届書に記載されている人のうち6月30日までに退職した人: 1人
㋝7月1日現在の被保険者総数（㋗+㋘−㋛−㋜）: 61人
㋞差引届出者数（㋝−㋚）: 59人

㋟7月に月額変更する人: 5人 ㋠8月に月額変更する人: 1人 ㋡9月に月額変更する人: 1人

報酬の支払状況欄

㋢給与の支払日: 毎月 15 日締切 (当)・翌月 25 日支払 （支払日の変更の有無 有・(無)） 変更前の昇給月: 04
㋣昇給月（ベースアップを含む）: 年 1回 4月 月 月 月 （昇給月の変更の有無 有・(無)）

報酬の種類（現在支給している給与等を○で囲むか、記入してください。）		左の報酬を届に含めて いる	いない
㋤固定的賃金	基本給（月給）、日給、時間給など）、家族手当、住宅手当、役付手当、物価手当、通勤手当、その他（ ）	○	
㋥非固定的賃金	残業手当、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他（ ）	○	
現物給与 ㋦通勤定期券 乗車券など	6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券		○
現物給与 ㋧食事、住宅、その他	食事（朝、昼、夜）、住宅、被服、その他（ ）	○	
㋨賞与など	賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2 回（ 7月 12月 月 月） （賞与などの支払月の変更の有無 有・(無)） 送信		

変更前の賞与支払予定月: 0712 直近の賞与支払月: 12 備考

㋪7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人

60歳未満の人	60歳以上の人	合計人数
10人	6人	16人

㋜8月に月額変更する予定者氏名		㋝9月に月額変更する予定者氏名	
被保険者整理番号	氏名	被保険者整理番号	氏名
20	国民圭子	28	健康信二

社会保険労務士の 名称 所在地 ㊞

平成 25 年 7 月 5 日提出

受付日付印

事業所所在地: 〒○○○-○○○ ○○市○○町○-○-○
事業所名称: 株式会社○○○○
事業主氏名: 代表取締役○○○○
電話: ○○(○○○○)○○○○

「㋗㋘㋙5月19日現在の被保険者数」欄
年金事務所等で入力処理された5月19日現在の被保険者数であり、算定基礎届にはこれらの人を対象に氏名等がプリントされています。

「㋟7月に月額変更する人」欄
4月に固定的賃金の変動があり、4月・5月・6月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る人の人数を記入してください。

「㋠8月に月額変更する人」欄
5月に固定的賃金の変動があり、5月・6月・7月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出ることが明らかな人の人数を記入してください。この場合、月額変更予定者の氏名を㋜欄に記入します。

「㋡9月に月額変更する人」欄
6月に固定的賃金の変動があり、6月・7月・8月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出ることが明らかな人の人数を記入してください。この場合、月額変更予定者の氏名を㋝欄に記入します。

「㋢給与の支払日」欄
給与の締切日、支払日を記入し、支払日に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

「㋣昇給月」欄
昇給回数、昇給月を記入し、昇給月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

「㋤固定的賃金」欄
固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。
〈例〉基本給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当など

「㋥非固定的賃金」欄
非固定的賃金とは、支給額等が一定しないものをいいます。
〈例〉残業手当、宿日直手当、皆勤手当など

「㋦㋧現物給与」欄
現物給与の種類等を○で囲んでください。

「㋨賞与など」欄
賞与などの支給回数、支給月を記入し、その支払月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

これから国民年金を受けようとしている
６０歳以上　６５歳未満の方へ

あなたも国民年金を増やしませんか？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で７８６，５００円（平成２５年４月時点）ですが、これを受け取るためには、２０歳から６０歳までの４０年間（４８０月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和６１年３月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成３年３月以前の学生は、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“６０歳～６５歳未満”の５年間、保険料を納めることで６５歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる［任意加入制度］があります。

国民年金の任意加入の対象者は？（老齢基礎年金を増やしたい方など）

つぎの①～③のすべての条件を満たす方が[任意加入]の対象者となります。

① 国内に住所を有する６０歳以上６５歳未満の方
② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
③ ２０歳から６０歳までの保険料の納付月数が４８０月未満の方

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額１５，０４０円（平成２５年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。（保険料の納付方法は原則口座振替になります。）

詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

任意加入のメリットは？

メリット1

老齢基礎年金は、保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど６５歳からの年金も多く受け取れます。詳しくは、添付資料の『国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表』を参照してください。

メリット2

任意加入で納める保険料の総額と、これに見合う年金の受け取りに必要な期間は、６５歳から年金を受け取った場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に７４．１歳（平成２５年度ベース）です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受け取る年金額も多くなります。

たとえば、平成２５年４月に任意加入し、加入年数を５年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、つぎのとおりです。
５年間の保険料納付額（総額）９０２，４００円（平成２５年度ベース）
受け取る年金の増加額（年額）　９８，３００円

65 歳から年金を受け取り、平均寿命（厚生労働省が公表した「平成２３年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は、つぎのとおりです。

男性（平均寿命 79.44 歳）→98，300 円×14.44 年＝約１４２万円

女性（平均寿命 85.90 歳）→98，300 円×20.90 年＝約２０５万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごす上でも有効な制度といえます。

メリット3

国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではありません。２０歳以上６０歳未満の第１号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受け取れます。

メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

任意加入の手続きは、どこで行えばいいの？

国民年金への任意加入は、ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ、加入申出書（「国民年金被保険者資格取得届（申出）書」）に口座振替申出書、年金手帳を添えて提出してください。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

1304 1016 018

（資　料）

国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表（平成２５年度ベース）

（単位：円）

加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額
1	15,040	1,600	21	315,840	34,100	41	616,640	66,500
2	30,080	3,200	22	330,880	35,700	42	631,680	68,100
3	45,120	4,900	23	345,920	37,300	43	646,720	69,700
4	60,160	6,500	24	360,960	38,900	44	661,760	71,400
5	75,200	8,100	25	376,000	40,500	45	676,800	73,000
6	90,240	9,700	26	391,040	42,200	46	691,840	74,600
7	105,280	11,400	27	406,080	43,800	47	706,880	76,200
8	120,320	13,000	28	421,120	45,400	48	721,920	77,900
9	135,360	14,600	29	436,160	47,000	49	736,960	79,500
10	150,400	16,200	30	451,200	48,700	50	752,000	81,100
11	165,440	17,800	31	466,240	50,300	51	767,040	82,700
12	180,480	19,500	32	481,280	51,900	52	782,080	84,300
13	195,520	21,100	33	496,320	53,500	53	797,120	86,000
14	210,560	22,700	34	511,360	55,100	54	812,160	87,600
15	225,600	24,300	35	526,400	56,800	55	827,200	89,200
16	240,640	26,000	36	541,440	58,400	56	842,240	90,800
17	255,680	27,600	37	556,480	60,000	57	857,280	92,400
18	270,720	29,200	38	571,520	61,600	58	872,320	94,100
19	285,760	30,800	39	586,560	63,300	59	887,360	95,700
20	300,800	32,400	40	601,600	64,900	60	902,400	97,300

（注１）：保険料は、１５，０４０円（平成２５年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出。
なお、平成１７年４月から平成２９年３月までは、毎年度、引き上げられる予定ですが、この表ではその分を見込んでおりません。ご注意ください。

（注２）：年金増加額は、平成２５年度(平成２５年１０月時点)の老齢基礎年金額７７８，５００円に任意加入月数を掛け、さらに４８０月（４０年相当）で割って算出（算出額の５０円未満は切り捨て、５０円以上は１００円単位に切り上げ）しています。

日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構
Japan Pension Service

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

あなたも国民年金を増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間は、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいます。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳から 65 歳未満」の 5 年間、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる［任意加入制度］があります。

国民年金任意加入制度　Q＆A

Q．任意加入に条件はありますか？

A．つぎの①～③のすべての条件を満たす方です。

① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方

・年金の受給資格期間を満たしていない方は 70 歳まで加入できます。
・外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

Q．任意加入によるメリットはありますか？

A．●65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。くわしくは、別紙資料の『国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表』または裏面をご覧ください。

●万が一の際にも備えられます。

加入期間中に、万が一病気や事故が起こった際も、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

●長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

65 歳から年金を受け取った場合、74.3 歳※で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。
くわしくは、裏面の「年金増加額の例」をご覧ください。

※ 5 年間保険料を納付した場合で算出。

●納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

裏面へ続く

年金増加額の例

5 年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額はつぎのとおりです。
（平成 25 年度の保険料額、年金額で計算しています。）

●5 年間の保険料納付額（総額）……902,400 円

●65 歳から受け取る年金の増加額
- 70 歳 …… 486,500 円
- 75 歳 …… 973,000 円
- 80 歳 …… 1,459,500 円

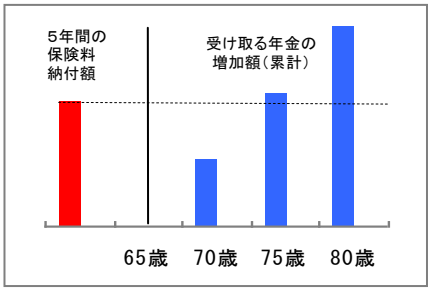

Q．毎月の保険料はいくらになりますか？

A．国民年金の保険料は、月額 15,040 円（平成 25 年度）です。

保険料の納付方法は口座振替になります。
また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。
付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200 円」で計算します。

●60 歳から 65 歳になるまで付加保険料を納めた場合
- 5 年間の付加保険料納付額（総額）… 24,000 円（60 月 × 400 円）
- 付加年金額（年額）…… 12,000 円（60 月 × 200 円）

つまり、65 歳から国民年金を受け取り始めて 2 年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。
くわしくは年金事務所へお問い合わせください。

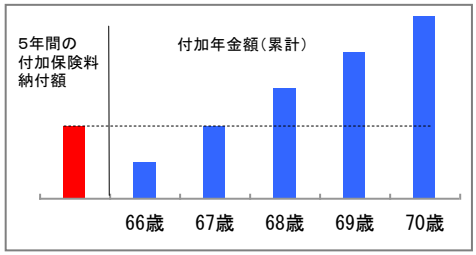

Q．任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

A．ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。
- ●年金手帳または基礎年金番号通知書
- ●預貯金等通帳、印かん（金融機関届出印）

なお、加入日は申出を行った日からになります。

ご不明な点は、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

年金事務所名を表記

1310 1016 001

【資料】

国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表

（平成 25 年度ベース）

（単位：円）

加入月数	保険料納付額	年金増加額（年額）	加入月数	保険料納付額	年金増加額（年額）	加入月数	保険料納付額	年金増加額（年額）
1	15,040	1,600	21	315,840	34,100	41	616,640	66,500
2	30,080	3,200	22	330,880	35,700	42	631,680	68,100
3	45,120	4,900	23	345,920	37,300	43	646,720	69,700
4	60,160	6,500	24	360,960	38,900	44	661,760	71,400
5	75,200	8,100	25	376,000	40,500	45	676,800	73,000
6	90,240	9,700	26	391,040	42,200	46	691,840	74,600
7	105,280	11,400	27	406,080	43,800	47	706,880	76,200
8	120,320	13,000	28	421,120	45,400	48	721,920	77,900
9	135,360	14,600	29	436,160	47,000	49	736,960	79,500
10	150,400	16,200	30	451,200	48,700	50	752,000	81,100
11	165,440	17,800	31	466,240	50,300	51	767,040	82,700
12	180,480	19,500	32	481,280	51,900	52	782,080	84,300
13	195,520	21,100	33	496,320	53,500	53	797,120	86,000
14	210,560	22,700	34	511,360	55,100	54	812,160	87,600
15	225,600	24,300	35	526,400	56,800	55	827,200	89,200
16	240,640	26,000	36	541,440	58,400	56	842,240	90,800
17	255,680	27,600	37	556,480	60,000	57	857,280	92,400
18	270,720	29,200	38	571,520	61,600	58	872,320	94,100
19	285,760	30,800	39	586,560	63,300	59	887,360	95,700
20	300,800	32,400	40	601,600	64,900	60	902,400	97,300

（注１）：保険料は、15,040 円（平成 25 年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出しています。
なお、平成 17 年 4 月から平成 29 年 3 月まで、保険料は毎年度引き上げられる予定ですが、この表ではその引き上げ予定分を見込んでいません。ご注意ください。

（注 2）：年金増加額は、平成 25 年度（平成 25 年 10 月時点）の老齢基礎年金額 778,500 円に任意加入月数を掛け、さらに 480 月で割って算出しています。

※50 円未満は切り捨て、50 円以上は 100 円単位に切り上げしています。

【例】任意加入月数が 30 月の場合

（778,500 円 × 30 月）÷ 480 月 ＝ 48,656.25（下 2 桁が 50 円以上なので切り上げ）
＝ 48,700 円

日本年金機構
Japan Pension Service

1310 1016 002

日本年金機構
Japan Pension Service

ご確認ください！

65歳以降に受け取る老齢年金

65歳になると受け取る年金がかわります

厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方は、65歳になると今まで受け取っていた年金にかわり、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ることになります。

特別支給の老齢厚生年金 → 老齢基礎年金 ＋ 老齢厚生年金

65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取るためには、手続きが必要です。

詳しくは、２ページをご覧ください。

繰下げ受給と振替加算

●繰下げ受給（受給時期を繰下げて、増額した年金を受け取りたいとき）

65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給時期を繰下げて、66歳以降に増額して受け取ることができます。これを繰下げ受給といいます。

詳しくは、3ページをご覧ください。

●振替加算

老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金は、対象となっている配偶者が65歳になると打ち切られます。
ただし、この加給年金が配偶者の老齢基礎年金に振り替えられて加算されます。
これを振替加算といいます。

詳しくは、4ページをご覧ください。

65歳から受け取る年金の手続き

1．手続きに必要な請求書が届きます

特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方には、65歳になる誕生月の初め頃（１日生まれの方は前月の初め頃）に、日本年金機構から「年金請求書」と記入方法を掲載しているリーフレットが届きます。

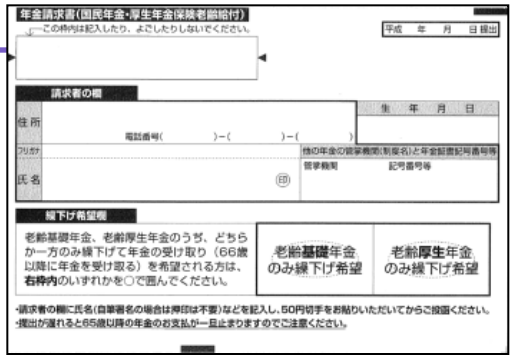

見本：年金請求書（ハガキ）

2．65歳になる誕生月の末日までにご返送ください

「年金請求書」が届きましたら、同封のリーフレットをお読みいただき、必要事項をご記入のうえ、誕生月の末日（１日生まれの方は前月末日）までに日本年金機構に届くようにご返送ください。

●返送を忘れると、年金の支払いが一時保留されます

「年金請求書」が誕生月の末日までに日本年金機構に到着しなかった場合、年金の支払いが一時保留されます。

●選択している年金を変更する場合は、申出が必要です

2つ以上の年金を受け取る権利のある方で、65歳到達により現在受け取っている年金から他の年金に変更する場合は、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

3.「年金決定通知書・支給額変更通知書」が届きます

特別支給の老齢厚生年金にかわり、老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定された場合、「年金決定通知書・支給額変更通知書」でその内容をお知らせします。
なお、年金証書は新たに交付されませんので、現在お持ちの証書を大切に保管してください。

＜「年金請求書」の提出が遅れたときは･･･＞

「年金請求書」の提出が遅れた場合でも、次の手続きを行うことにより65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され、65歳以降の年金を受け取ることができます。
なお、66歳前の場合と66歳を過ぎた場合とでは手続きが異なりますので、ご注意ください。

●66歳前の場合

ご自宅に届いた「年金請求書」をご返送ください。

●66歳を過ぎた場合

ご自宅に届いた「年金請求書」では、請求することはできません。
この場合は、「老齢基礎・老齢厚生 年金裁定請求書（65歳支給）」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。

※「老齢基礎・老齢厚生 年金裁定請求書（65歳支給）」は、年金事務所または年金相談センターに用意しています。

※　年金の請求が5年以上遅れた場合、時効により5年分しか受け取れないことがありますのでご注意ください。

繰下げ受給（受給時期を繰下げて、増額した年金を受け取りたいとき）

1．繰下げ受給には、以下の３パターンがあります

①老齢基礎年金のみを繰下げる

②老齢厚生年金のみを繰下げる

③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げる

なお、③を希望された場合、66歳以降、老齢基礎年金と老齢厚生年金を異なる時期に繰下げて請求することも可能です。

2．繰下げ受給をするには･･･

①②を希望する方･･･････ご自宅に届いた「年金請求書」の『老齢基礎年金のみ繰下げ希望』欄または『老齢厚生年金のみ繰下げ希望』欄のいずれかに〇印を記入してご提出ください。

③を希望する方･･･････････「年金請求書」をご提出いただく必要はありません。

3．繰下げ請求書をご提出ください

66歳以降に繰下げて年金を受け取るときは、「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。
なお、繰下げた年金は、請求を行った月の翌月分から支払われます。

※「老齢基礎・老齢年金支給繰下げ請求書」は、年金事務所または年金相談センターに用意しています。

※ 66歳前に遺族年金または障害年金などを受け取る権利がある方は、繰下げ受給できません。

※ 70歳到達（誕生日の前日）月を過ぎて繰下げ請求書を提出した場合、たとえ数年経過していても70歳到達時点での増額率で年金額が計算されます。

＜繰下げ受給をしたときの増額率等＞

●昭和16年4月2日以降に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

増額率　＝（65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数）× 0.007

【計算例】平成24年4月に65歳になった方が、平成26年4月に老齢基礎年金（年額：600,000円）の繰下げを請求した場合

・増額率 ＝ 24月 × 0.007 ＝ 0.168

・増額後の老齢基礎年金額（年額）＝ 600,000円 × (1＋0.168) ＝ 700,800円

●昭和17年4月2日以降に生まれた方の老齢厚生年金の増額分

増額分　＝（繰下げ対象額＋経過的加算額）× 増額率

※ 繰下げ対象額･･･65歳時点での老齢厚生年金の額 × 平均支給率

＊平均支給率･･･65歳到達月の翌月から繰下げの申出を行った月までの各月の支給率を計算し、その平均をとったもの

＊支給率･･･････ $1 - \frac{\text{在職老齢年金による支給停止額}}{\text{65歳時点での老齢厚生年金の額}}$（支給停止がない場合、支給率は「１」となります）

※ 経過的加算額･･･65歳を境に年金額が下がることのないようにするため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額と老齢基礎年金額との差額を、本来支給の老齢厚生年金に加算するもの

※ 増額率･･･････････65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数 × 0.007

振替加算

老齢（障害）厚生年金または退職（障害）共済年金の配偶者加給年金の対象になっていた方のうち、昭和41年4月1日以前に生まれた方が受け取る老齢基礎年金には、「振替加算」がつきます。
また、一定の条件を満たしている場合は、配偶者加給年金の対象になっていない方でも「振替加算」がつくことがあります。

振替加算の対象者

①夫婦ともに大正15年４月２日以降に生まれた方
②配偶者加給年金の対象となる条件を満たしている方

上記①②の両方を満たす方が対象です。

※厚生年金保険または共済組合などの加入期間が20年以上ある場合は、振替加算の対象者となりません。
また、40歳（女性・船員・坑内員の場合、35歳）以降に加入した厚生年金保険期間が、生年月日に応じて15年から19年以上あると、振替加算の対象とならないケースがあります。

振替加算の仕組み

【ケース①】加給年金 ⇒ 振替加算

本人が受け取っている加給年金の対象者である配偶者が65歳になると、それまで本人が受け取っていた加給年金額は打ち切られます。
このとき、配偶者が受け取る老齢基礎年金の額に、振替加算がつきます。

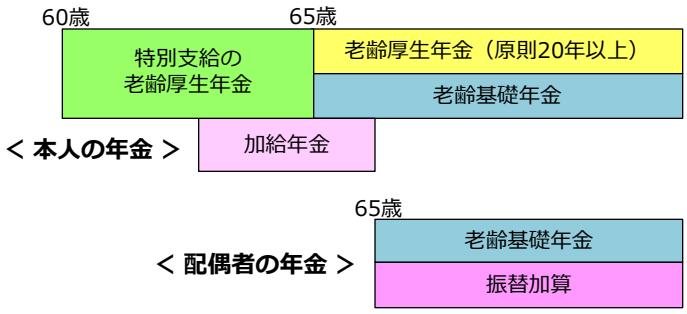

※図は、金額の大きさを表しているものではありません。

【ケース②】加給年金なし ⇒ 振替加算

本人が加給年金を受け取る要件を満たしたとき、すでに配偶者が65歳以上の場合は、加給年金を受け取ることができません。
しかし、本人が加給年金を受け取っていなくても、配偶者が受け取る老齢基礎年金の額に、振替加算がつきます。
この場合、振替加算を受け取るためには「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」の提出が必要です。

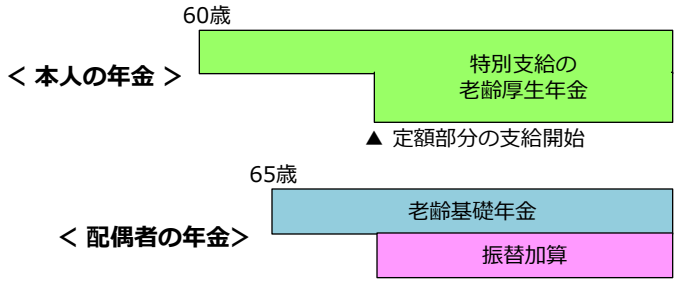

※図は、金額の大きさを表しているものではありません。

振替加算の額

昭和61年4月1日時点で59歳の方は、振替加算が配偶者加給年金と同額となり、それ以降年齢が若くなるごとに減額され、昭和61年4月1日時点で20歳未満の方はゼロとなります。
なお、振替加算額の詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

ご不明な点は、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へ

お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

特別支給の老齢厚生年金を受けている方・・・65歳になると受ける年金が変わります

65歳からの年金を受けるには手続きが必要です

サラリーマンであった方など厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳になると今まで受けていた年金の権利がなくなり、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることになります。この年金を受けるためには手続きが必要になります。

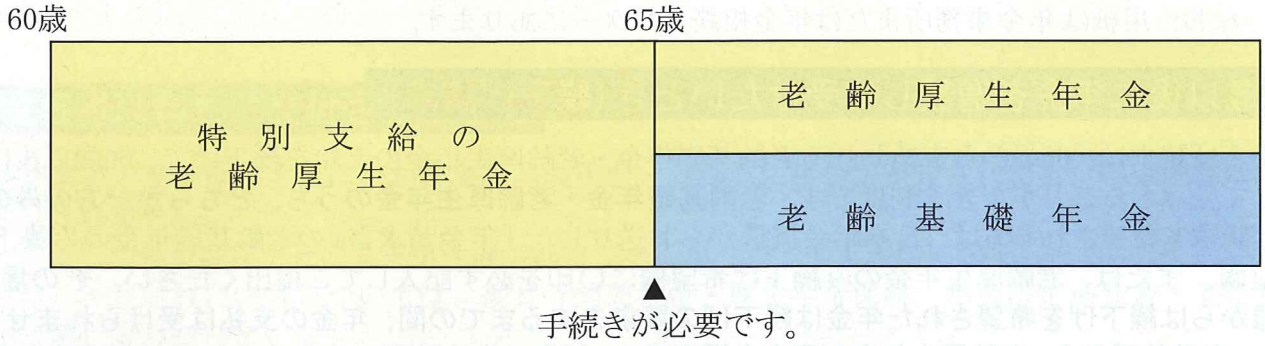

手続きに必要な請求書は日本年金機構から送られてきます

特別支給の老齢厚生年金を受けている方には、65歳になる誕生月の初め頃（１日生まれの方は前月の初め頃）に、日本年金機構から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険　老齢給付）」（ハガキ）（以下「年金請求書」といいます。）と記入方法を説明したリーフレットをお送りします。

65歳になる誕生月の末日までに届くようにご提出下さい

「年金請求書」が届きましたら、同封されているリーフレットをお読みいただき、必要事項をご記入のうえ、誕生月の末日（１日生まれの方は前月末日）までに日本年金機構に届くようにご提出ください。（66歳以後に増額された年金の受給を希望される場合は、次頁「66歳以後に年金を増額して受けたいとき（繰下げ請求）」をご参照ください。）

提出を忘れると年金が一時保留されます

「年金請求書」が誕生月の末日までに日本年金機構に到着しなかった場合、65歳から受けられる老齢基礎年金・老齢厚生年金を決定することができませんので、年金の支払いが一時保留されます。

この場合、今まで受けていた特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が失われたことをお知らせします。

他の年金との選択を変更する場合は申出が必要です

２つ以上の年金を受ける権利のある方で、65歳到達により現在受けている年金から支給停止されている年金への選択替えを希望される場合は、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

「年金請求書」の提出が遅れたとき

「年金請求書」の提出が遅れた場合でも、次の手続きを行うことにより老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

なお、66歳前の場合と66歳を過ぎてしまった場合とでは手続きが異なりますので、ご注意ください。

●66歳前の場合

お送りした「年金請求書」を日本年金機構に提出すると、65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

●66歳を過ぎてしまった場合

66歳を過ぎて年金請求するときは、お送りした「年金請求書」で請求することはできません。この場合は、「老齢基礎・厚生年金年金請求書（65歳支給）」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出いただくことにより、65歳までさかのぼって老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され支払われます。

なお、用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。

66歳以後に年金を増額して受けたいとき（繰下げ請求）

繰下げ請求は、65歳から支払われる老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を繰下げて、66歳以後に増額して受けとることができる制度です。**老齢基礎年金・老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみの繰下げ請求を希望される方は、**日本年金機構からお送りした「年金請求書」の老齢基礎年金のみ繰下げ希望欄、または、老齢厚生年金のみ繰下げ希望欄に**○印を必ず記入してご提出ください。その場合、65歳からは繰下げを希望された年金は繰下げの請求をするまでの間、年金の支払は受けられません。**また、**老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げて、66歳以後に増額して受けとることを希望される場合は、「年金請求書」をご提出いただく必要はありません。**

その後、66歳以後に繰下げて受けようとするときには、「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。ただし、66歳前に遺族年金または障害年金などの年金を受ける権利のある方は、繰下げ請求できません。（66歳以後の繰下げ期間中に遺族年金など他の年金を受ける権利を得た場合は、それらの権利が発生した時点までの繰下げ請求が認められます。）なお、**支給開始を繰下げた年金は請求を行った月の翌月分から支払われます。70歳到達（誕生日の前日）月を過ぎての繰下げ請求は、70歳到達時点での増額率となるため、70歳到達（誕生日の前日）月より後に請求が行われても、それ以上に年金額が増額されることはなく、請求月以前の年金については支払われませんのでご注意ください。**

〈繰下げ請求をしたときの増額率等〉

●昭和16年４月１日以前に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

満年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳以上
増額率	0.12	0.26	0.43	0.64	0.88

●昭和16年４月２日以後に生まれた方の老齢基礎年金の増額率

増額率　＝（65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数）×　0.007

●昭和17年４月２日以後に生まれた方の老齢厚生年金の増額分

増額分　＝（繰下げ対象額＋経過的加算額）×　増額率

繰下げ対象額　＝　65歳時点での老齢厚生年金の額　×　平均支給率

平均支給率　＝　65歳到達月の翌月から繰下げの申出を行った月までの各月の支給率を計算し、その平均をとったもの

$$\text{支給率} = 1 - \frac{\text{各受給権者の在職支給停止額}}{\text{65歳時点での老齢厚生年金の額}}$$

経過的加算額　＝　65歳を境に年金額が下がることのないようにするため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額と老齢基礎年金の額との差額を、本来支給の老齢厚生年金に加算するもの

増額率　＝　65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数　×　0.007

※昭和12年４月１日以前に生まれた方は、老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求ができます。（ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求は平成14年３月31日以前に老齢厚生年金の受給権が発生している場合に限ります。）

※昭和12年４月２日～昭和17年４月１日に生まれた方は、老齢基礎年金の繰下げ請求はできますが、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。（ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求ができないのは平成19年３月31日以前に老齢厚生年金の受給権が発生している場合に限ります。）

※昭和17年４月２日以後に生まれた方は①老齢基礎年金のみ繰下げ②老齢厚生年金のみ繰下げ③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げの３パターンの繰下げ請求が可能です。また、③老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方の繰下げを希望された場合、66歳以後、老齢基礎年金と老齢厚生年金を異なる時期に繰下げて請求することも可能です（ただし、老齢厚生年金の繰下げ請求は平成19年４月１日以後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合に限ります）。

年金証書は新たに交付されません

特別支給の老齢厚生年金にかわり老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定されても、年金証書は新たに交付されません。

いままでの年金証書がそのまま引き継がれることになりますので大切に保管しておいてください。

なお、決定された内容については、後日「国民年金・厚生年金保険　年金決定通知書・支給額変更通知書」でお知らせします。

配偶者が厚生年金保険から年金を受けている方へのお知らせ

老齢基礎年金の振替加算に該当すると･･･
手続きが必要な場合があります

振替加算とは

老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になると、それまで支払われていた加給年金額が打ち切られます。

この加給年金額が配偶者自身の老齢基礎年金に振り替えられて加算されます。これを振替加算といいます。

※振替加算の額は、大正15年４月２日～昭和２年４月１日生まれの方については配偶者加給年金額と同額で、それ以後年齢が若くなるごとに減額されていきます。

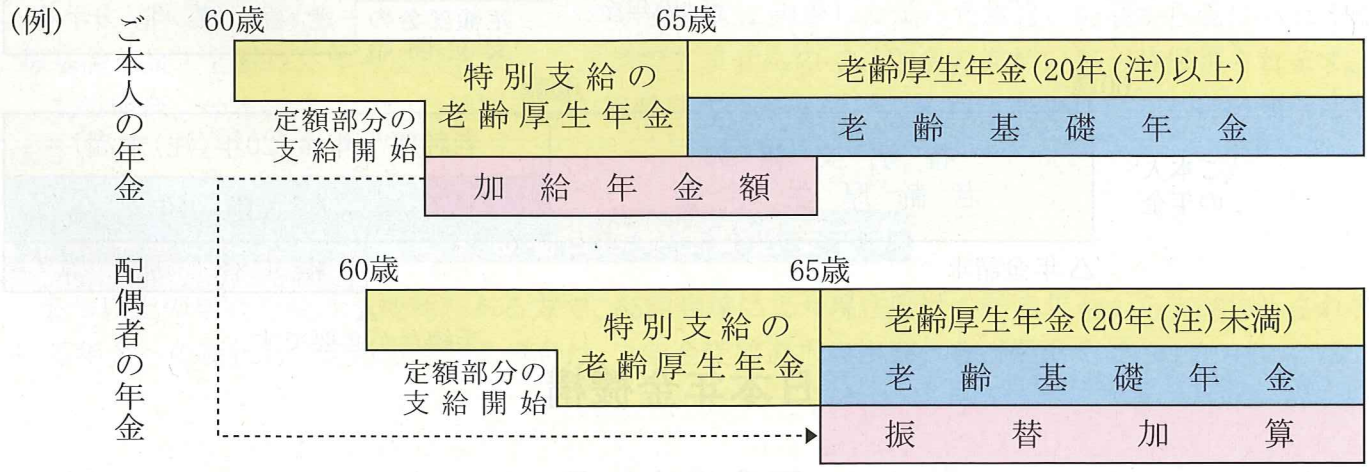

振替加算の対象者

振替加算の対象となる方は、夫婦ともに大正15年４月２日以後生まれで配偶者が受けている年金の加給年金額の対象となっている方です。

ただし、対象となる方の厚生年金保険または共済組合などの加入期間が 20 年(注)未満である場合に限ります。

(注) 厚生年金保険の加入期間が40歳（女性・船員・坑内員の場合35歳）以降、生年月日に応じて15年～19年ある場合も含みます。

振替加算の手続きについて

●振替加算の手続きが不要な方

特別支給の老齢厚生年金などの請求のとき、「配偶者の年金証書の基礎年金番号・年金コードなど」を届出されている場合には、65 歳になると、日本年金機構 で振替加算の処理が自動的に行われますので手続きの必要はありません。

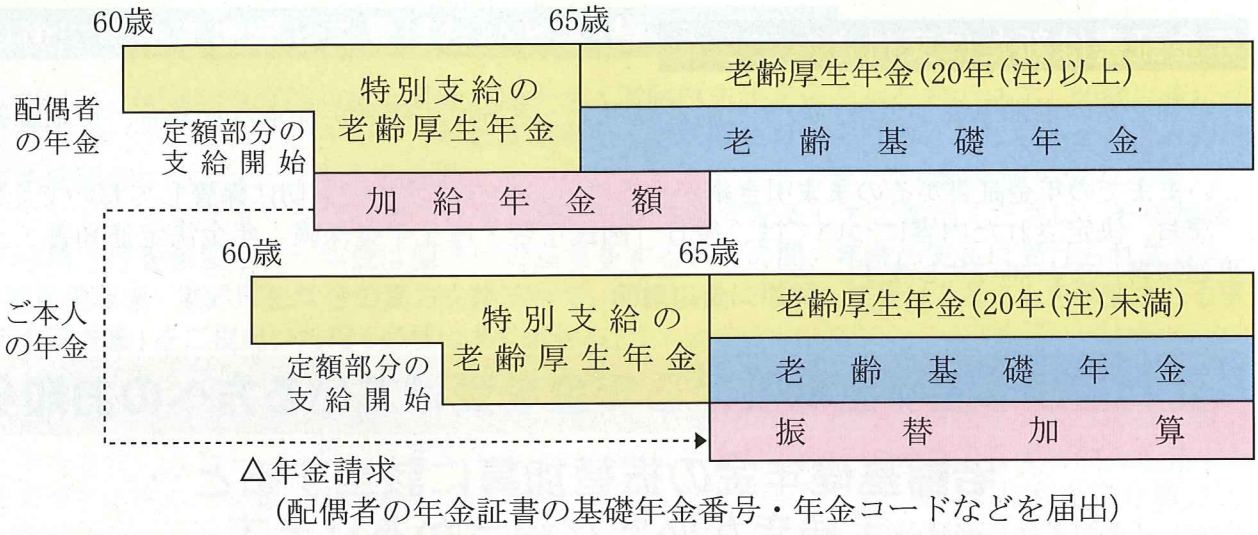

●振替加算の手続きが必要な方

65歳になった後に、配偶者が厚生年金保険または共済組合などの加入期間が20年 (注) 以上の老齢 (退職) 年金または障害年金 (1, 2級) を受けられるようになった場合や、特別支給の老齢厚生年金などの請求のときに配偶者が年金を受けていなかった場合など、**「配偶者の年金証書の基礎年金番号・年金コードなど」を届出されていない場合には、手続きが必要です。**「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」に必要事項をご記入のうえ、戸籍抄本など必要な書類を添付してお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください。

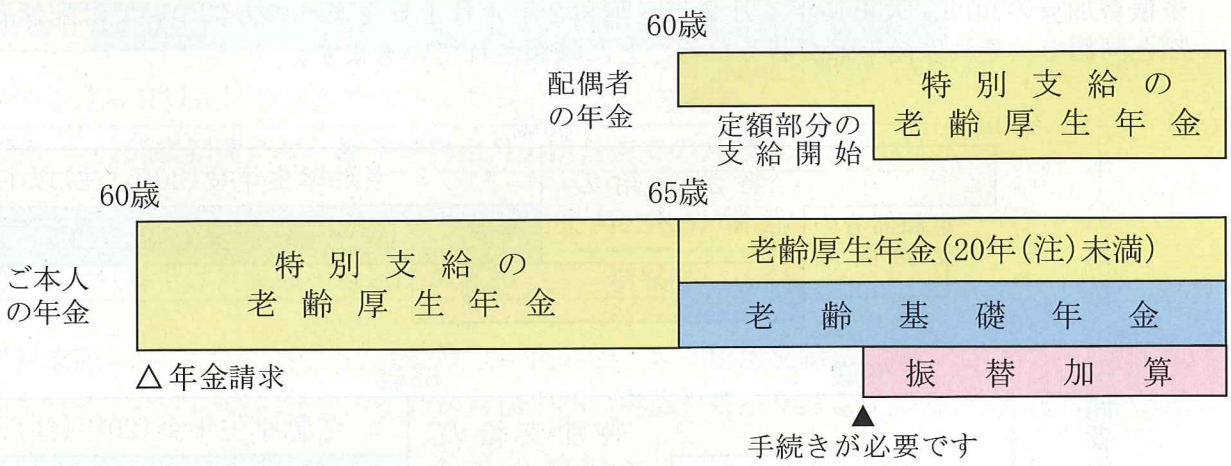

日本年金機構

平成 22 年 4 月